# 第２次豊田市子ども総合計画【素案】
# （子ども・子育て支援事業計画）

平成 26 年 11 月

豊田市

# ＜目　次＞


第1章　計画の趣旨 ..... 1
（1）計画策定の背景 ..... 1
（2）計画の位置づけ ..... 2
（3）計画の対象 ..... 2
（4）計画の期間 ..... 2

第2章　本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 ..... 3

第3章　計画の基本的な考え方 ..... 28
（1）基本理念 ..... 28
（2）施策の取組方針 ..... 29
（3）施策体系図 ..... 32

第4章　施策の展開 ..... 33
（1）基本施策 ..... 33
取組方針Ⅰ　安心して生み育てられる支援体制の充実 ..... 33
1　妊娠中と出産後の親子の健康づくり ..... 33
2　子育ての不安や負担の軽減 ..... 37
3　安全・安心な子どもの生活環境の整備 ..... 44
取組方針Ⅱ　すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり ..... 46
1　保育需要への対応 ..... 46
2　良好な幼児教育・保育環境の確保 ..... 49
取組方針Ⅲ　子どもの権利の保障と青少年の健全育成 ..... 51
1　子どもの権利保障 ..... 51
2　次代を担う青少年の健全育成 ..... 55
取組方針Ⅳ　地域ぐるみによる子育て社会の創造 ..... 61
1　ワーク・ライフ・バランスの推進 ..... 61
2　家庭教育力の向上 ..... 63
3　地域力を活かした子どもの育成 ..... 66
（2）重点事業 ..... 69
**①　24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置** ..... 69
**②　ふれあい子育て教室の開催** ..... 70
**③　0～2歳児の受け入れ枠拡大と幼児教育・保育環境の向上** ..... 71
**④　いじめ防止体制の整備** ..... 72
**⑤　ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組** ..... 73
**⑥　放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用** ..... 74

⑦ **高校生・大学生の社会参加活動促進事業** ..... 75
⑧ **（仮）若者サポートステーション・（仮）若者支援地域協議会の設置・運営** ..... 76
⑨ **親育ち交流カフェの開催** ..... 77

第5章　子ども・子育て支援事業計画 ..... 78
（1）子ども・子育て支援新制度について ..... 78
（2）教育・保育提供区域について ..... 81
（3）教育・保育の量の見込みと確保の内容 ..... 83
**①3～5歳児（1・2号認定子ども）** ..... 83
**②0～2歳児（3号認定子ども）** ..... 89
（4）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 ..... 96
**①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）** ..... 96
**②延長保育（時間外保育事業）** ..... 99
**③子育て短期支援事業（ショートステイ）** ..... 99
**④地域子育て支援拠点事業** ..... 100
**⑤一時保育（一時預かり事業）** ..... 100
**⑥病児・病後児保育事業** ..... 101
**⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児）** ..... 101
**⑧妊婦健診事業** ..... 102
**⑨おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）** ..... 102
**⑩養育支援訪問事業** ..... 103
**⑪利用者支援事業** ..... 103
（5）教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について ..... 104

第6章　計画の推進体制 ..... 105
（1）計画の推進体制 ..... 105
（2）計画の評価 ..... 106

# 第１章　計画の趣旨

## （１）計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。また、青少年を取り巻く状況も複雑化しており、ニートやひきこもり等、自立に困難を抱える青少年が増加しています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、「子ども・若者ビジョン」が平成 22 年に示されました。さらに、平成 26 年 1 月には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 19 年に「豊田市子ども条例」を定めるとともに、平成 22 年に「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定しました。妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。しかし、本市においても子ども・青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、その解決に向けたさらなる施策の推進が求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備、青少年を支援する体制の整備を目的に、本計画を策定します。

## （２）計画の位置づけ

本計画は、本市の子ども条例に規定する「豊田市子ども総合計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

また、本計画は、上位計画である「豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

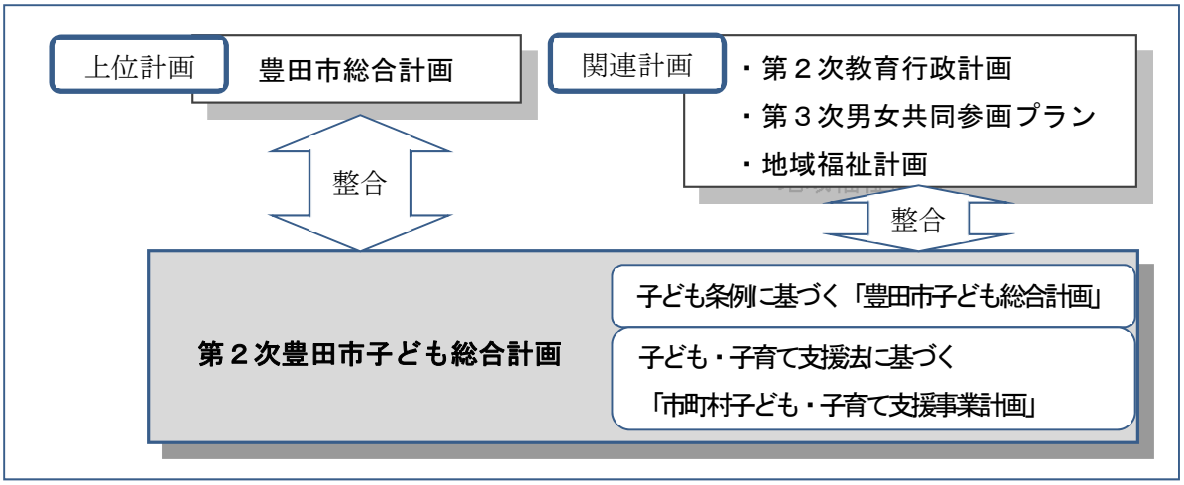


さらに、本計画は、次世代育成支援法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」に位置づけます。

## （３）計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた０歳から概ね 20 歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容により、30 歳代までの若者も含みます。

**妊娠・出産期　→　乳幼児期　→　児童期　→　思春期　→　青少年期**

## （４）計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認を行います。

# 第２章　本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題

子ども・青少年を取り巻く状況について、統計データや平成 25 年度に実施した「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」及び「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」※等から、現状と課題を整理しました。

## １　少子化の状況

平成 25 年のわが国の出生数は、約 103 万 1 千人で、３年連続で統計が残る年の最低記録を更新し、少子化が進行しています。本市においても、国と同様に出生数は減少傾向にあります。少子化の進行は、経済を支える世代の減少につながり、ひいては社会保障制度の持続可能性にも影響を及ぼします。

少子化の背景には、未婚率の増加や仕事と育児の両立の困難等、様々な要因があると考えられますが、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することが必要となっています。

### 出生数の推移

本市の出生数は、平成 25 年で 4,014 人となっており、総じて減少傾向となっています。また、出生数の減少と死亡数の増加に伴い、自然増加数の減少がみられます。

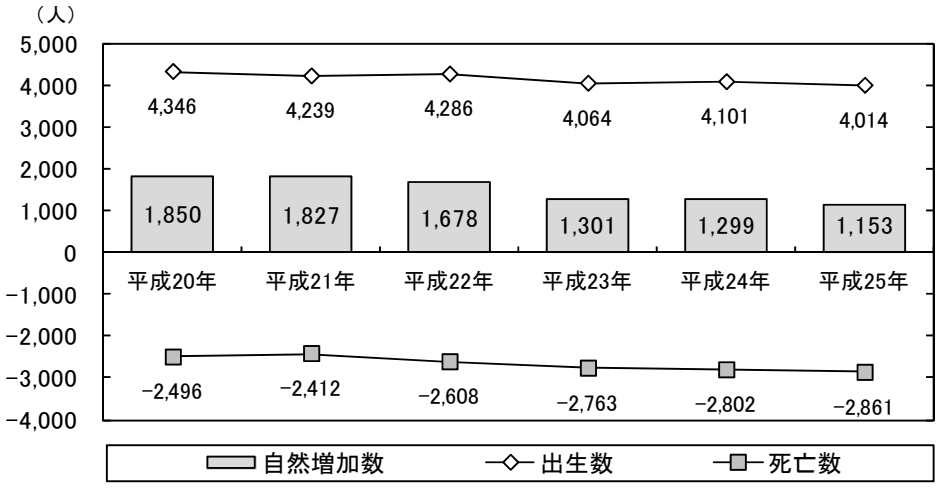


資料:人口動態統計

※以下「意向調査」といいます。

## 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 25 年で 1.63 となっており、国の 1.43、愛知県の 1.47 を上回っています。しかしながら、人口維持に必要な 2.08 を大きく下回っています。

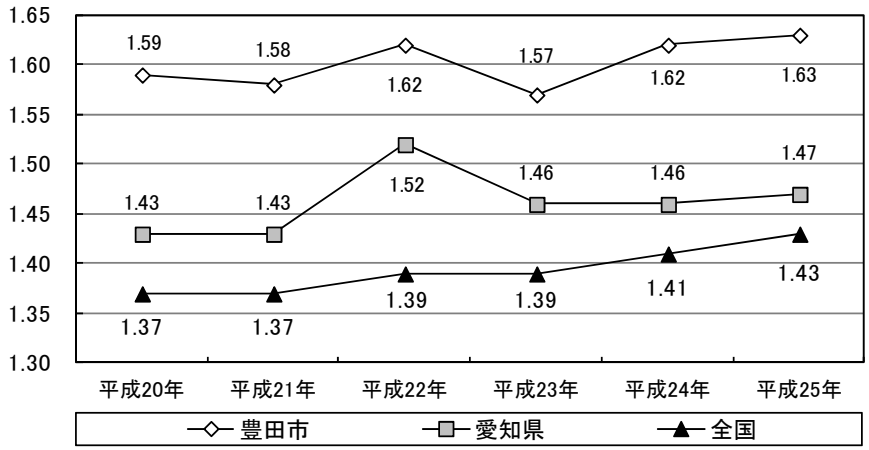


資料:豊田市健康部健康政策課調べ、人口動態統計ほか

## 総人口と 18 歳未満人口・30 歳未満人口の推移

本市の総人口は、平成 26 年には 422,181 人となっており、平成 22 年以降、減少傾向となっています。同年の 18 歳未満人口の占める割合は 17.8%、30 歳未満人口の占める割合は 32.9%となっており、児童人口・青少年人口の割合は年々減少しています。

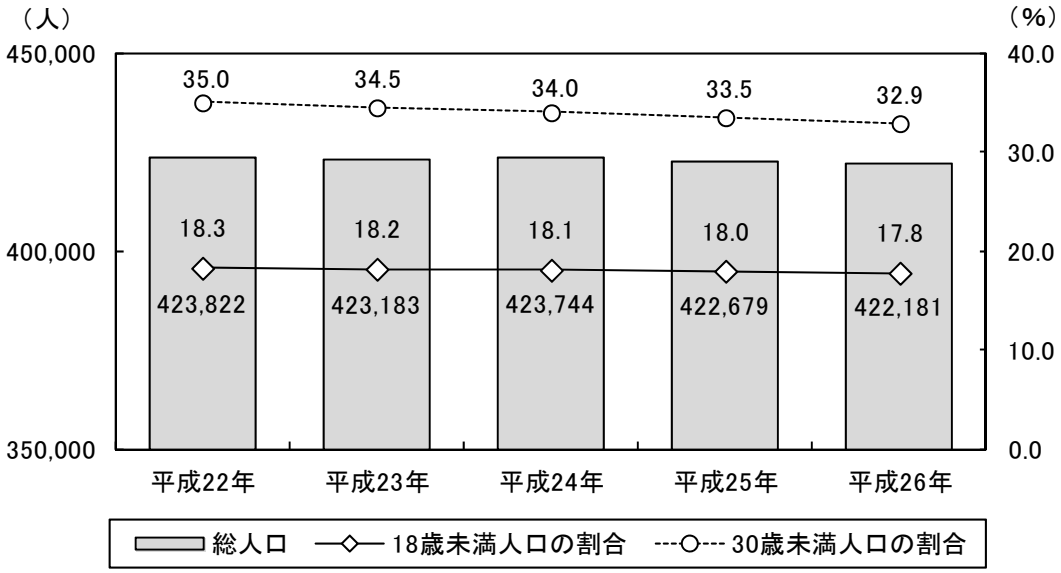


資料:豊田市市民福祉部市民課調べ
注:各年10月1日現在

## 地区別人口における児童人口割合

本市の平成 26 年 10 月 1 日現在の地区別人口は、挙母地区が 130,514 人と最も高く、稲武地区が 2,557 人と最も低くなっており、人口規模に大きな差がみられます。また、子ども（18 歳未満）の人口割合も、猿投地区と藤岡地区が 19.1%と最も高く、旭地区が 9.4%と最も低くなっており、10 ポイント近くの差がみられます。

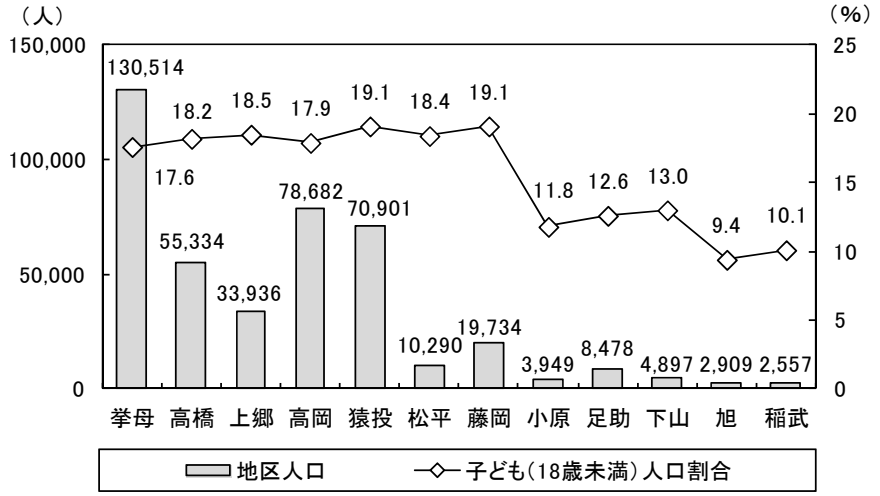


資料：豊田市市民福祉部市民課調べ
注：平成 26 年 10 月 1 日現在

## 婚姻率及び初婚平均年齢

本市の婚姻率※は平成 25 年で 6.4 となっており、国より高くなっていますが、下降傾向にあります。初婚平均年齢は男女とも年々高くなる傾向にあります。

■婚姻率

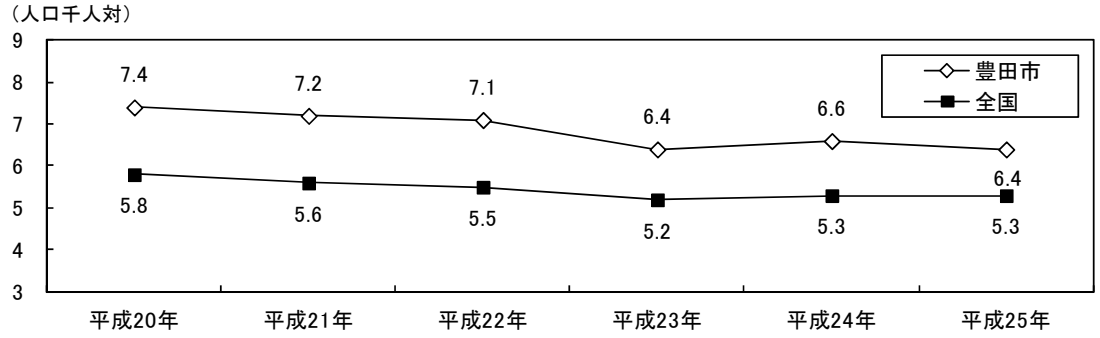


■初婚平均年齢

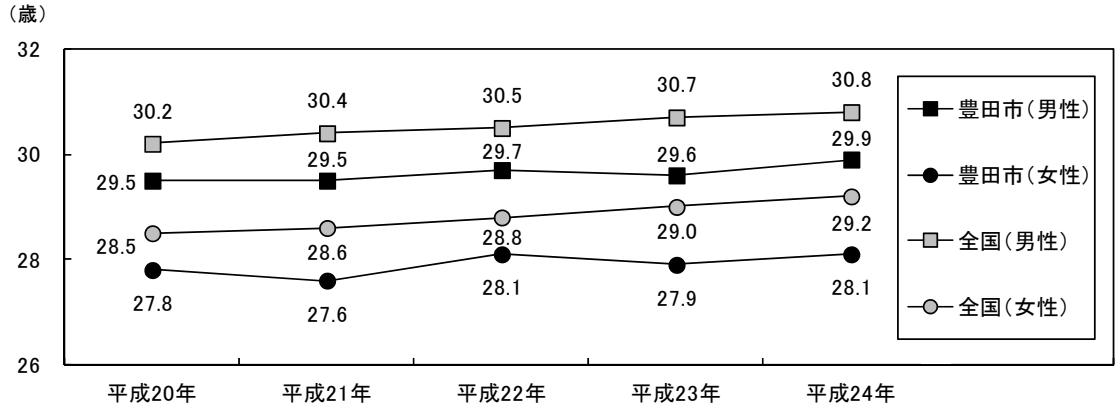


※婚姻率：人口千人に対する婚姻件数。　　資料：人口動態統計

## 2 待機児童の状況

本市では、保育需要に対応するため、公私立こども園の改築・改修や、私立こども園の新設、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の支援等により、定員枠を拡大してきましたが、保育需要の増大がそれを上回っているのが現状です。

特に０～２歳児の待機児童は増加傾向にあり、就労意欲のある子育て中の母親が多いことがうかがえます。少子化が進む一方で、待機児童対策は大きな課題となっています。

「意向調査」によると、３歳児からの幼児教育・保育の利用意向が高くなっているため、ニーズを把握し、それに即したサービスの提供を行うことが必要です。

### 待機児童数の推移

各年度当初には、比較的少ない待機児童数ですが、年度の半ばには増加する傾向にあります。９割以上が０～２歳の低年齢児となっており、その対応が課題となっています。

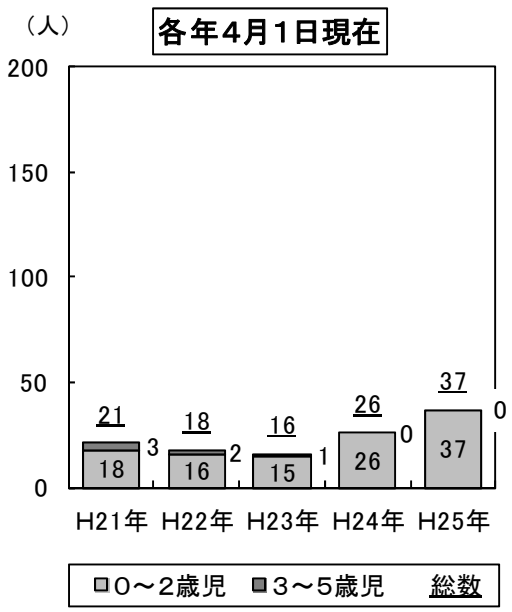


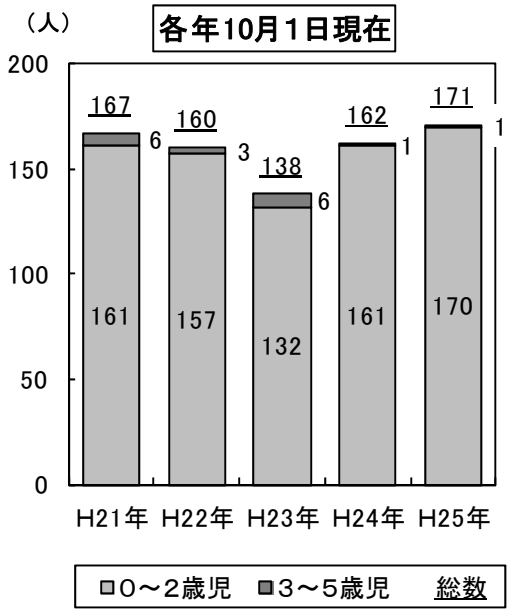


資料:豊田市子ども部保育課調べ

## こども園・私立幼稚園の園児数、就園率の推移

０～２歳児の園児数は増加傾向にあり、今後も女性の就労意向の高まりにより増加していくことが予測されます。３～５歳児の園児数は年によってばらつきはあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。就園率では、特に０～３歳児で大きく伸びています。

■こども園・私立幼稚園園児数

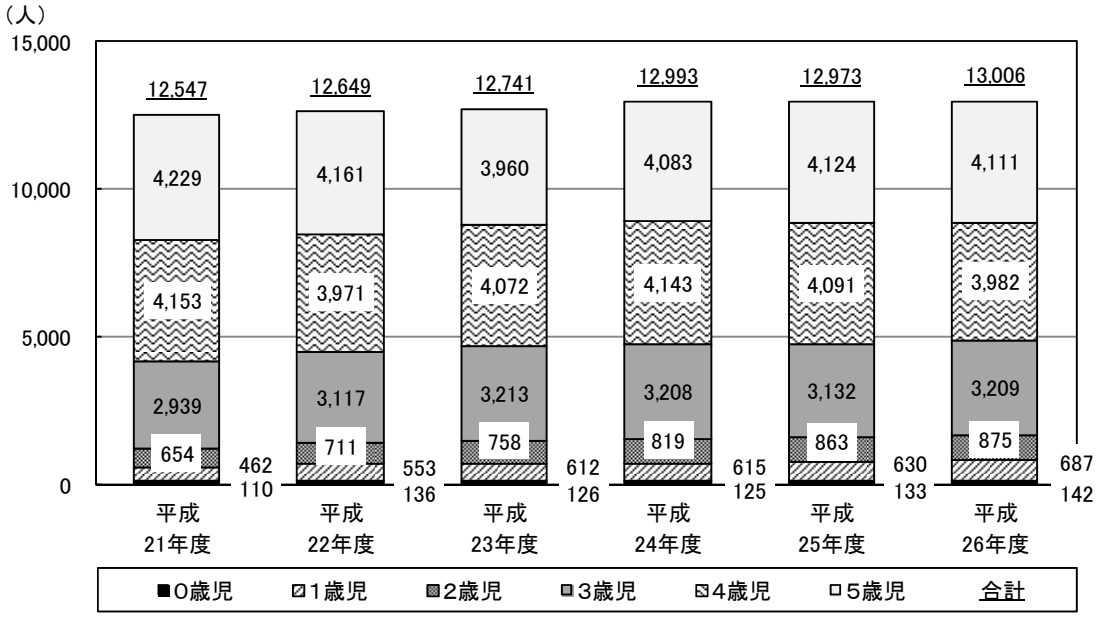


資料:豊田市子ども部保育課調べ
注:各年5月 1 日

■こども園・私立幼稚園就園率

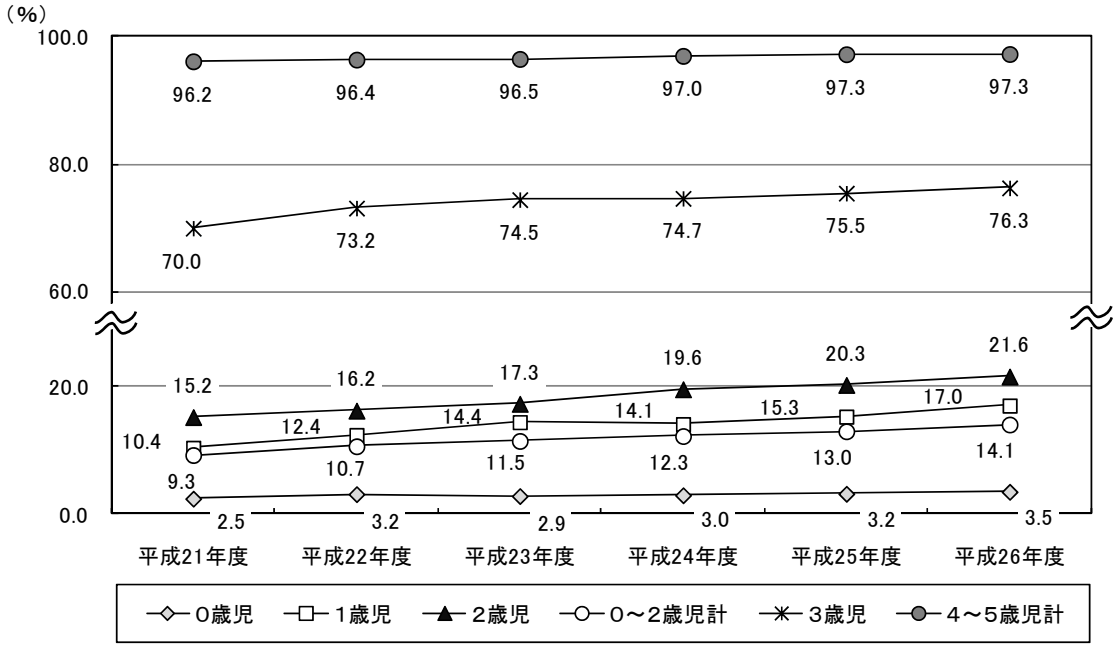


資料:豊田市子ども部保育課調べ
注:各年５月１日

## 定期的な教育・保育事業について、子どもが何歳になったら利用しようと考えているか

こども園、私立幼稚園等の定期的な教育・保育事業を子どもが何歳になったら利用したいかでは、３歳が 56.3%となっており、多くの保護者は３歳児からの就園を希望しています。

※定期的な教育・保育事業を利用していない人のうち、利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」を選んだ人が回答

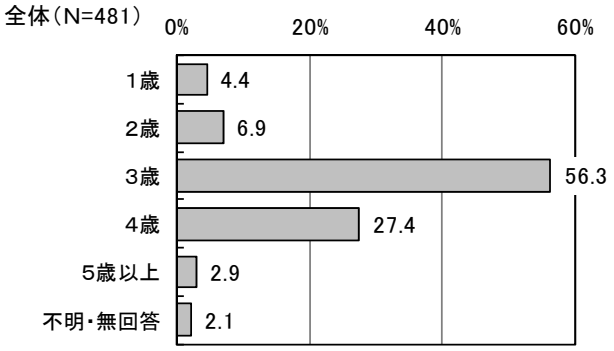


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

## 3 仕事と子育ての両立に関する意識

子育て支援において、「ワーク・ライフ・バランス」は不可欠な要素の一つです。しかしながら、社会の状況は、依然として仕事に偏重しており十分改善されているとはいえません。

本市は子育て世代の専業主婦の割合が高い傾向がみられますが、全国的には労働力人口が減少する中、女性の就労を促進する動きが加速しており、潜在的な女性の就労ニーズがさらに高まっていくことが予測されます。

今後、ますます仕事と子育ての両立は重要な課題となりますが、「意向調査」によると、子育て世代の多くは、「仕事」「家事・育児」「プライベート」のバランスが取れていると感じておらず、５年前と比べても、その意識は低下しています。

これらの意識の改善は、行政のみならず、企業や社会全体で取り組むべき課題であり、市民への啓発や企業との連携等、幅広い施策の展開が必要です。

### 専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合

本市では、子育て世代である 20 歳代後半～30 歳代前半における専業主婦の割合が国に比べて、高くなっています。

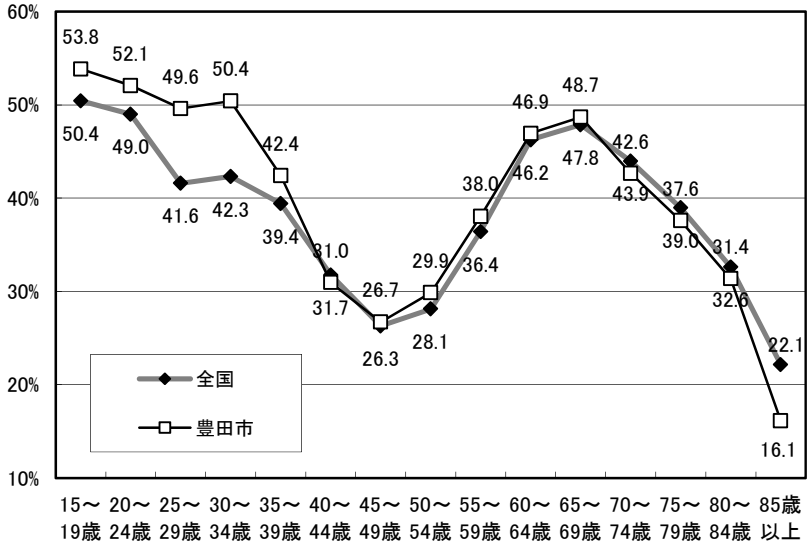


資料:国勢調査(平成 22 年)

## 女性の労働力率の全国・県との比較

出産・子育て等による 30 歳代の労働力率の落ち込みにより、いわゆる「M字カーブ」を描いています。本市におけるこの年代の割合は、国・県に比べて低くなっていますが、今後は就労意向の高まりが予測されるため、子育てしながら働ける環境の整備が必要です。

■女性の労働力率の全国・県比較

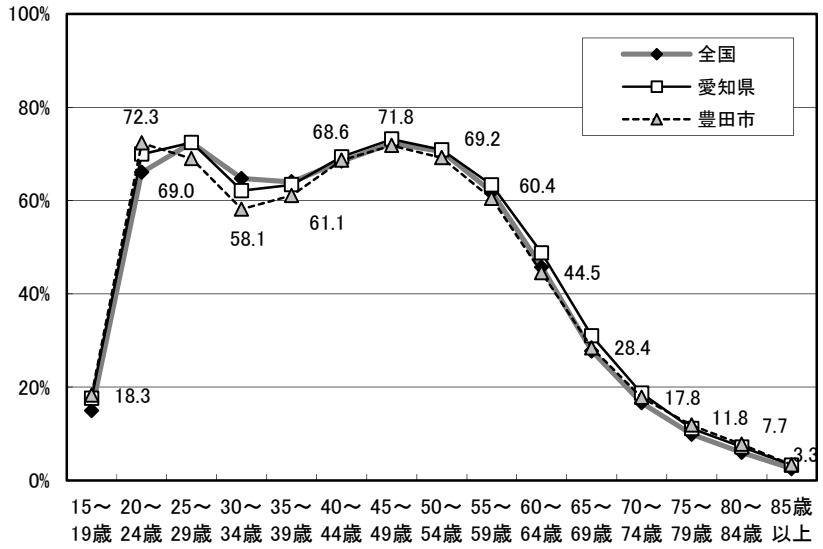


資料:国勢調査(平成 22 年)

## 母親の就労状況（母子健康手帳被交付者、就学前児童保護者、小学生保護者）

母子健康手帳被交付者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 45.6%と最も高く、次いで「就労している（フルタイム）」が 31.8%となっています。

就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 51.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 20.2%となっています。

小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 46.9%と最も高く、就学前児童と比べると 26.7 ポイント高くなっています。

H21 年調査と比べると、フルタイムで就労している人の割合は、いずれも増加しています。育休・介護休業中の人の割合も、いずれも増加しています。

H25 年調査

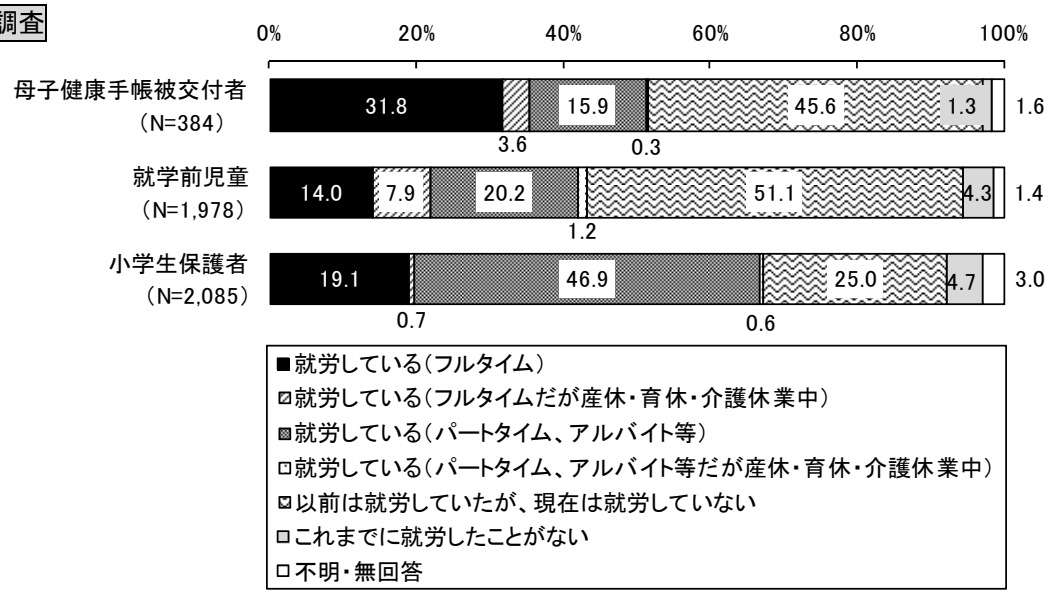


H21 年調査

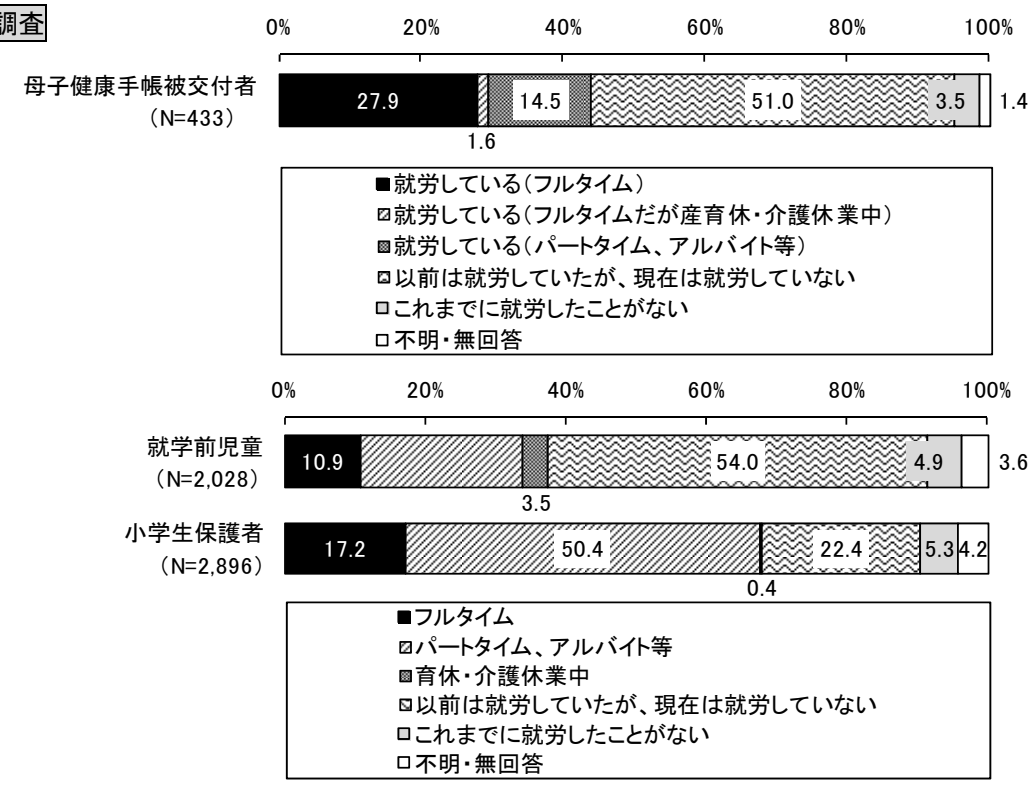


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 21、25 年）

## 「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度　【父親】

父親の希望と現実の優先度の割合は、小学生保護者と中学生保護者に大きな差はみられません。いずれの父親も希望は「仕事・家事（育児）・プライベートのバランスをとる」が６割弱であるものの、現実は「仕事時間を優先」が６割強となっています。

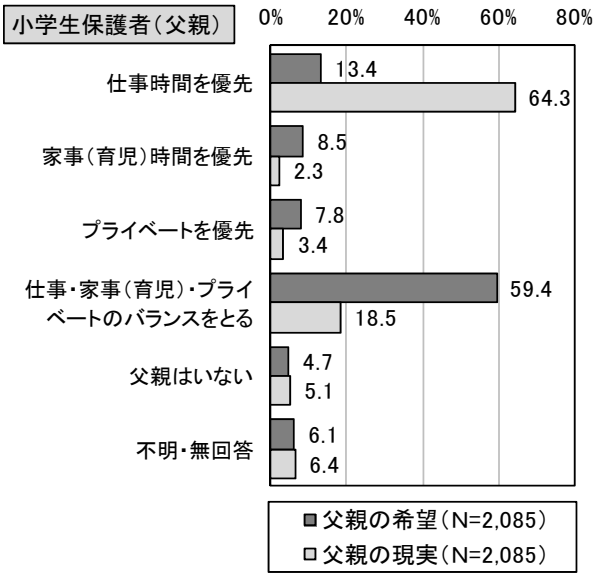


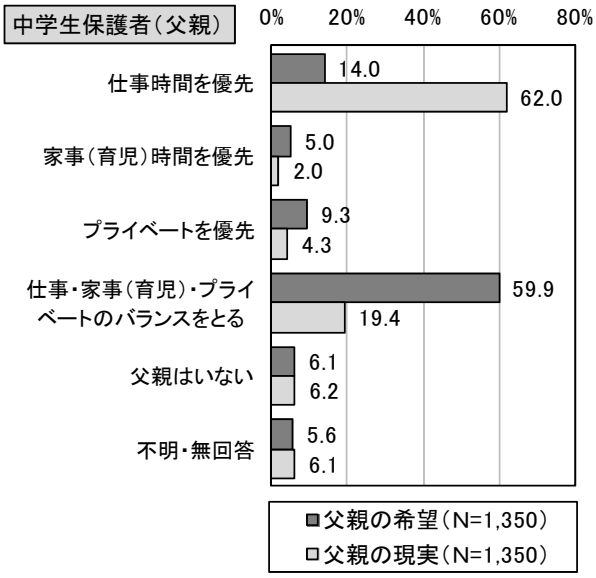


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

## 「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度　【母親】

母親の希望と現実の優先度の割合は、小学生保護者と中学生保護者に大きな差はみられません。いずれの母親も希望は「仕事・家事（育児）・プライベートのバランスをとる」ことが６割以上であるものの、現実は「家事（育児）時間を優先」が４割弱～５割弱となっています。

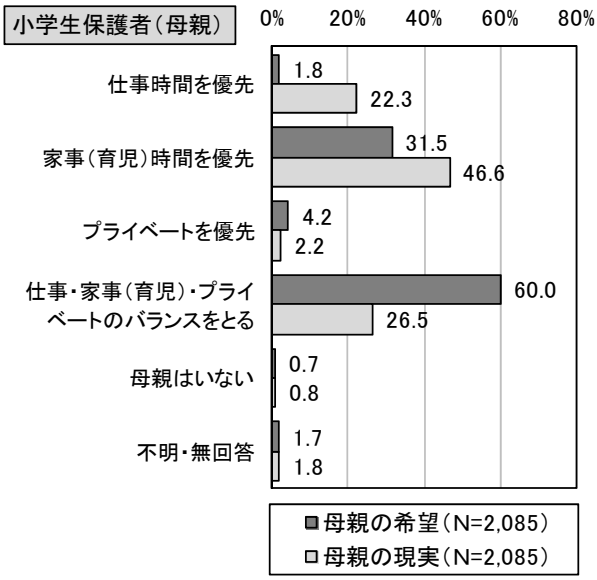


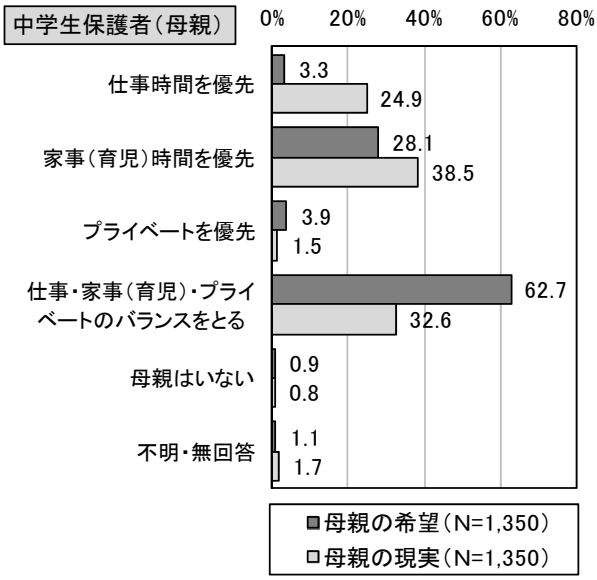


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

## 4 家庭における子育てに関する意識

父母をはじめとした保護者が、子育ての第一義的な責任をもつこと、そして、子どもが健全に成長するには、家庭におけるコミュニケーションや関わりが重要であると考えます。

しかし、「意向調査」によると多くの保護者や市民が、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じています。また、親は子育てに対して自信が持てなかったり、相談相手がいなかったり、様々な悩みや不安を抱えています。

これらの保護者に対する支援を行い、家庭における子育て力の向上を図っていくことが求められています。

### 日頃の子育てについて感じていること（就学前児童保護者）

『子育てに自信がない』(＝「ややBに近い」＋「Bに近い」)は 44.5%で、H21 年調査と比べて 4.9 ポイント増加しています。『子育てが嫌い』(＝「ややBに近い」＋「Bに近い」)は 28.6%で、H21 年調査と比べて 1.4 ポイント増加しています。子育てに自信が持てない人や、子育てに負担やストレスを感じている人が増加しています。

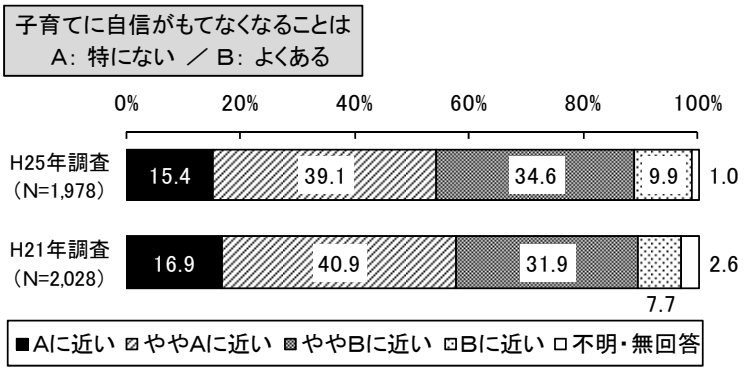


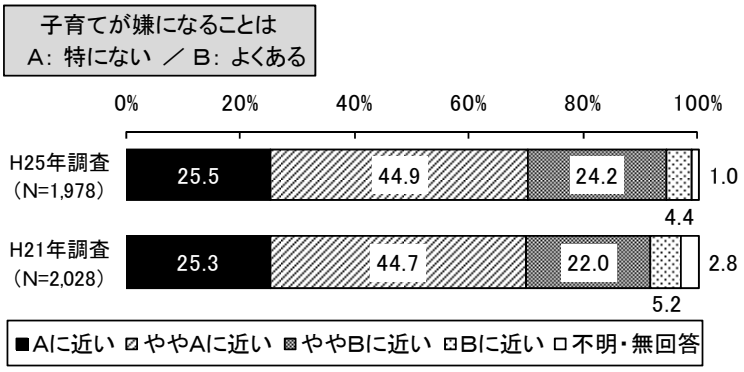


資料:豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査(平成 21、25 年)

## 子育て仲間の有無（就学前児童保護者）

「子育て仲間がいない」人の割合は 6.3%で、H21 年調査と比べて 1.1 ポイント増加しています。気軽に子育てについて相談し合える関係づくりが求められています。

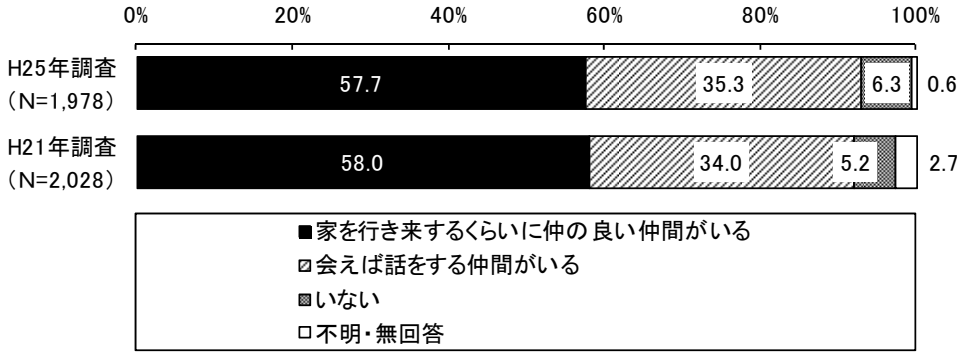


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 21、25 年）

## 子育て支援センター等相談件数

「発育・発達」「しつけ・教育」「基本的生活習慣」等の「しつけ・教育等に関する相談」が多くを占めている一方、「子育て不安・育児ストレス」の件数も多くなっています。保護者の負担軽減につながる各種の支援が必要です。

| 相談区分 | 相談内容 | 相談件数 |
|---|---|---|
| しつけ・教育等に関する相談 | 発育・発達 | 316 |
| | 健康・医学的問題 | 77 |
| | しつけ・教育 | 213 |
| | 基本的生活習慣 | 208 |
| 子育てに関する相談 | 家族関係・親子関係 | 111 |
| | 子育て不安・育児ストレス | 194 |
| | 就労との両立に関すること | 14 |
| 経済的問題等、生活環境上の相談 | 子育て以外の家族関係 | 19 |
| | 近所付き合い | 8 |
| | その他、地域的な問題 | 4 |
| 児童福祉に関する相談 | 虐待・放任・放置に関する相談 | 1 |
| | 障がいに関する相談 | 20 |
| | 不登校・ひきこもりに関する相談 | 16 |
| その他 | | 175 |
| 計 | | 1,376 |

資料：とよた子育て総合支援センター調べ（平成 25 年度）

## 5 地域における子育て支援に関する意識

子育て支援をより包括的に行うためには、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、親と子を地域住民やさまざまな地域資源で支えることが重要であり、見守り等の住民参画をはじめとした「地域力」の活用が不可欠となっています。

「意向調査」では、子育て支援活動への参加の意向をもつ市民は増えています。これらの市民をはじめ、ＮＰＯ団体、大学等との共働により、社会全体で子育て支援に取り組むことが必要です。

また、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、豊かな経験ができる「居場所」について、子どもの身近な地域に整備していくことが求められています。

### 地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて

（小学生保護者、中学生保護者、市民）

『参加してみたい』(＝「内容の企画検討から参加してみたい」＋「参加しても良い」)は、小学生保護者、中学生保護者に比べて、一般市民で高くなっており、33.7%となっています。

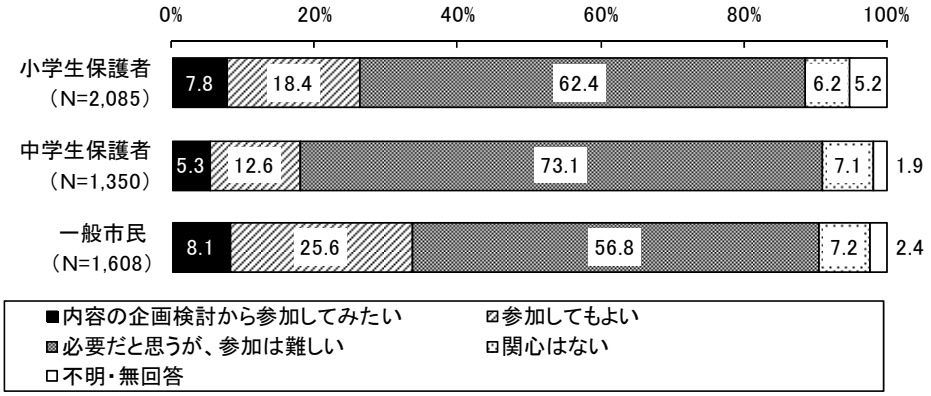


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

### 近所や地域のおとなとのかかわり（小学生高学年）

「あいさつをする人がいる」「声をかけてくれる人がいる」「地域のお祭りや行事に参加している」は5割を超えて高くなっています。

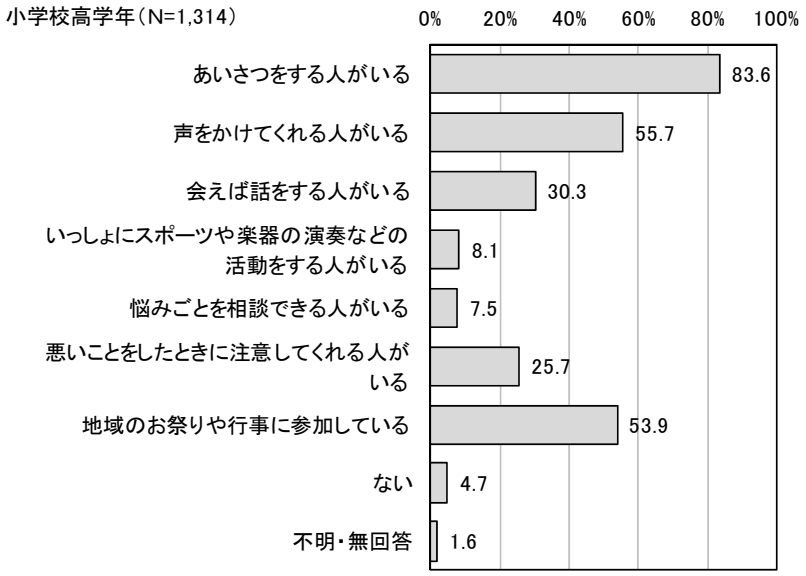


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

## 地域であったらよいと思う場所 〈単数回答〉（中学生、高校生、青少年）

いずれの年代も「友だち同士でゆっくり話せる場所」が４割弱～５割強と最も高くなっています。なお、青少年（19～29 歳）では「学校や職場以外の仲間づくりができる場所」が 31.9%と、他の年代と比べて高くなっています。

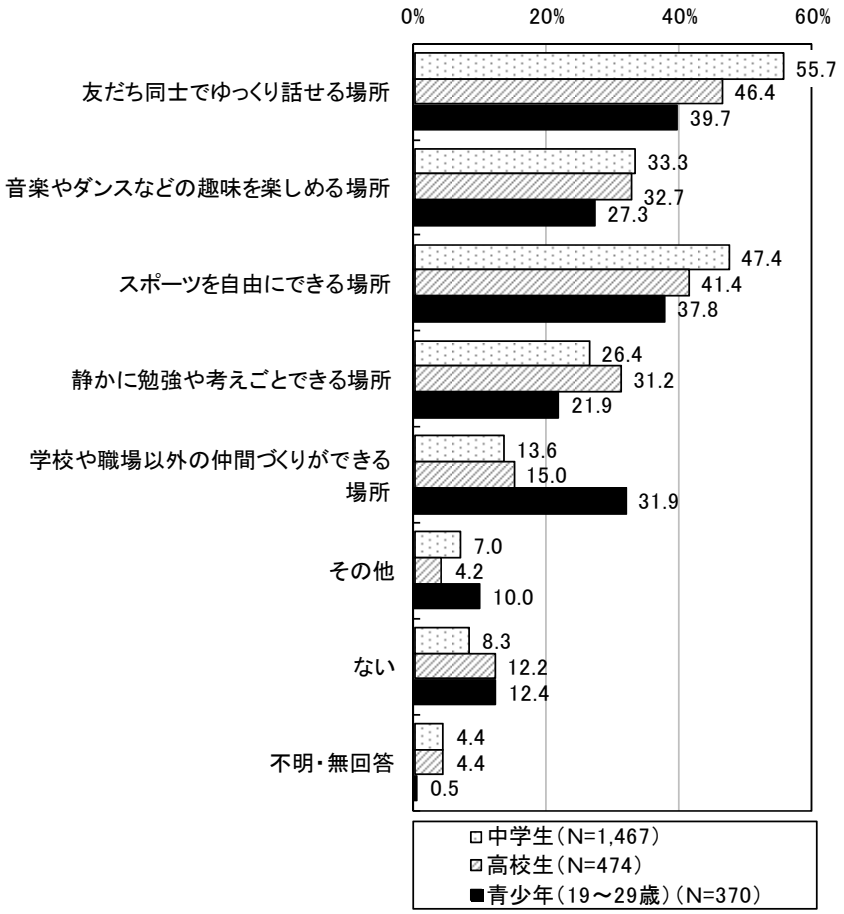


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

## 放課後児童クラブの利用児童数とクラブ数の推移

放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあり、平成26年度で2,642人となっています。保育の質を確保し、安定的な施設運営を行っていくことが課題となっています。

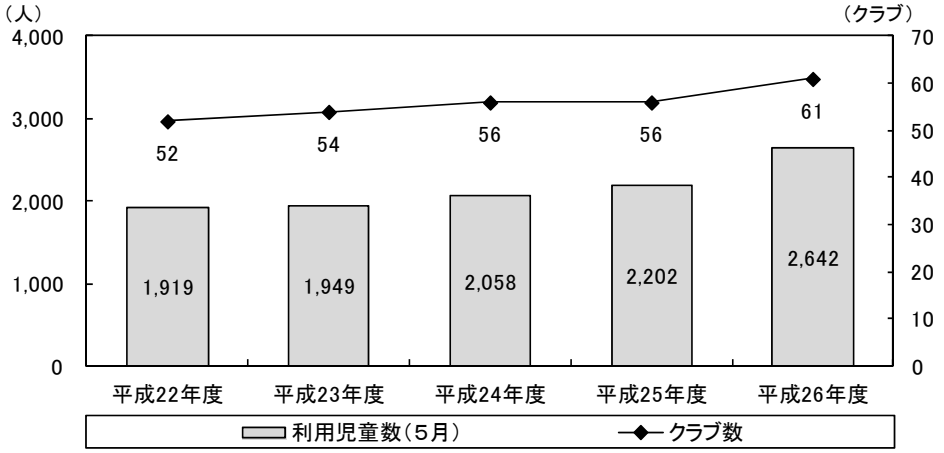


資料：豊田市子ども部次世代育成課調べ
注：各年5月1日現在

## ６ 自立支援が必要な青少年の状況

近年の産業構造や経済状況の変化により、若年者の雇用情勢は依然厳しい状態にあり、自立に困難を抱える青少年が増えています。ニートやひきこもりの状態に陥った青少年の増加が社会問題となっており、雇用問題だけでなく、社会不適応や精神的な問題を抱えているケースも多くみられます。

このような青少年については、自己肯定感を回復しながら社会適応を図れるように、相談支援や体験就労等も含めた段階的かつ総合的な支援が必要となっています。また、支援が必要な青少年に対しては、教育、福祉、医療等も含めた多様な関係機関の連携に基づく取り組みが必要とされ、そのコーディネート機関の設定も含めた体制の整備が求められています。

また近年、携帯電話やスマートフォン等の新しいツールにより、コミュニケーションの方法が変化する中、ＳＮＳ※等によるトラブルも増加しています。基礎的な学力はもとより、生活習慣や人とのコミュニケーション能力を身につけることが重要となっています。

将来、地域の担い手となれるよう、地域活動やまちづくり等、社会参画の機会や場を提供していくことが必要です。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイト。フェイスブック、ライン等。

### 将来の仕事について考えたことの有無 （中学生、高校生、青少年）

いずれの年代も「やりたい仕事がある」が４割以上と最も高く、次いで「やりたい仕事を考えることはあるが、まだ決まっていない」が３割強となっています。なお、青少年（19～29歳）の3.6%が「働くつもりはない」と回答しています。

※回答は勤労者を除く

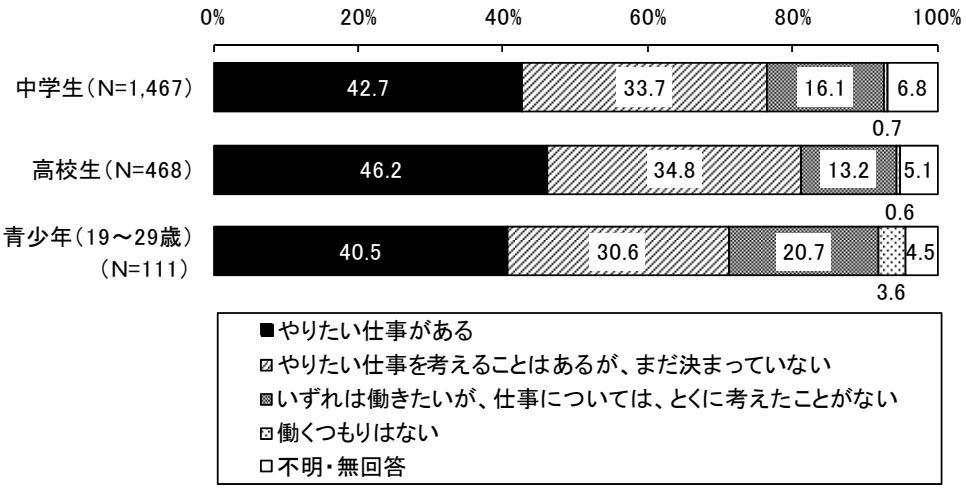


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

## 青少年の失業率の推移（全国）

わが国の青少年の失業率は平成 19 年、20 年あたりにかけて減少傾向でしたが、リーマンショックによる不況のあおりを受けて増加に転じ、近年再び減少しています。

平成 25 年の失業率は、15～19 歳が 6.4%、20～24 歳が 7.0%、25～29 歳が 6.2%となっており、いずれも全年齢計の 4.0%を上回っており、青少年の就業対策は課題となっています。

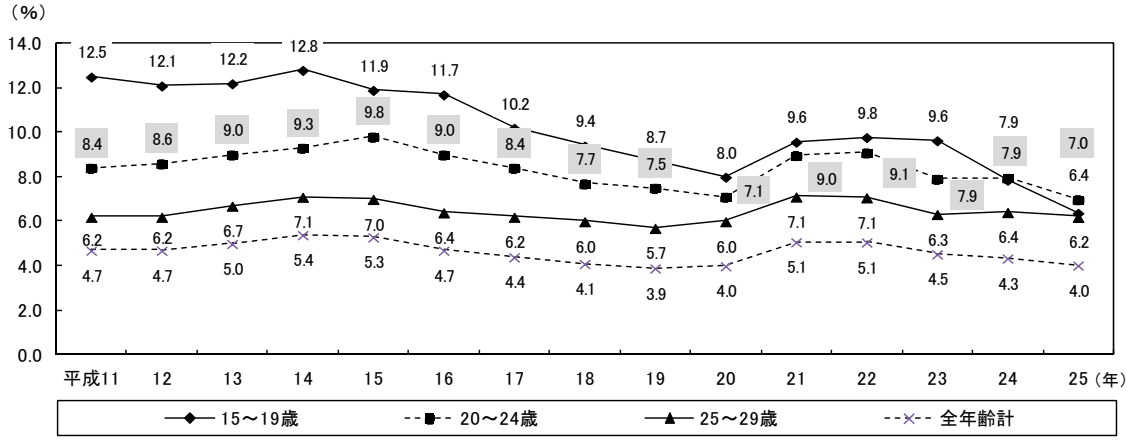


資料:労働力調査(総務省)

## フリーター・若年無業者の推移

フリーターは平成20年には170万人と減少していましたが、翌平成21年以降増加に転じ、平成 25 年で 182 万人となっています。若年無業者は、年によってばらつきはあるものの概ね 60 万人前後で推移しています。若年者の自立・就業支援が課題となっています。

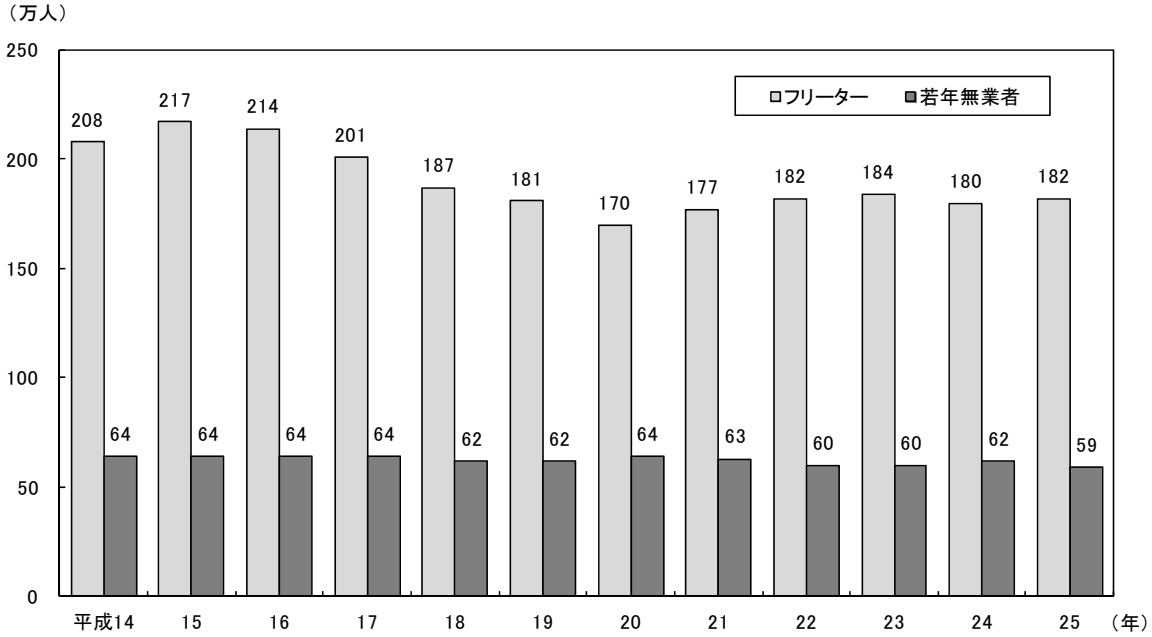


資料:「青少年白書」及び「子ども・若者白書」(内閣府)、「労働力調査」(総務省)

## 自分専用として持っているもの （小学生高学年、中学生、高校生）

年齢が上がるにしたがい、「携帯電話、スマートフォン」の所有率が高くなっており、小学生で23.5%、中学生で54.5%、高校生で94.1%となっています。

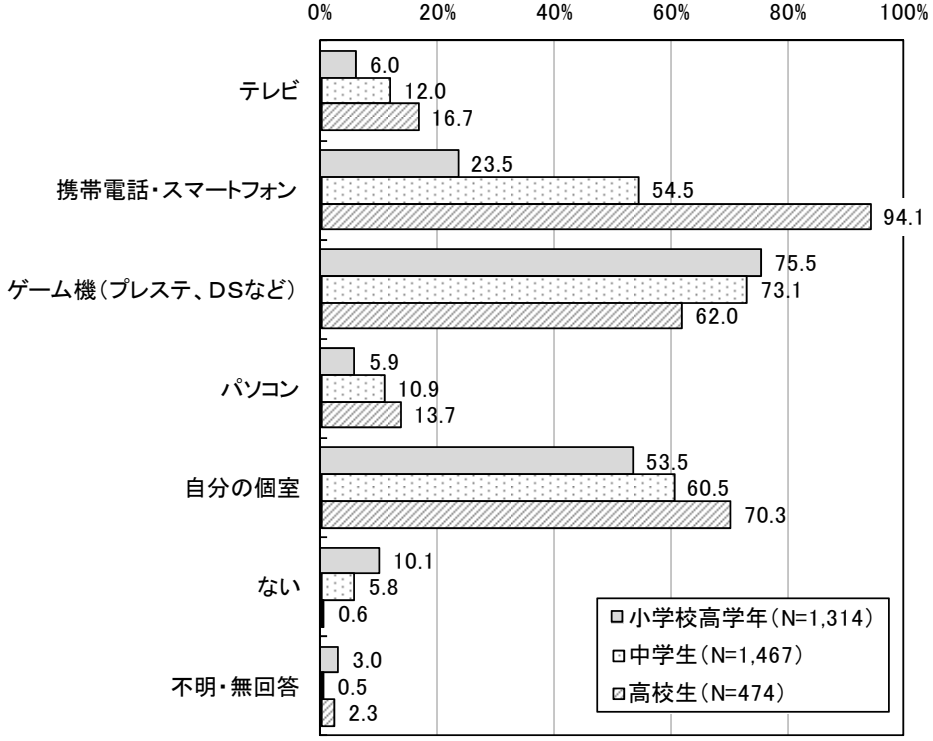


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

## 平日、学校が終わった後に携帯電話・スマートフォンを使った時間

（小学生高学年、中学生、高校生）

年齢が上がるにしたがい、使用時間が増加しており、高校生では、携帯電話・スマートフォンを「４時間以上」使った人の割合が9.6%にも及んでいます。

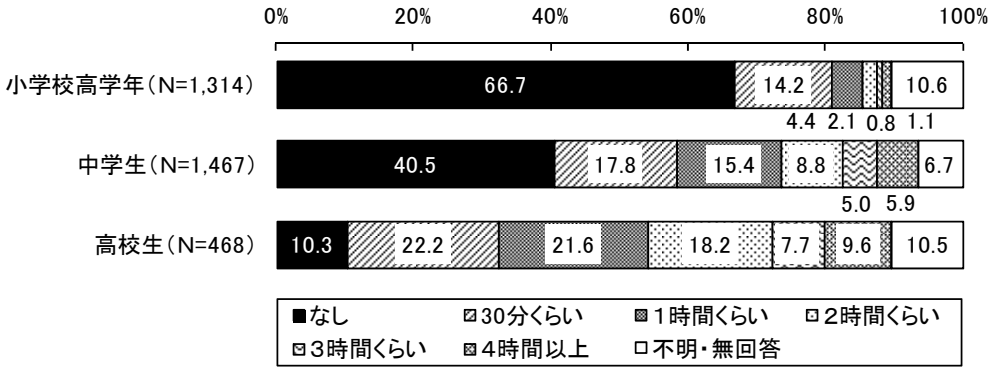


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

## 外出の頻度 （中学生、高校生、青少年）

『ふだんは家にいる』（＝「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」＋「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」＋「自室からは出るが、家からは出ない」＋「自室からほとんど出ない」）は、高校生が 3.1%、青少年（19～29 歳）が 6.0%となっています。このうち、その状態になってから６か月以上に及ぶ人の割合は、それぞれ 1.9%、4.6%となっています。

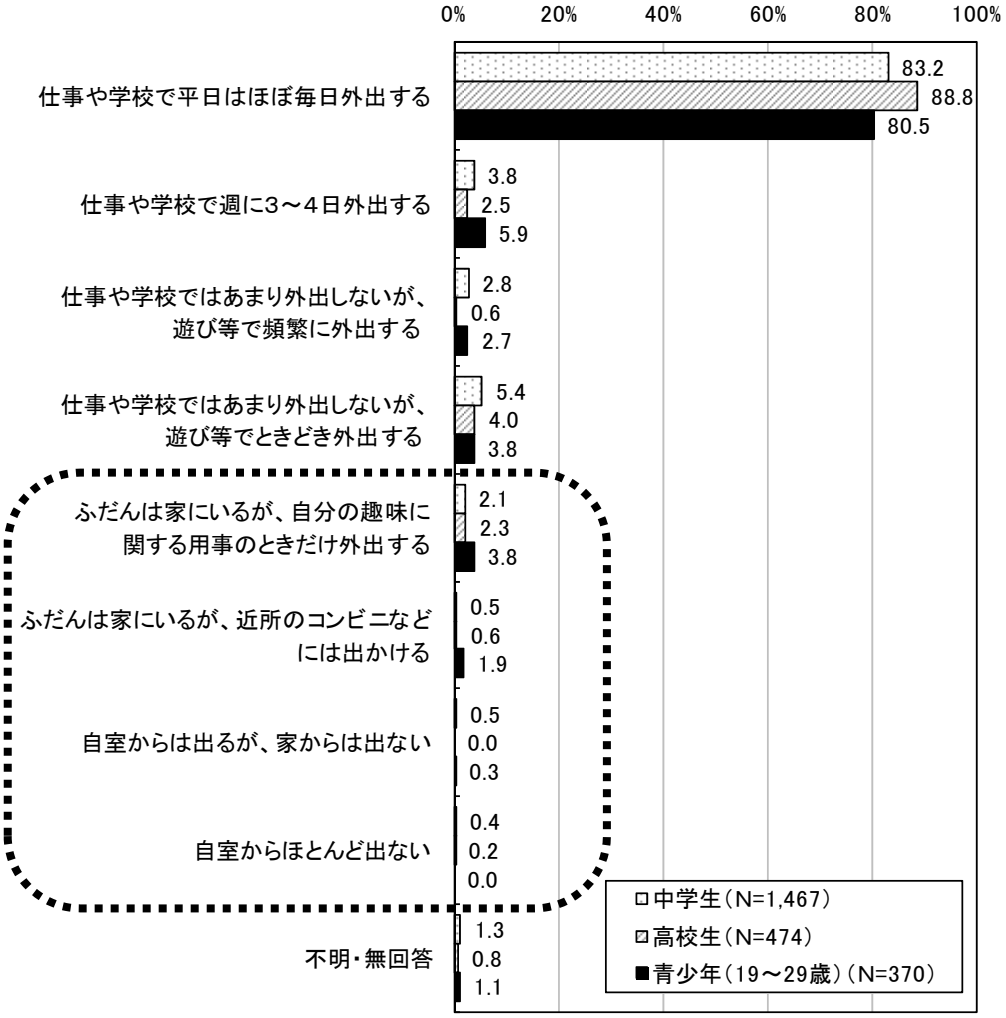


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

※平成 22 年内閣府調査の全国結果（15 歳～39 歳対象）で『広義のひきこもり』（＝「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」＋「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」＋「自室からは出るが、家からは出ない」＋「自室からほとんど出ない」で、その状態になってから6か月以上経過し、妊婦、自宅で仕事をしている人、主に家事・育児をする人等は除く）は 1.79%となっています。

## 7　子どもの権利に対する意識

本市では「豊田市子ども条例」において、すべての子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を保障しています。また、子どもの権利学習プログラムを実施するなどの啓発活動を推進しています。

「意向調査」によると、「子ども条例」や「子どもの権利相談室」の認知度が向上しているだけでなく、子どもに思わず手をあげたりする親が減少し、いやなことをされたりいじめられたりする子どもも減少しており、子どもの権利を守る取り組みが市民生活に浸透しつつあることがわかります。

しかしながら、依然としていじめや児童虐待は社会問題として存在しており、その解消に向けた継続的な取り組みが求められています。

### 「豊田市子ども条例」の認知度　（小学生、中学生、高校生）

『知っている』（＝「内容まで知っている」＋「あることを知っている」）は、H21 年調査と比べて、小学校低学年で 1.5 ポイント、小学校高学年で 6.1 ポイント、中学生で 10.9 ポイント、高校生で 9.3 ポイントそれぞれ高くなっており、認知度の向上がうかがえます。

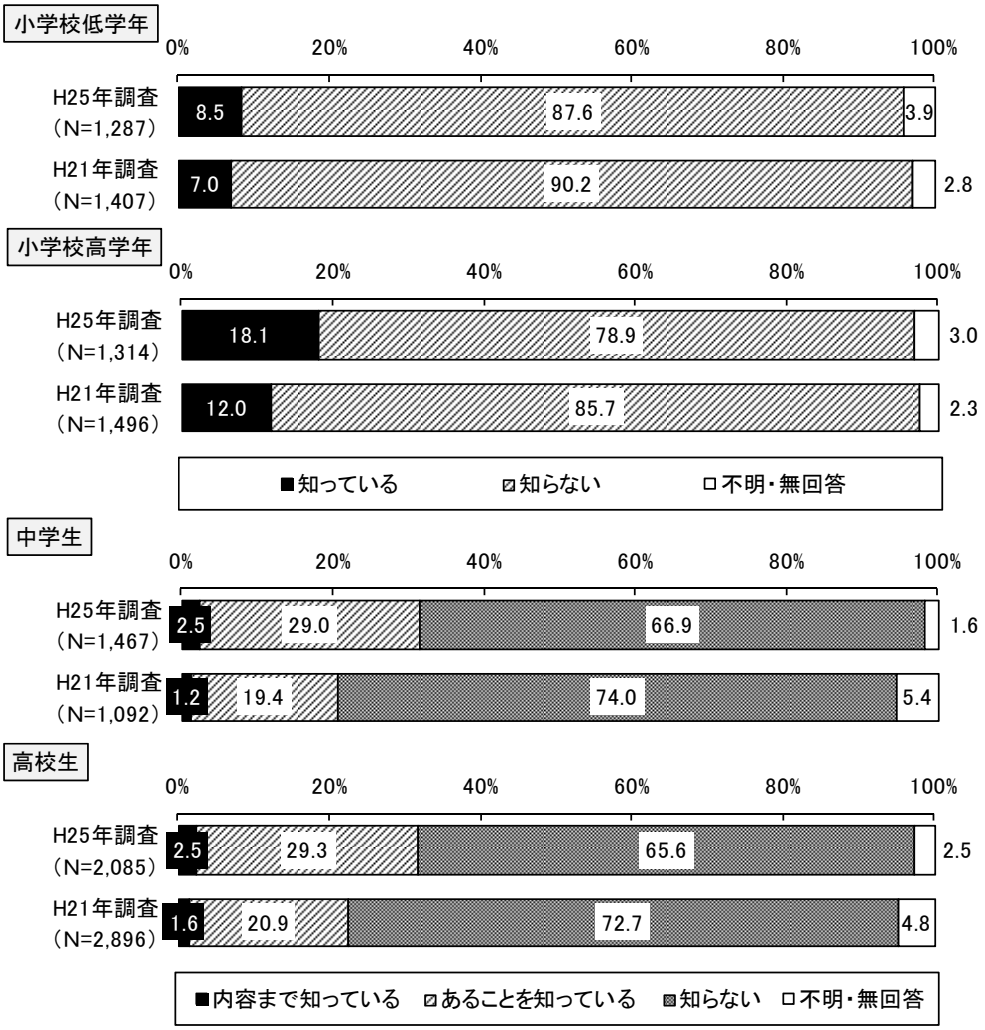


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

## 「とよた子どもの権利相談室」の認知度　（小学生、中学生、高校生）

「知っている」が、H21 年調査と比べて、小学校低学年で 9.2 ポイント、小学校高学年で 10.8 ポイント高くなっています。中学生、高校生は２割程度の認知度となっています。

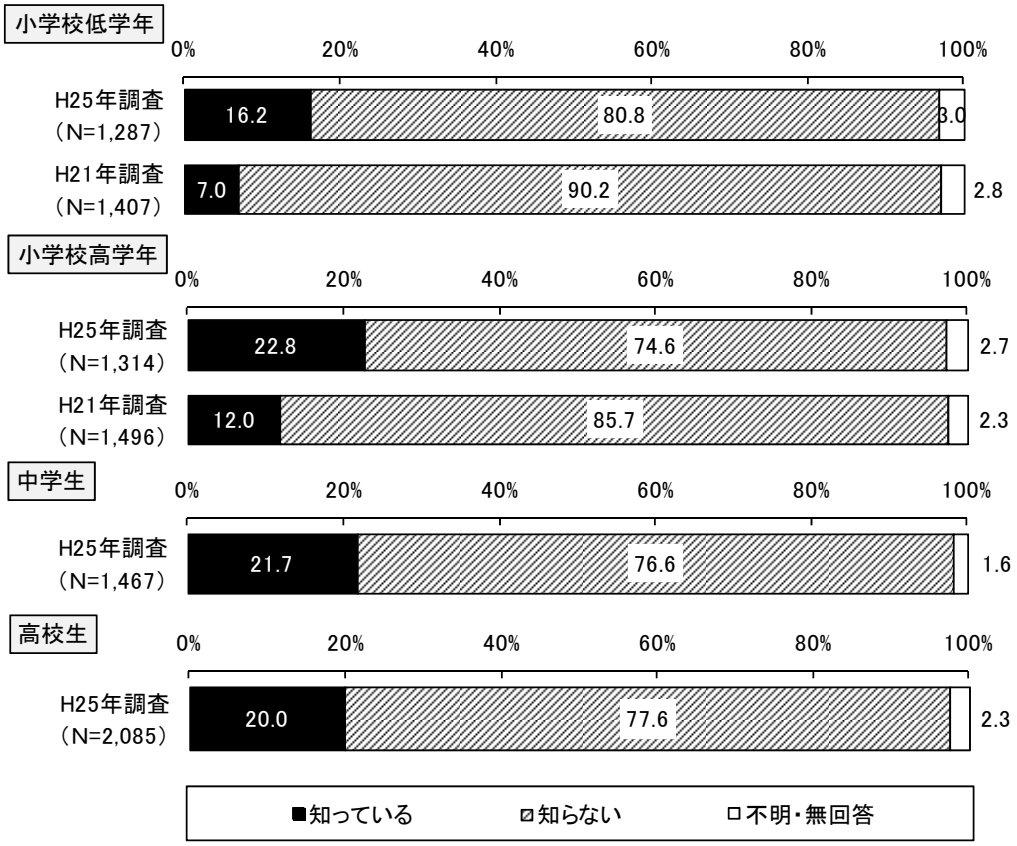


資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

## 豊田市における「子どもの権利」の尊重に関する現状認識

（小学生保護者、中学生保護者、市民、中学生、高校生）

『尊重されている』（「尊重されている」＋「まあ尊重されている」）は３割から４割程度となっています。概ねH21年調査に比べて増加しているものの、高校生では減少しています。

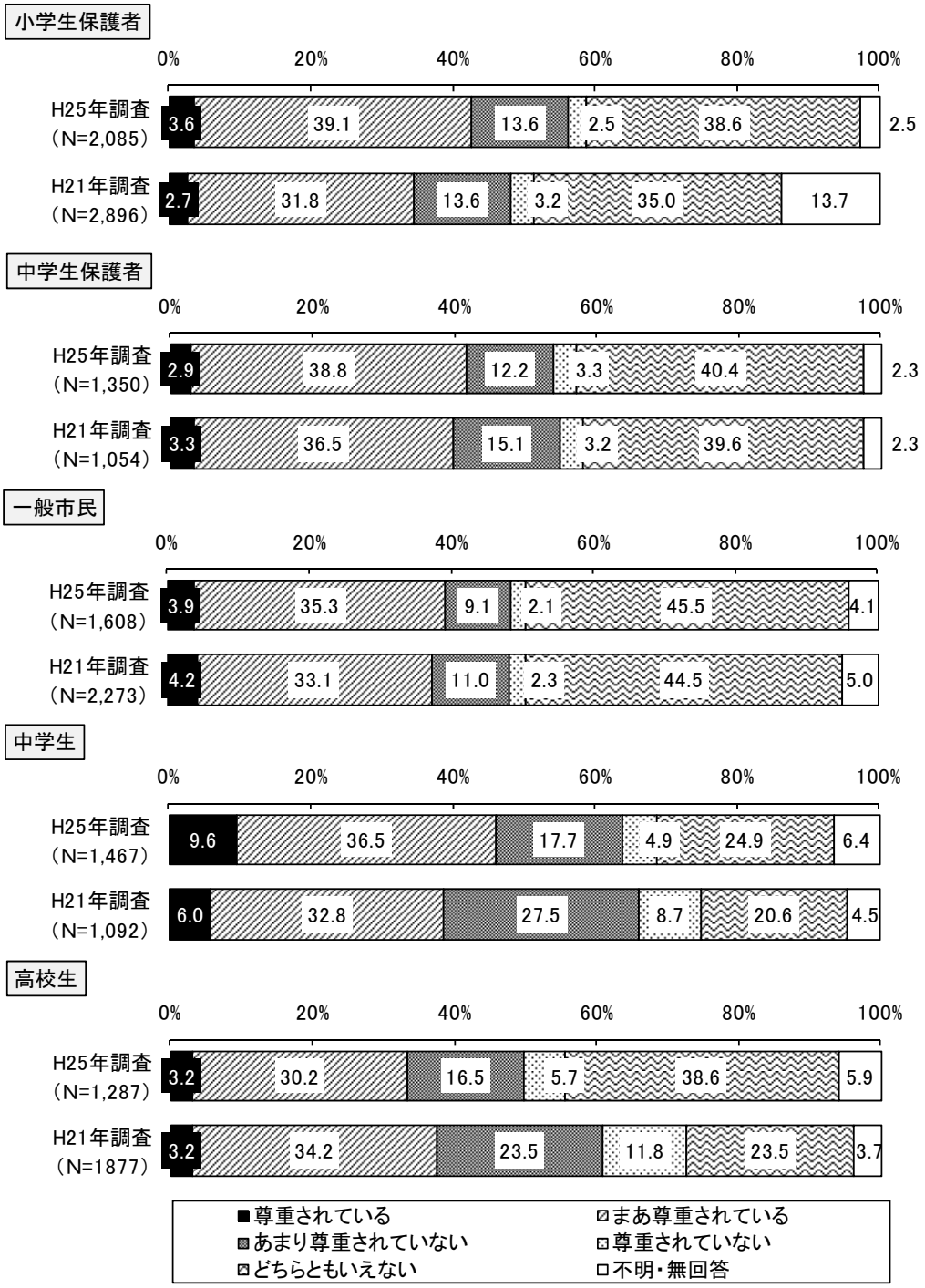


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成25年）
豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

## 子どもが学校に行かなくなったこと（不登校）の有無 （小学生保護者、中学生保護者）

「よくあった」「時々あった」「現在学校に行っていない」を合わせると、小学生保護者で8.0%、中学生保護者で11.1%となっています。

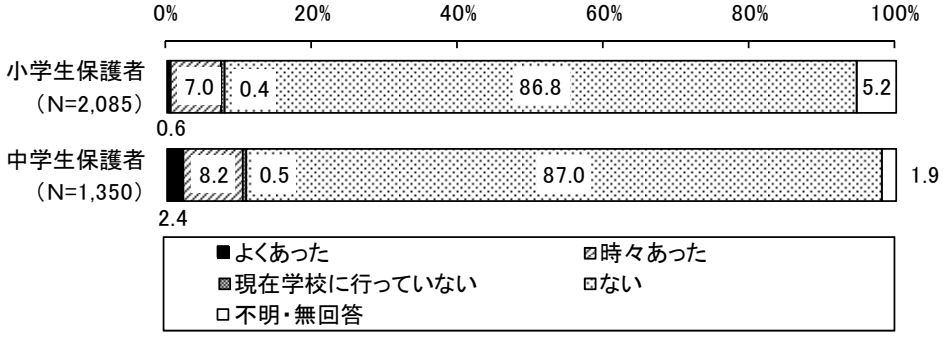


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成25年）

## いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数は、小学校で各年度1,200件以上、中学校では年度によってばらつきがあり、300～800件程度となっています。

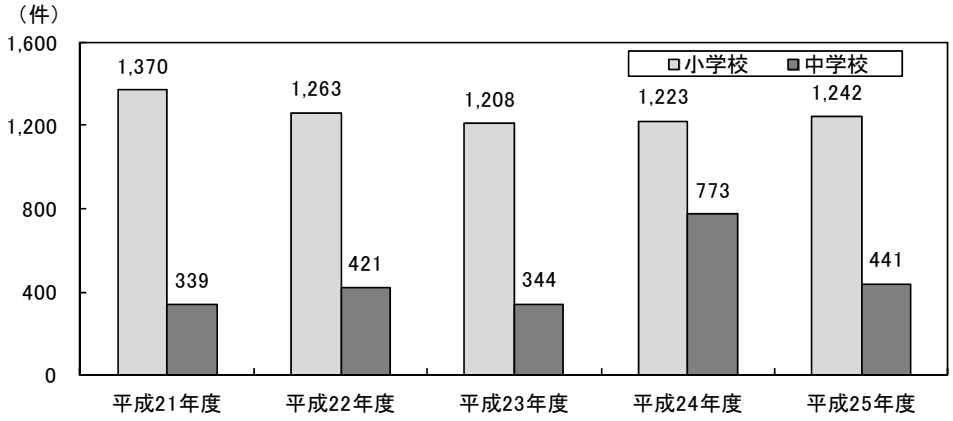


資料：豊田市生徒指導上の諸問題調査

## 児童虐待の動向

国・県の児童虐待の相談対応件数は増加傾向にありますが、市においては年によってばらつきがあるものの、横ばい傾向で推移しています。

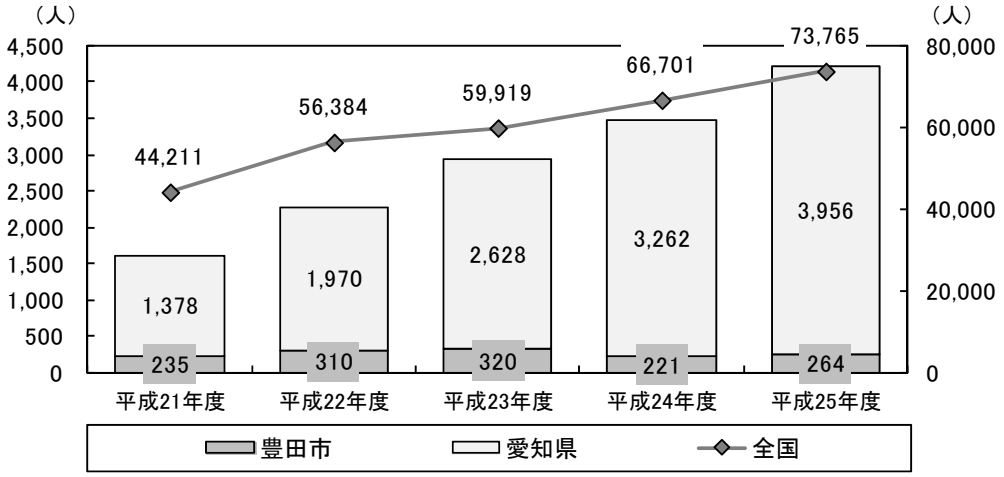


※平成21年度、22年度の豊田市の件数には、みよし市分を含む。
資料:「児童相談所での児童虐待相談対応件数」(厚生労働省)、「児童相談センター相談実績の概要について」「児童虐待・虐待相談の概要」(愛知県)、「児童相談所相談実績等の概要について」(名古屋市)、豊田市子ども部子ども家庭課調べ

## 子どもの権利相談室の相談件数

子どもの権利相談室の相談件数は、いじめが 115 件と最も多くなっているものの、相談者の大半は大人となっており、子どもの相談はわずか６件となっています。

子どもの相談は「性の悩み」が 52 件、「家庭関係の悩み」が 44 件と高くなっています。

（件数）

| 相談内容 | 子ども | 大人 | 計 |
|---|---|---|---|
| いじめ | 6 | 109 | 115 |
| 交友関係(いじめ除く) | 13 | 52 | 65 |
| 不登校 | 0 | 32 | 32 |
| 進路問題 | 2 | 7 | 9 |
| 心身の悩み | 1 | 0 | 1 |
| 性の悩み | 52 | 0 | 52 |
| 教職員等(保育士等含む)の暴力 | 0 | 9 | 9 |
| 教職員等(保育士等含む)の暴言や威嚇 | 0 | 24 | 24 |
| 学級崩壊 | 0 | 1 | 1 |
| 教職員等のその他指導上の問題 | 1 | 31 | 32 |
| 学校・こども園等の対応の問題 | 1 | 53 | 54 |
| 子育ての悩み | 0 | 54 | 54 |
| 家庭関係の悩み | 44 | 25 | 69 |
| 家庭内虐待 | 13 | 8 | 21 |
| 子どもの福祉的処遇 | 0 | 5 | 5 |
| その他 | 3 | 19 | 22 |
| 計 | 136 | 429 | 565 |

資料:とよた子どもの権利相談室調べ(平成 25 年度)

## 8 社会的支援が必要な子育て家庭の状況

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備する必要があります。国の調査によると、相対的貧困率※は増加傾向にあり、ひとり親世帯の相対的貧困率は、より高くなっています。

本市では、配偶者がいない小中学生の保護者は全体の１割ほどとなっており、支援が必要な世帯が多いことがうかがえます。

また、ひとり親家庭だけでなく、障がい児のいる家庭、外国籍の子どもや保護者の家庭、医療の対応が必要な子どものいる家庭等、多様なニーズに対する子育て支援に取り組む必要があります。

※相対的貧困率：世帯所得をもとに国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合

### 家庭類型別世帯割合の変化

夫婦と子どもの世帯が減少し、ひとり親と子どもの世帯が増加する傾向にあります。ひとり親家庭への支援の充実が必要となっています。

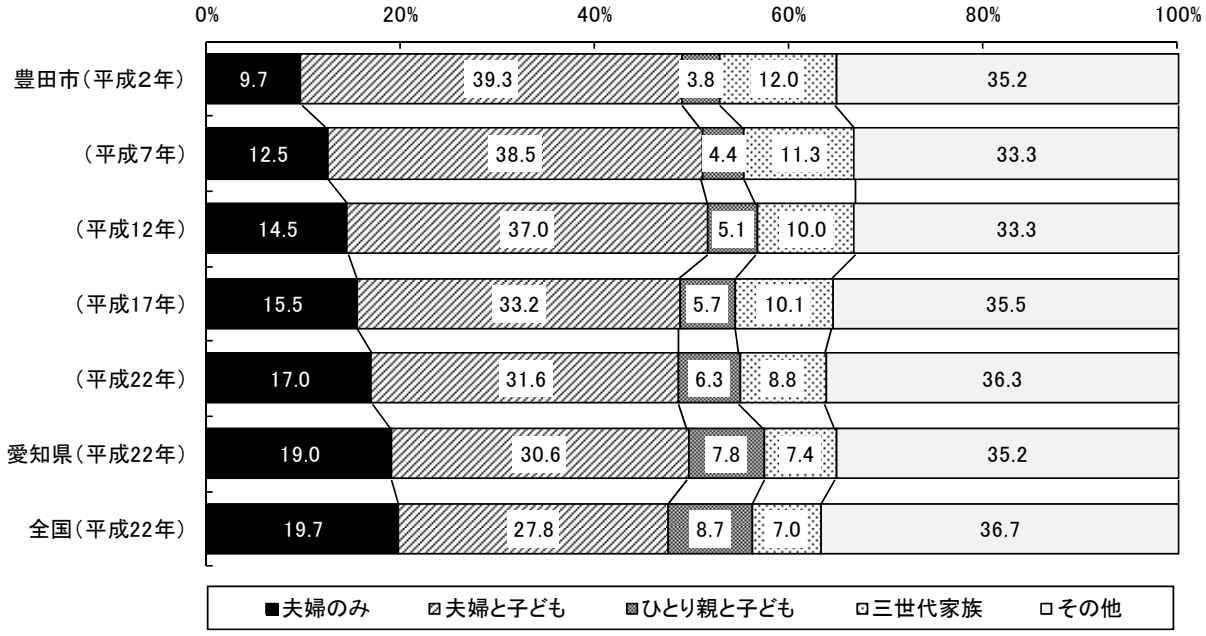


資料：国勢調査

## 18 歳未満の療育手帳（判定区分別）保持者数の推移

18 歳未満の療育手帳保持者数は年々増加しており、平成 25 年で 845 人となっています。知的障害児や身体障害児のみならず、発達障害の児童・生徒に対する対応も課題となっているため、その把握や周囲の理解に向けた取り組みが求められています。

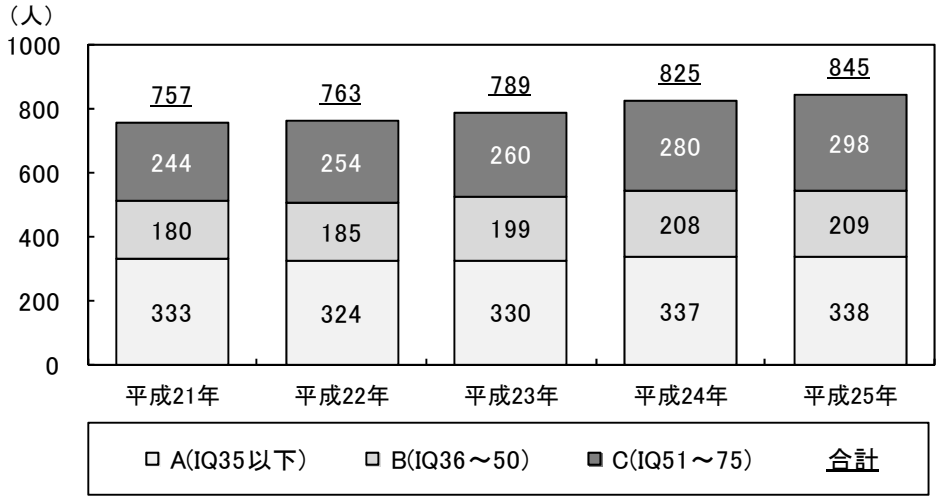


資料:豊田市市民福祉部障がい福祉課

## 年齢別外国人割合

本市の全人口に占める外国人の割合は、3.1%となっており、中でも 20～30 歳代の割合が高くなっています。

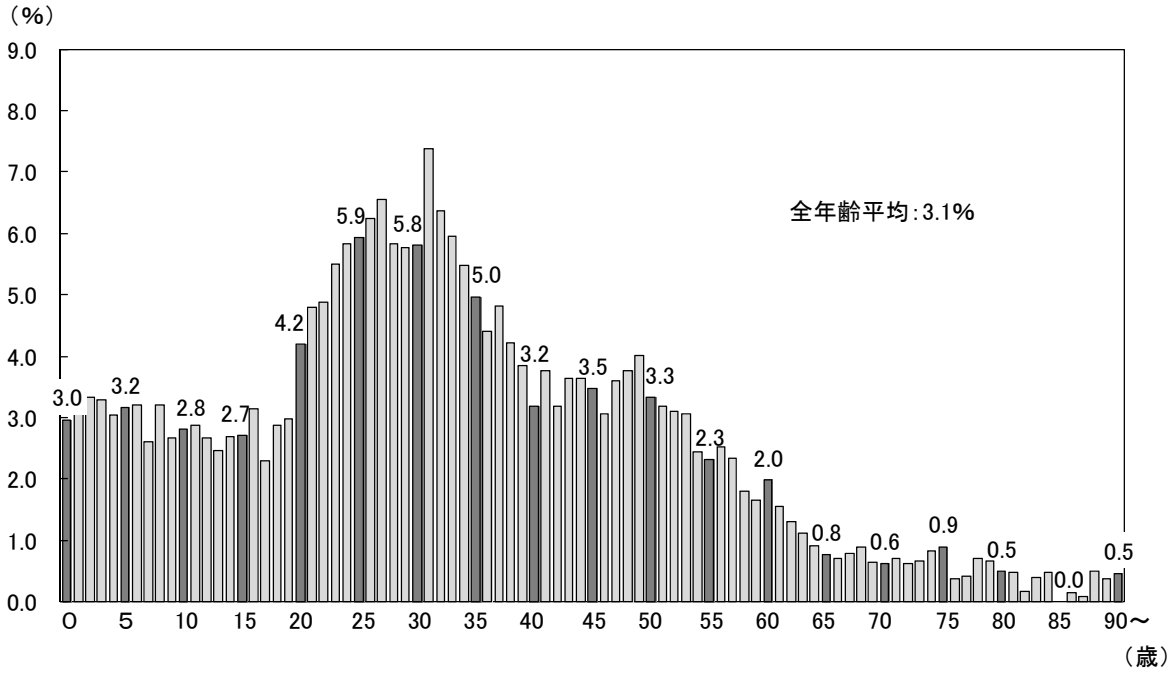


資料:住民基本台帳
注:平成 26 年4月1日現在

# 第３章　計画の基本的な考え方

## （１）基本理念

少子化の進展やライフスタイルの多様化により、子どもと子育て家庭をめぐる様々な問題が顕在化してきています。子どもの育ちや子育て家庭への支援を強化し、子どもが健全に育成される環境を整備することが課題となっています。

この課題に対し、子どもだけでなく、子どもを取り巻く「親」「地域」等が成長し、手を取り合って、子どもの個性や発達段階に配慮した、よりよい子育て環境づくりを進めていくことが求められています。

子どもは、個々の人格を尊重され、最善の利益を考慮されるべき存在であるともに、生まれながらにして「育つ力」を有する存在です。子どもが「主体性」を持って、たくましく健やかに育ち、その力を最大限生かすこと、すなわち「子育ち」への支援を重視することが必要です。また、子どもの発想や考えがまちづくりや社会の創造に生かされるようにしていくことも重要です。

「子育て」は「親育ち」というように、親は子どもの成長とともに育っていくと考えられます。親が子育ての喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たすことができるように、親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進するなど、「親育ち」を積極的に支援していく視点が必要です。

さらに、「子育ち」「親育ち」への支援にあたっては、行政による支援だけでなく、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つことを願って、身近な人々で子育てを支え合うことが重要です。また、企業も地域社会の一員として、子どもの育成に関する一定の役割を果たすことが求められています。

このような認識のもとに、本市においては、子ども、親、地域等、様々な主体が互いに助け支え合いながら「育ち合う」関係を構築する中で、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことを目指し、「子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち　豊田」を基本理念として掲げます。

**基本理念**

**子ども・親・地域が育ち合う**
**子どもたちの笑顔が輝くまち豊田**

### （２）施策の取組方針

本計画は、本市の現状と課題を踏まえた４つの「施策の取組方針」に基づき、施策を展開していきます。「施策の取組方針」それぞれに「施策分野」を設け、それぞれの目的に即した取組を展開していきます。

また、４つの取組方針それぞれに、「重点事業」と「成果指標」を設定します。「重点事業」は、取組方針に示した内容を推進するために、より重点的に取り組むべきものとして位置付け、実施します。「成果指標」については、調査等により検証し、計画の達成度の評価を行います。

## 取組方針Ⅰ　安心して生み育てられる支援体制の充実

親が安心して子どもを生み育てることができるようにするためには、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、健康管理体制の充実が必要です。加えて、子どもの貧困等への取組として、子育てにかかる経済的負担の軽減も必要となってきます。また、核家族化に伴う世帯規模の縮小により、地域のつながりの希薄化が進んでいるため、子育てに不安感や負担感を抱く保護者に対して、相談や情報提供等の機会の充実に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもの成長と自立への支援等、個々に応じた支援体制の確立・きめ細かな支援を実施します。

**【施策分野】**

１　妊娠中と出産後の親子の健康づくり
２　子育ての不安や負担の軽減
３　安全安心な子どもの生活環境の整備

**【重点事業】**

**①　２４時間体制の「育児相談コールセンター」の設置**
**②　ふれあい子育て教室の開催**

**【成果指標】**

| 指標 | 直近値 | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）<br>**※第7次総豊田市総合計画・後期実践計画掲載指標** | 69.7%（H23） | 75% |

## 取組方針Ⅱ　すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

待機児童解消のため、こども園の充実を図るとともに、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の促進を図り、０～２歳児の受入枠の拡大を目指します。また、教育・保育施設を補完する機能として、小規模保育、事業所内保育等の地域型保育事業を活用します。

また、早朝・延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の充実を図り、多様化するニーズに対応します。

すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられるよう努めます。

**【施策分野】**

１　保育需要への対応
２　良好な幼児教育・保育環境の確保

**【重点事業】**

**③　０～２歳児の受け入れ枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上**

**【成果指標】**

| 指標 | 直近値 | 目標値（H31）※ |
|---|---|---|
| 0～2歳児就園率 | 14.1%（H26） | 27% |
| 3歳児就園率 | 76.3%（H26） | 89% |

※目標値は、意向調査による就園を希望する人の割合。これに対応した受け入れ枠を確保します。

## 取組方針Ⅲ　子どもの権利の保障と青少年の健全育成

子ども条例に定めているとおり、子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、いじめや児童虐待等の悲惨な事件が起こらない社会の実現を目指します。

子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自ら育つ力である「子育ち力」を向上し、周囲の大人や社会がその育ちを支援するよう努めます。

また、ニート・ひきこもり等、深刻化する青少年問題に対処し、青少年の自立と健やかな成長を促し、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

**【施策分野】**

１　子どもの権利保障
２　次代を担う青少年の健全育成

【重点事業】

④　いじめ防止体制の整備
⑤　ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組
⑥　放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用
⑦　高校生・大学生の社会参加活動促進事業
⑧　（仮）若者サポートステーション・（仮）若者支援地域協議会の設置・運営

【成果指標】

| 指標 | 直近値 | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| いじめ解消率（小学校）<br>〃　（中学校）<br>※第2次教育行政計画掲載目標 | 98.1%（H23）<br>94.5%（H23） | 100% |
| ひきこもりの割合（意向調査） | 3.1%（H25） | 2% |

## 取組方針Ⅳ　地域ぐるみによる子育て社会の創造

子どもは、家庭はもとより、学校、地域、企業、行政等、それぞれの主体がそれぞれの役割を担いながら、社会全体で育てるべきであると考えます。

中でも、子どもの育ちの基盤となる家庭における子育て力の低下が懸念されているため、家庭内でのコミュニケーション機会の増加と、家庭教育力の向上に努めます。

また、企業においては、労働者の健康と生活に配慮するとともに、親が子育ての時間を確保しできるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と充実に取り組みます。

【施策分野】

1　ワーク・ライフ・バランスの推進
2　家庭教育力の向上
3　地域力を活かした子どもの育成

【重点事業】

②　ふれあい子育て教室の開催（再掲）
⑨　親育ち交流カフェの開催

【成果指標】

| 指標 | 直近値 | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の割合（意向調査） | 42.7%（H25） | 50% |

（３）施策体系図

第２次豊田市子ども総合計画

**【基本理念】　「子ども・親・地域が育ちあう　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」**

| 【施策の取組方針】 | 【施策分野】 | 【基本施策】 | 【重点事業】 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実 | 1 妊娠中と出産後の親子の健康づくり | （１）安心して妊娠・出産できる環境の整備 P33<br>（２）乳幼児の健康づくり P34 | ① 24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置<br>② ふれあい子育て教室の開催 |
| | 2 子育ての不安や負担の軽減 | （１）社会的支援を要する子ども・家庭への対応 P37<br>（２）相談・情報提供等の充実 P40<br>（３）経済的負担の軽減 P42 | |
| | 3 安全安心な子どもの生活環境の整備 | （１）子どもの安全対策の推進 P44<br>（２）子どもの遊び場の整備 P45 | |
| Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり | 1 保育需要への対応 | （１）待機児童の解消 P46<br>（２）多様な保育ニーズへの対応 P47 | ③ ０～２歳児の受け入れ枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上 |
| | 2 良好な幼児教育・保育環境の確保 | （１）幼児教育・保育施設の整備 P49<br>（２）幼児教育・保育の質の向上 P50 | |
| Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成 | 1 子どもの権利保障 | （１）子どもの権利の意識啓発 P51<br>（２）児童虐待防止対策強化 P52<br>（３）いじめ・不登校対策の充実 P53 | ④ いじめ防止体制の整備<br>⑤ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組<br>⑥ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用<br>⑦ 高校生・大学生の社会参加活動促進事業<br>⑧ （仮）若者サポートステーション・（仮）若者支援地域協議会の設置・運営 |
| | 2 次代を担う青少年の健全育成 | （１）青少年の社会参加の促進と主体性の育成 P55<br>（２）青少年の活動の場づくり P58<br>（３）青少年の悩みの対応と非行防止 P59<br>（４）ニート・ひきこもりへの対応 P60 | |
| Ⅳ 地域ぐるみによる子育て社会の創造 | 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 | （１）ワーク・ライフ・バランスの理解の促進 P61<br>（２）企業の取組の推進 P62 | ② ふれあい子育て教室の開催（再掲）<br>⑨ 親育ち交流カフェの開催 |
| | 2 家庭教育力の向上 | （１）親育ちの支援 P63<br>（２）子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供 P64 | |
| | 3 地域力を活かした子どもの育成 | （１）地域力を活かした子育て支援活動の推進 P66<br>（２）世代間交流による子どもの育成 P68 | |

# 第４章　施策の展開

（１）基本施策

## 取組方針Ⅰ　安心して生み育てられる支援体制の充実

### １　妊娠中と出産後の親子の健康づくり

**課題**

・若年妊娠等、十分な知識を持たないまま子どもを生む保護者が増加しています。
・安心して育児や出産に向かい合えるよう、正しい知識や技術の普及を図ることが必要です。

**施策の方向性**

母子の健康が確保され、安心して妊娠・出産ができるようにするとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境づくりに取り組みます。

#### （１）安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊婦健康診査等による母子の健康の確保とともに、各種教室の実施等による妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行うなど、安心して妊娠・出産ができるよう環境の整備を進めます。

事業計画　子ども・子育て支援事業計画記載事業（第５章）　重点　重点事業　新規　新規事業

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 妊産婦歯科健診の実施 | 身体の生理的変化に伴い、歯周疾患が急増する妊産婦に対し、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児の口腔を健全に発育させるため、医療機関における無料健診を妊婦及び産後1年未満の産婦を対象に実施します。<br>指標名：健診受診者数／年　現状値（H25）：2,320 人　目標値（H31）：3,000 人 | 健康政策課 |
| 2 | 妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等） | 妊娠時の「胎児の発育」「妊娠中の健康管理」「親になる心構え」等について学び、夫婦が生まれてくる子どもに愛情を感じられるようにするとともに、妊婦の疑似体験等、子育てについて夫婦で一緒に学び考えることができる場を提供します。<br>指標名：全初妊婦に対する教室受講者割合　現状値（H25）：48.6%　目標値（H31）：50%<br>指標名：教室受講者中の夫の参加率　現状値（H25）：22.8%　目標値（H31）：40% | 子ども家庭課 |
| 3 | マタニティマーク「まーむ」の利用啓発 | マタニティマーク（まーむストラップ・車用サイン等）の配布により、受動喫煙の防止や公共交通機関の利用の際の妊婦に対する配慮を市民に周知・啓発します。 | 子ども家庭課<br>地域保健課 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 妊婦健診事業の実施<br>事業計画 | 妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊婦健康診査を実施します。 | | 子ども家庭課 |
| | | 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | 10 回以上受診する妊婦の率 | 80% | 80% |
| 5 | 母乳育児の推進 | 母乳の利点や授乳及び育児に関する具体的な知識の普及に努め、母乳育児を推進します。 | | 子ども家庭課<br>地域保健課 |
| | | 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | 出産後1か月時の母乳育児の割合 | 50.1% | 55% |
| 6 | 母性保健管理指導事項連絡カードの普及 | 働く女性の妊娠・出産における安心・安全を支援するため、妊婦及び医師に母性保健管理指導事項連絡カードの活用を普及します。 | | 子ども家庭課<br>地域保健課 |

## （２）乳幼児の健康づくり

乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児健康診査等の各種健康診査の実施や健康教育の実施、養育支援訪問事業等の保護者への養育支援等の充実を図ります。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 予防接種の推進 | 定期の予防接種を受けていない乳幼児等の保護者に対し、はがき等により接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。 | | | 感染症予防課 |
| | | 指標名 | | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | 麻しん風しん混合予防接種接種率 | 第 1 期 | 93.8% | 95% |
| | | | 第 2 期 | 94.0% | 95% |
| 8 | 園児むし歯予防教室（よい子の歯みがき運動）の推進 | 6歳臼歯の保護育成を目的とし、こども園・私立幼稚園の5歳児を対象に歯みがきの普及啓発を図るための教室を開催します。 | | | 健康政策課 |
| | | 指標名 | | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | 指導実施園数 | | 全園 | 全園 |
| 9 | 親子むし歯予防教室（親子ピカピカ教室等）の開催 | むし歯の増加する時期に、歯について関心を持つとともに、生活習慣とのかかわりを認識し、生涯にわたって歯の健康づくりを自らの手で行うことができるよう、幼児とその保護者を対象に、歯みがきの習慣化や噛むことの大切さを学ぶ教室を開催します。 | | | 健康政策課 |
| | | 指標名 | | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | 教室実施回数／年 | | 39 回 | 50 回 |

<table>
<tr><td>10</td><td>幼児歯科健診の実施</td><td>むし歯の保有率が大きく増加する時期に、むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境や口腔状況に応じた個別口腔ケア指導を実施できるよう、医療機関における無料健診を実施します。<br><table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>幼児歯科健診受診者数／年</td><td>2,499 人</td><td>3,000 人</td></tr></table></td><td>健康政策課</td></tr>
<tr><td>11</td><td>むし歯予防の推進</td><td>幼児健康診査において、歯科衛生士による集団教育を実施し、生活習慣の見直しを含めたむし歯予防の正しい知識の普及を図ります。また、むし歯があった子の保護者に対する個別指導や1歳6か月児健診時のフッ化物塗布の無料化により、むし歯を予防します。<br><table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>3歳児健診におけるう歯のない子の割合</td><td>87.6%以上</td><td>88%以上</td></tr></table></td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
<tr><td>12</td><td>養育支援訪問事業<br>事業計画</td><td>児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師等の専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。</td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
<tr><td>13</td><td>乳幼児健康診査後の個別支援の実施</td><td>健康診査の受診結果により、子どもの発達や親の養育力に不安があると思われる親子に対し、健診後、個別に保健師や助産師等の専門職による継続的な支援を実施します。</td><td>地域保健課</td></tr>
<tr><td>14</td><td>小児肥満等の生活習慣病予防の推進</td><td>幼児健康診査において、規則正しい食習慣や生活リズムを身に付けることや、小児の生活習慣病の正しい知識の普及を図り、子どもの健康管理を支援します。</td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
<tr><td>15</td><td>乳幼児健康診査の実施体制の充実</td><td>子育て力を高める親教育の充実を図るとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努め、育児支援に重点をおいた健康診査を実施します。また、健康診査に併せて、発育・発達を促す助言や育児負担感を軽減するための個別相談を実施します。さらに、未受診者に対しては、家庭訪問を実施するなど、支援体制の充実を図ります。<br><table><tr><th colspan="2">指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td rowspan="3">乳幼児健康診査の受診率</td><td>3、4か月児</td><td>96.6%</td><td>97%</td></tr><tr><td>1歳6か月児</td><td>95.9%</td><td>96%</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>94.6%</td><td>95%</td></tr></table></td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
<tr><td>16</td><td>豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議</td><td>妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や、体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、医療・保健・福祉等の関係機関によるネットワーク会議を開催するなど、連携の強化を図ります。<br>ネットワーク会議の開催回数／年：1回（H25）</td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">17</td><td rowspan="2">かかりつけ医･歯科医･薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供</td><td colspan="2">子どもの体調の変化や経過をよく知っているかかりつけ医・歯科医、投薬状況を把握しているかかりつけ薬局を持つことの重要性を周知します。また、医療機関の選択に役立つ情報や救急医療等の医療提供体制に関する情報を提供します。<br>「かかりつけ医ガイドブック」：全転入者・おめでとう訪問の全対象者へ配布<br>「見る救急箱」：3、4か月健診全受診者へ配布</td><td>市民福祉部<br>総務課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>出前・出向き講座等の実施<br>（回数・受講者数／年）</td><td>26 回・2,123 人</td><td>30 回・2,500 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2">親子食育講座</td><td colspan="2">子どもたちが将来にわたり、好ましい食生活や食習慣を身につけられるよう、乳幼児から小中学生の子どもと保護者を対象に、調理実習や講話等による講座を実施し、食育を推進します。</td><td>健康政策課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>講座の開催回数／年</td><td>36 回</td><td>51 回</td></tr>
<tr><td>19</td><td>乳幼児期の食育の推進</td><td colspan="2">離乳食・幼児食に関する正しい知識の普及を通じて、適切な食生活の基礎づくりを支援するとともに、子育ての不安や悩みを解消する目的で講座を開催している自主グループや各団体等に管理栄養士を派遣します。また、乳幼児健康診査等のあらゆる機会を活用して、乳幼児の食育を推進します。</td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20</td><td rowspan="2">親子体力づくり事業の実施</td><td colspan="2">親子で体を使って遊ぶ楽しさを知り、遊びを通じて良好な親子関係を築くことを目的として、親子参加の体力づくり講座を開催する自主グループや各種団体へ講師を派遣します。</td><td>地域保健課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>講師派遣件数／年</td><td>33 件</td><td>40 件</td></tr>
</table>

## ２　子育ての不安や負担の軽減

**課題**

・子育てに自信がない、子育て仲間がいない親の割合が増加しています。
・ひとり親家庭、障がい児のいる家庭、外国籍の家庭、医療的な支援が必要な家庭等、多様な家庭に対する子育て支援に取り組む必要があります。

**施策の方向性**

特別な事情により、社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援を行うとともに、相談や情報提供等の充実、各種手当の支給や助成により、すべての子どもへの支援の充実と、保護者の子育てに関する不安や負担の軽減を図ります。

### （１）社会的支援を要する子ども・家庭への支援

ひとり親家庭に対する就労支援や日常生活支援、障がい児に対する療育支援、外国籍の子どもに対する支援等、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 21 | 語学指導員派遣事業の実施 | 外国人園児の保育補助、保護者との連絡介助等を行うため、外国語と日本語が堪能な語学指導員をこども園に派遣します。<br>指標名：語学指導員の必要園に対する派遣割合　現状値（H25）：100%　目標値（H31）：100% | 保育課 |
| 22 | 放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実 | 放課後児童クラブにおいて、専門家に巡回指導を委託し、対応の方法を学ぶとともに、指導員の研修を行うなど、障がいをもつ児童への理解を深めます。さらに、関係機関との連携を強化し、他の福祉サービスの紹介、児童に関する情報交換、ケース会議の開催等、支援の充実を図ります。 | 次世代育成課 |
| 23 | 個別相談事業・健診事後支援教室の実施 | 発達支援が必要と思われる親子に対し、個別相談事業「こども相談」や健診事後支援教室「おやこ教室」において、集団遊び・親子遊びを通して、発達の特性に応じた関わりができるよう支援します。また、保健師や臨床心理士による個別相談等により、発達や育児に関する不安の軽減を図ります。 | 子ども家庭課<br>地域保健課 |
| 24 | 母子家庭等自立支援給付金の支給 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭等自立支援給付金を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 25 | 母子家庭等就業支援事業の実施 | 母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談等の生活支援サービスを実施し、就業を促進します。 | 子ども家庭課 |
| 26 | 母子家庭等日常生活支援事業 | 母子・父子家庭及び寡婦家庭において、疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、子どもの保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話等の家事援助をします。 | 子ども家庭課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 27 | ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）の推進 | 子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付け、その他の生活上の問題に対応します。 | 子ども家庭課 |
| 28 | 障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実 | 障がいのある園児に対し、専門的見地から指導にあたることのできる保育師及び幼稚園教諭を育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を充実します。 | 保育課 |
| 29 | 障がい児（小・中学生）研修の充実 | 障がいのある子どもに対し、専門的見地から指導にあたることのできる教員を育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を充実します。<br>研修受講者延べ人数／年：570 人（H26） | 青少年相談センター |
| 30 | 障がい児保育の推進 | 豊田市こども発達センターとの連携により、こども園、私立幼稚園において、障がい児保育を推進します。また、加配保育師等の配置により、障がいのある園児の処遇の向上を図ります。 | 保育課 |
| 31 | 外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施 | 言葉が遅い、かんしゃくが強い、友達と遊べないなどの未就園の子どもとその親が、遊びを通して、親子の絆を深め、生活習慣や社会性を身に付けることを目的としたグループ活動をこども発達センターにおいて実施します。 | 障がい福祉課 |
| 32 | 在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業 | 介護家族が冠婚葬祭等の理由により家庭介護ができない場合に、在宅重度心身障がい児を一時的に保護します。 | 障がい福祉課 |
| 33 | 放課後等デイサービス事業 | 障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所等において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等の療育を行います。 | 障がい福祉課 |
| 34 | 障がい児等療育支援事業 | 在宅の発達障がい児、知的障がい児及び肢体不自由児等の地域における生活を支えるため、こども発達センターにおいて療育支援、相談等を行います。 | 障がい福祉課 |
| 35 | TIA、NPO、外国人団体等と協力した外国人の子どもの教育支援 | TIA（豊田市国際交流協会）、NPO団体、外国人団体等との共働により、外国人の子どもへ日本語指導や、不就学児童生徒に対する学習指導等の支援を行います。 | 国際課 |
| 36 | 外国人児童生徒の保護者に対する支援 | 学校や学級からの連絡事項を母国語等に翻訳したり、学校生活に関することを母国語で相談できる人員を配置したりして、外国人児童生徒の保護者への支援を行います。<br>外国語ができる指導員数：48 人（H26） | 学校教育課 |
| 37 | 外国人児童生徒への日本語指導体制の拡充 | 日本語による授業の理解が困難な外国人児童生徒を支援するため、個別に日本語や教科に関する指導を行う日本語指導員を増員します。また、来日間もない外国人児童生徒への日本語初期指導を行う「ことばの教室」を充実します。<br>学校日本語指導員数：50 人（H26） | 学校教育課 |

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>38</td><td>外国人児童生徒教育に関する教員研修の実施</td><td>外国人児童生徒の指導にあたる教員の研修内容を充実し、外国人児童生徒への実践的対応能力の向上を図ります。<br>外国人児童生徒に関する教員研修実施回数／年：3回</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>39</td><td>児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのはな）運営事業の実施</td><td>発達障がい児、知的障がい児、肢体不自由児及び難聴幼児等に対し、個々の特性を考慮した支援を行います。情緒の安定を図りながら、できる限り健全な社会生活を営めるよう、早い段階から適切な支援を行います。</td><td>障がい福祉課</td></tr>
<tr><td>40</td><td>豊田市特別支援教育連携協議会の開催</td><td>障がい等により、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者について、教育・福祉・医療等が一体となって学齢期における一貫した支援を行うため、豊田市特別支援教育連携協議会において、関係機関及びこども園、私立幼稚園、小学校・中学校・高等学校の連携を強化します。<br>連携協議会開催回数／年：2回（H26）<br>推進委員会開催回数／年：3回（H26）</td><td>青少年相談センター<br>保育課</td></tr>
<tr><td>41</td><td>特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）</td><td>障がいのある児童生徒一人ひとりに、個に応じた指導がより充実するよう、市独自の補助員の配置を進めます。<br>学級運営補助指導員配置人数：173 人（H26）</td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>42</td><td>市立豊田養護学校における適切な教育の実施</td><td>肢体に障がいがあるため、小学校や中学校等の通常の学級における教育では十分な教育効果が期待できない児童生徒に対し、その障がいの状態や発達段階、特性等に応じて適切な教育を行い、自立に必要な知識・技能・態度を身につけることを支援します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>学校間交流（居住地交流）の対象校</td><td>1校（小学校交流校）</td><td>小学校：2校<br>中学校：1校</td></tr>
<tr><td>看護員配置人数</td><td>非常勤看護員：8名<br>（1日6時間6名<br>1日4時間2名）</td><td>常勤看護員：1名<br>非常勤看護員：6名</td></tr>
</table></td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>43</td><td>特別支援学級の学校間交流の推進</td><td>特別支援学級の児童生徒同士のふれあい・交流を促すため、他校との交流の機会を設け、幅広い人間関係の育成を支援します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>学校間交流タクシー利用校数／年</td><td>43 校</td><td>60 校</td></tr>
</table></td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>44</td><td>就学支援事業</td><td>生活保護受給世帯の子どもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知等の支援を行います。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>高校進学希望者の進学率</td><td>100%<br>（希望者 34 人中、34 人進学）</td><td>100%</td></tr>
</table></td><td>生活福祉課</td></tr>
</table>

## （２）相談・情報提供等の充実

子育てに関する相談や情報提供等の充実を図るとともに、気軽な相談相手である子育てサポーターの養成・支援を行うなど、保護者の不安の解消につなげます。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="2">内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">45</td><td rowspan="3">子育てに関する情報提供</td><td colspan="2">子育て応援ホームページの更新や、子育て応援情報誌の配布により、子育てに役立つ最新の情報を、子育て家庭に周知します。</td><td>子ども家庭課<br>次世代育成課<br>保育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td>子育て応援ホームページへのアクセス数／年</td><td>16,101 件</td><td>150,000 件</td></tr>
<tr><td>46</td><td>女性及び男性のための相談事業の実施</td><td colspan="2">男女がそれぞれ抱える様々な悩みに対応するため、専門の同性相談員が相談に応じます。</td><td>男女共同参画センター</td></tr>
<tr><td>47</td><td>医療給付関係事業に関する相談の実施</td><td colspan="2">小児慢性特定疾患医療助成、養育医療助成、育成医療助成等について、ホームページや母子健康手帳等により、わかりやすく紹介し、必要時に適切に活用できるよう相談に応じます。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>48</td><td>育児健康相談の実施</td><td colspan="2">乳幼児の健康・育児不安・栄養について相談できる機会を提供するため、子育て支援センター等において、保健師・管理栄養士による相談、身長・体重測定を実施します。また、専用電話による相談も実施します。</td><td>地域保健課</td></tr>
<tr><td>49</td><td>家庭児童相談室事業の推進</td><td colspan="2">養育相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。また、虐待に関する相談・通告を受け、調査の上、関係機関と連携しながら援助を行い、児童虐待の予防に努めます。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">50</td><td rowspan="3">おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施<br>事業計画</td><td colspan="2">母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児を持つすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安等の解消を図ります。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td>全出生児に対する訪問実施人数の割合</td><td>97%</td><td>98%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">51</td><td rowspan="3">親と子の電話相談「はあとラインとよた」</td><td colspan="2">子どもや保護者が抱えるさまざまな悩み等の電話による相談に、専用電話で対応します。臨床心理士との対話で、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介したりするなど、社会からの孤立を防ぎます。</td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td>延べ利用件数／年</td><td>466 件</td><td>500 件</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">52</td><td rowspan="2">青少年相談センターの相談・支援機能の充実</td><td colspan="2">青少年相談センターに児童精神相談員、青少年相談員、スクールソーシャルワーカー及び少年非行相談員を配置し、青少年の総合的な相談支援体制を整備するとともに、学校や家庭の訪問相談等により、家庭、学校、地域等への相談支援を強化する</td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>スクールソーシャルワーカーの配置</td><td>3名</td><td>4名</td></tr>
<tr><td>53</td><td>不妊・不育症に関する相談体制の整備 新規</td><td colspan="2">希望する妊娠・出産を実現するために、正しい知識を身につけられるようにするとともに、また不妊症や不育症について、気軽に相談できる体制の整備を行います。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">54</td><td rowspan="2">ふれあい子育て教室の開催<br>重点 新規</td><td colspan="2">1歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「赤ちゃんから幼児への子育てポイント」を親子で楽しみながら学べる機会を提供します。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>教室参加組数／年</td><td>―</td><td>1,800 組</td></tr>
<tr><td>55</td><td>24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置<br>重点 新規</td><td colspan="2">育児不安を抱える保護者に対して、子育てに関する相談等に対応できる、24時間体制のコールセンターを設置します。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
</table>

## （３）経済的負担の軽減

各種手当の支給や助成等を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。経済的負担の軽減により、子どもの貧困における課題として挙げられる健康の確保や、就園、高校・大学への進学等が円滑に行えるよう支援します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 56 | **不妊治療費の助成** | 市内在住の夫婦に対し、人工授精、体外受精及び顕微授精に要した治療費を助成します。 | 子ども家庭課 |
| 57 | **母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃軽減** | 子育て家庭の住環境安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭については、市営住宅の家賃を減額します。 | 建築住宅課 |
| 58 | **児童手当の支給** | 中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 59 | **市遺児手当及び児童扶養手当の支給** | 父または母がいないか、父または母が障がいの状態にある18 歳以下の児童を養育する父親、母親または養育者に対し、手当を支給します。<br>①市遺児手当…市が支給　②児童扶養手当…国が支給<br>※支給条件等に多少の相違があります。 | 子ども家庭課 |
| 60 | **自立支援（育成）医療助成** | 肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡感覚機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい等であり、確実に治療効果が期待できる 18 歳未満の児童の医療に要する保険診療分の自己負担分を助成します。 | 子ども家庭課 |
| 61 | **小児慢性特定疾患医療助成** | 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、慢性消化器疾患、神経・筋疾患等で治療している18歳未満（18歳到達時点で助成の対象となっており、18歳以降も治療が必要であると認められる場合には満20歳未満）の児童の医療に要する保険診療分の自己負担分を助成します。 | 子ども家庭課 |
| 62 | **母子父子寡婦福祉資金の貸付け** | 母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母または児童、寡婦家庭の本人または子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金等の貸付けを行います。 | 子ども家庭課 |
| 63 | **幼稚園就園奨励費補助事業の実施** | 私立幼稚園に通園している園児の保護者負担の軽減を図るとともに、保護者負担の公私間格差是正のため、国基準額に補助を上乗せし、就園奨励費補助を実施します。 | 保育課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 64 | **保育料の軽減** | 平成20年度からの本市独自の幼保一体化施策の実施に合わせ、3～5歳児の基本保育料を低く設定し、負担の軽減を図っています。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施します。 | 保育課 |
| 65 | **奨学金の支給** | 経済的な理由によって修学困難な高校生、大学生等に対し、その学業に必要な資金を支給します。<br>奨学金新規支給者数：50 人（H26） | 教育政策課 |
| 66 | **心身障がい者医療助成** | 身体障害手帳1～3級、腎臓機能障がい4級、進行性筋委縮症4～6級、療育手帳A・B判定（IQ50 以下）及び自閉症状群（要診断書）の児童の医療に要する保険の自己負担分を助成します。<br>心身障がい者医療受給者数：4,307 人（H25） | 福祉医療課 |
| 67 | **子ども医療助成** | 中学校卒業までの子どもの医療に要する保険の自己負担分を助成します。<br>子ども医療受給者数：64,554 人（H25） | 福祉医療課 |
| 68 | **母子・父子家庭医療助成** | 母子・父子家庭で 18 歳以下の児童を扶養している母、父及びその児童と、父母のいない18歳以下の児童の医療に要する保険の自己負担分を助成します。<br>母子・父子家庭医療受給者数：4,022 人（H25） | 福祉医療課 |
| 69 | **私立高等学校授業料の補助** | 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者に対して、授業料の補助を行います。<br>補助金額／年：15,000 円 | 教育政策課 |
| 24 再掲 | **母子家庭等自立支援給付金の支給** | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭等自立支援給付金を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 70 | **多子世帯の保育料の軽減** | こども園では、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子ども、私立幼稚園では、小学校3年生以下の子どもから順に2人目以降の子どもの保育料の軽減を行います。 | 保育課 |
| 71 | **放課後児童クラブ利用者負担金の軽減** | 放課後児童クラブでは、就学援助世帯には利用者負担金を免除し、負担の軽減を図っています。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施します。 | 次世代育成課 |

## ３　安全・安心な子どもの生活環境の整備

**課題**

・子どもが巻き込まれる交通事故、災害、犯罪等が多発しています。
・子どもの健やかな成長のため、屋外でのびのびと遊ぶことのできる環境づくりが必要です。

**施策の方向性**

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備に取り組みます。

### （１）子どもの安全対策の推進

子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯・防火対策等を推進します。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="3">内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">72</td><td rowspan="4">交通安全教室の開催</td><td colspan="3">交通事故の被害者になりやすい幼児・児童を対象に、交通安全学習センター内の教室・市街地模擬路等を使用し、交通安全指導を行います。</td><td rowspan="2">交通安全防犯課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講団体数／年</td><td>こども園、幼稚園</td><td>99 園</td><td>100 園</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td>74 校</td><td>75 校</td></tr>
<tr><td rowspan="4">73</td><td rowspan="4">事故予防教育の実施</td><td colspan="3">健康診査時や健康教育において、母子保健推進員や保健師が、子どもの事故防止に関する知識と技術の普及を図ります。</td><td rowspan="2">子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故予防教育実施回数／年</td><td>3、4か月児健康診査時</td><td rowspan="2">26 回<br>（ベビー教室とベビークラスの事故予防教育）</td><td>96 回</td></tr>
<tr><td>ベビークラスでの実施</td><td>12 回</td></tr>
<tr><td>74</td><td>乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進</td><td colspan="3">乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、妊娠中・育児期間中の喫煙防止や同居家族の分煙に関する教育を実施します。また、揺さぶられっ子症候群の予防啓発を実施します。</td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
<tr><td>75</td><td>小児救急医療支援事業の実施</td><td colspan="3">夜間（365日）及び休日や年末年始の昼間において、医療圏内の病院による輪番方式で、小児科の入院治療を要する重症患者の医療を確保します。</td><td>市民福祉部<br>総務課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">76</td><td rowspan="3">「通学路こども110 番の家」の設置促進</td><td colspan="3">警察署及び小学校と連携し、子どもたちが犯罪に遭ったときに緊急避難できる場所として、「通学路こども 110 番の家」の設置を促進します。</td><td rowspan="2">学校教育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td colspan="2">「通学路こども 110 番の家」設置箇所数</td><td>1,906 箇所</td><td>2,000 箇所</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="3">内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>77</td><td>学校防犯体制の整備</td><td colspan="3">学校における防犯体制を強化するために、警備体制の強化や防犯訓練の実施を行うとともに、保護者や地域住民による防犯活動を推進します。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>78</td><td>子どもが犯罪に巻き込まれないための知識の普及啓発事業</td><td colspan="3">子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、啓発プログラムの作成や防犯教室の開催により、小中学生への防犯啓発活動を実施します。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">79</td><td rowspan="2">通学路整備事業</td><td colspan="3">通学時の交通事故防止及び不審者対策を図るため、集合場所から学校までの通学路を「安全のみどり線」で結ぶなどの整備を行います。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">80</td><td rowspan="2">こども園、私立幼稚園での防火プログラムの実施</td><td colspan="3">こども園、私立幼稚園で実施されている避難訓練に加え、保育師が指導者となり、火災に対して、子どもが自分で自分の身を守る方法を習得するプログラムを各園で実施します。</td><td>予防課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>こども園、私立幼稚園での防火プログラム実施率</td><td>13%</td><td>100%</td></tr>
</table>

## （２）子どもの遊び場の整備

ちびっこ広場やふれあい広場、その他の公園を整備し、地域における子どもの遊び場を確保します。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="3">内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">81</td><td rowspan="2">ちびっこ広場・ふれあい広場の整備</td><td colspan="3">地域の子どもの健全な遊び場を確保するとともに、コミュニティ活動の場として、ちびっこ広場・ふれあい広場の整備を進めます。</td><td>公園課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>専門業者が実施する劣化調査におけるＤ判定（生命に危険があるか重度の傷害をもたらす可能性があり、使用禁止となっているもの）の数</td><td>41 個</td><td>0 個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">82</td><td rowspan="2">街区・近隣公園等の整備</td><td colspan="3">子育て家庭の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備します。</td><td>公園課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>街区・近隣公園等の整備面積<br>（市内累計面積）</td><td>75.76ha</td><td>80.00ha</td></tr>
</table>

## 取組方針Ⅱ　すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

### 1　保育需要への対応

**課題**

・母親の就労意向の高まりにより、0～2歳児の保育ニーズが増加しています。
・3歳児の幼児教育・保育の利用意向が高まっています。
・延長保育、病児・病後児保育等、保育ニーズが多様化しています。

**施策の方向性**

待機児童の解消に向けた取り組みを進めるとともに、保護者のニーズに対応し、多様な保育サービスを提供します。

### （1）待機児童の解消

ニーズが高まっている低年齢児保育について、こども園の改築や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、認証保育所制度の実施等により、待機児童の解消をめざします。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">83</td><td>こども園での定員拡大<br>事業計画　重点</td><td>こども園の改築に合わせ、0～2歳児の受入枠を拡大します。このほか、幼稚園認可こども園の保育所認可化、こども園分園の整備を進め、0～2歳児の受入枠を拡大します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>改築するこども園数</td><td>－</td><td>3 園</td></tr>
<tr><td>保育所認可に切り替えるこども園数</td><td>－</td><td>1 園</td></tr>
<tr><td>分園を整備するこども園数</td><td>－</td><td>1 園</td></tr>
<tr><td>0～2歳児定員数</td><td>2,012 人</td><td>2,220 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">84</td><td>幼保連携型認定こども園の設置の推進<br>事業計画　重点</td><td>私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を支援し、0～2歳児の受け入枠を拡大します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>幼保連携型認定こども園数</td><td>1 園</td><td>10 園</td></tr>
<tr><td>0～2歳児定員数</td><td>80 人</td><td>401 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>85</td><td>豊田市認証保育所制度</td><td>市が独自に設定した認証基準により、認証を受けた認可外保育施設に対して運営費を助成します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>86</td><td>保育ママ事業</td><td>こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。<br>0～2歳児の受入れ定員数：10 人（H26）</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>87</td><td>潜在保育士の再就労支援</td><td>保育士の資格を持ちながら、保育現場で働いていない「潜在保育士」に対し、「保育士就職支援研修」を開催し、こども園の現状を知ってもらうことにより、現場復帰への不安解消を図り、再就職を支援します。</td><td>保育課</td></tr>
</table>

## （２）多様な保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、一時保育や延長保育、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスを提供します。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="3">内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">88</td><td rowspan="3">地域型保育事業<br>事業計画</td><td colspan="3">午後 7 時以降の保育の実施等、こども園の補完的な保育サービスを提供するため、地域型保育事業を推進します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td></td><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>地域型保育事業認可数</td><td>－</td><td>4 施設</td></tr>
<tr><td></td><td>0～2歳児定員数</td><td>－</td><td>77 人</td></tr>
<tr><td>89</td><td>子育て短期支援事業<br>事業計画</td><td colspan="3">保護者が疾病、疲労その他の身体的もしくは精神上または環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護します。<br>子育て短期支援事業の実施施設数：5 施設</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">90</td><td rowspan="3">一時保育（一時預かり事業）の実施<br>事業計画</td><td colspan="3">保護者の疾病等の理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園において児童を保育します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td></td><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>一時保育の実施箇所数</td><td>83 施設<br>（分園1園含む）</td><td>90 施設<br>（分園1園含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">91</td><td rowspan="3">延長保育（時間外保育事業）の充実<br>事業計画</td><td colspan="3">こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、延長保育の実施時間及び実施こども園を拡大します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td></td><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>午後7時までの延長保育実施こども園数</td><td>34 園<br>（分園1園含む）</td><td>42 園<br>（分園1園含む）</td></tr>
<tr><td></td><td>午後8時までの延長保育実施こども園数</td><td>0園</td><td>1園</td></tr>
<tr><td rowspan="3">92</td><td rowspan="3">休日保育の実施</td><td colspan="3">保護者の勤務等に伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、地域型保育事業により、実施施設を拡大します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td></td><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>休日保育の実施施設数</td><td>5施設</td><td>6施設</td></tr>
<tr><td></td><td>休日保育の定員数</td><td>100 人</td><td>110 人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">93</td><td rowspan="3">病児・病後児保育事業<br>事業計画</td><td colspan="3">病気や怪我により安静を必要とする児童で、保護者の仕事等の都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td></td><td>指標名</td><td>現状値（H26）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td>病児・病後児保育の定員数</td><td>16 人</td><td>20 人</td></tr>
<tr><td></td><td>病児・病後児保育の実施箇所数</td><td>3施設</td><td>4施設</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 94 | **利用者支援事業**<br>事業計画 | 子育て支援センター等の身近な場所において、市の教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じた相談・助言等を実施します。<br>利用者支援事業の実施施設数:16 施設(H26) | 保育課 |
| 95 | **3歳児の幼児教育の受け皿の拡大** | こども園で3歳児の幼児教育のみの利用を受け入れるため、3歳児の幼児教育の利用は私立幼稚園において担ってきたことを踏まえ、こども園の民間移管を検討します。また、民間移管にあたってこども園の幼保連携型認定こども園への認可変更や、私立こども園の幼保連携型認定こども園への認可変更を検討します。 | 保育課 |

## ２　良好な幼児教育・保育環境の確保

**課題**

・老朽化したこども園の改築など、計画的な整備が必要です。
・０～２歳児の就園児数の増加や、保育時間の延長などに対応し、さらなる幼児教育・保育環境の向上が求められます。

**施策の方向性**

幼児教育・保育施設の整備を計画的に行うとともに、職員の確保や園評価の実施により、幼児教育・保育の質の向上について取り組みます。

### （１）幼児教育・保育施設の整備

こども園・私立幼稚園の施設について、必要に応じて改築等を進めるなど、計画的に整備を行い、幼児教育・保育環境の向上につなげます。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 96 | 公立こども園の園舎の整備　重点 | 豊田市市有財産最適化方針等に基づき、園舎の改築や計画的な修繕等を実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。 | 保育課 |
| 97 | 公立こども園の駐車場整備 | こども園への送迎方法の変化等に対応し、駐車場が不足している園について必要な整備を行います。 | 保育課 |
| 98 | 私立園に対する施設整備費補助　重点 | 私立園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕等の施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。 | 保育課 |

## （２）幼児教育・保育の質の向上

こども園や私立幼稚園における評価の充実等により、幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、少子化により園児数が減少し集団生活の確保が困難になったこども園について、適切な保育環境の確保に向け、地域や学校等と調整し対応していきます。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="3">内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>99</td><td>「豊田市保育課程・指導計画」の改訂</td><td colspan="3">「豊田市保育課程・指導計画」を、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて改訂します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">100</td><td rowspan="3">こども園における園評価の推進</td><td colspan="3">こども園における保育方針・保育内容等運営状況について、自己評価及び保護者等の園関係者による評価を行い、保育の質の向上に努めます。</td><td rowspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td>園評価の実施園</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>101</td><td>こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進</td><td colspan="3">こども園・私立幼稚園と小学校、小学校と中学校との円滑な連携を図るため、情報の共有化と園児・児童生徒や職員間の交流を進めることで、学びのつながりを図ります。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>102</td><td>設備・運営基準の向上</td><td colspan="3">こども園、幼保連携型認定こども園の設備・運営基準において、職員配置基準、居室面積基準を国基準より手厚く設定し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>103</td><td>小学校との合築施設における連携教育の推進</td><td colspan="3">合築により整備される寺部こども園と寺部小学校において、園児と児童が生活空間を共にすることによる生活・学びの交流、職員同士の交流、情報の共有や相互理解等、積極的な連携を図ります。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>104</td><td>保育師の就労環境の向上</td><td colspan="3">処遇や休暇制度の改善、こども園への事務職員の配置など、保育師の就労環境を向上し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。</td><td>保育課</td></tr>
</table>

# 取組方針Ⅲ　子どもの権利の保障と青少年の健全育成

## １　子どもの権利保障

**課題**

・家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、児童虐待相談対応件数が増加傾向にあります。
・いじめ、不登校など様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、切れ目のない支援を行う必要があります。

**施策の方向性**

子どもの権利に関する意識啓発を行うとともに、児童虐待やいじめ・不登校等の問題への対策を推進し、子どもの権利の保障と救済、解決を図ります。

### （１）子どもの権利の意識啓発

「子どもの権利学習プログラム」の実施や、講演会・教室等の開催により、子どもの権利に関する意識の向上につなげます。また、子どもの権利侵害の早期発見、解消に向けた取り組みを行います。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 105 | 子どもの権利学習プログラムの実施 | 市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児には園と家庭で連携しながら、児童・生徒には道徳等の授業などで、保護者には学校のPTA活動や交流館の講座等で実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。 | 次世代育成課 |

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 幼児版実施率（実施人数／対象人数） | 98.0%（3,914/3,995 人） | 100% |
| 小中学生版実施率（実施人数／対象人数） | 90.7%（15,120/16,677 人） | 100% |
| 保護者版実施回数／年 | 1 回 | 10 回 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 106 | 「人権を考える集い」の開催 | 小中学校にて、人権全般に関する講演会と公開授業・意見発表等を開催し、人権意識の高揚を図ります。<br>開催回数／年：12 回（H26） | 市民相談課 |
| 107 | 「人権移動教室」の開催 | 人権擁護委員の協力により、こども園・小学校の園児・児童をはじめ市民を対象に大型紙芝居やビデオ等を用い人権啓発活動を実施します。 | 市民相談課 |

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 希望校での実施率 | 100% | 100% |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 108 | とよた子どもの権利相談室（子どもスマイルダイヤル）の運営 | 子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。 | とよた子どもの権利相談室 |

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 小中高生認知度 | 20.2% | 40% |
| 就学前保護者、小中学生保護者認知度 | 39.1% | 50% |

## （２）児童虐待防止対策の強化

事後的救済のみならず、虐待防止教育や広報・啓発を進めるとともに、居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化等、児童虐待防止対策を進めます。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 109 | 児童虐待防止の広報・啓発 | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図り、死亡等の重篤な事例を発生させないために、11 月の「児童虐待防止推進月間」を中心に児童虐待防止の広報・啓発活動を実施します。 | 子ども家庭課 |
| 110 | 児童虐待防止教育 | 子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者等が、子どもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAP プログラムによるワークショップ）を実施します。 | 子ども家庭課 |

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| ＣＡＰプログラム受講者数／年 | 3,794 人 | 4,000 人 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 111 | 要保護児童・DV対策協議会の開催 | 要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援について協議する「要保護児童・DV対策協議会」を運営します。 | 子ども家庭課 |
| 112 | DV相談マニュアルの設置 | DVに対する公的支援や相談窓口等を記載したマニュアルやカード等を公共施設、病院、大型店等に設置します。 | 男女共同参画センター |

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| ＤＶマニュアル発行部数／年 | 2,440 部 | 2,500 部 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 113 | 「ママの子育てを支援する会」の開催 | いらいらする、子どもをかわいいと思えない等の子どもとの関係に問題を抱えている親同士が、同じ悩みを共有し、気軽に話し合う機会を確保し、問題解決に向けた支援を行います。<br>開催回数：24 回（H26） | 子ども家庭課 |
| 114 | 居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化 | 各種健診の未受診児を対象に、迅速かつ効率的に捜索するため、関係各課が連携を図り、居所不明児童の実態把握の方法を確立してシステム化します。 | 子ども家庭課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 50<br>再<br>掲 | おめでとう訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施<br>事業計画 | 母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児を持つすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安等の解消を図ります。<br>指標名：全出生児に対する訪問実施人数の割合<br>現状値（H25）：97%<br>目標値（H31）：98% | 子ども家庭課 |
| 12<br>再<br>掲 | 養育支援訪問事業<br>事業計画 | 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師等の専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。 | 子ども家庭課<br>地域保健課 |

## （３）いじめ・不登校対策の充実

いじめや不登校等の問題の解決に向けて、問題行動実態調査等により実情を把握するとともに、専門的な相談支援や適応指導を行うなど、児童生徒の心に寄り添った取り組みを進めます。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 115 | いじめ防止体制の整備<br>重点 | 豊田市いじめ防止基本方針※に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、学校、教育委員会、家庭、関係機関等の幅広い連携を図るとともに、目的に応じたそれぞれの推進組織を設置し、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた各種の取組を実施します。<br>※豊田市いじめ防止基本方針：平成26年度中に策定予定<br>指標名：いじめの状況調査の実施回数<br>現状値（H25）：2回／年<br>目標値（H31）：1回／月 | 青少年相談センター |
| 116 | 人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実 | 児童生徒のいじめ、不登校等に関し、教員の手の届かない部分を専門的見地から補い、問題を解決する心の相談員やスクールカウンセラーを市独自の体制で全学校に配置します。また、いじめ、不登校生徒に対応する教員の担当教科を補充する非常勤講師を市独自の体制で中学校に配置します。<br>心の相談員の配置：57 校 59 名（H26）<br>不登校生徒に対応する教員の担当教科を補充する非常勤講師の配置：中学校 17 校に配置（H26）<br>指標名：スクールカウンセラーの配置<br>現状値（H26）：4 名（拠点校 16 校・対象校 16 校）<br>目標値（H31）：5 名（拠点校 20 校、対象校 20 校） | 青少年相談センター |

<table>
<tr><td>117</td><td>登校できない小中学生のための適応指導</td><td>青少年相談センターの適応指導室に不登校専門員を配置し、不登校の小中学生に対する学習の補充、体験活動等の支援を行うとともに、心理相談等により、集団への適応能力や自立心を育成します。<br>不登校専門員配置人数：11 人(H25)</td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>118</td><td>問題行動実態調査<br>（スクールヒアリング）</td><td>スクールソーシャルワーカーが学校の抱えるいじめや校内暴力、不登校、児童虐待等の問題の早期発見と解決のために学校を訪問し、ヒアリングすることで問題の解消に取り組みます。<br><table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>スクールソーシャルワーカーの配置</td><td>3名</td><td>4名</td></tr><tr><td>学校、家庭への訪問回数／年</td><td>学校 282 回<br>家庭 92 回</td><td>450 回</td></tr><tr><td>教職員のケース会議数／年</td><td>127 回</td><td>160 回</td></tr></table></td><td>青少年相談センター</td></tr>
</table>

## ２　次代を担う青少年の健全育成

**課題**

・ニート・ひきこもりの青少年が増加しており、支援機関の連携強化、相談体制の充実等が必要です。

・子どものスマートフォンや携帯電話等の所有率が高まっており、ソーシャル・ネットワーク・サービス等によるいじめ、犯罪などのトラブルや、健康被害が増加しています。

**施策の方向性**

青少年の社会参加や自主的な活動を支援するとともに、青少年の非行防止対策やニート・ひきこもりへの支援を図り、青少年の健全育成に取り組みます。

### （１）青少年の社会参加の促進と主体性の育成

青少年の社会参加を促進し、ボランティア活動やまちづくり提案等、さまざまな体験・取り組みを通じて主体性が育まれるよう支援します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 119 | 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施<br>事業計画 | 放課後児童クラブ指導員を国の基準に基づく支援員へ移行し、運営体制を整えながら児童クラブの質の向上を図り、原則小学校4年生までの就労家庭の児童の生活の場を確保します。<br>指標名：放課後児童クラブ参加児童数（5 月）／現状値（H26）：2,642 人／目標値（H31）：3,168 人 | 次世代育成課 |
| 120 | 放課後児童クラブの委託化の推進 | 放課後児童クラブを委託化し、民間のノウハウを活かして魅力のある運営と、安定した指導員の雇用を図ります。<br>指標名：民間委託した放課後児童クラブ数／現状値（H26）：―／目標値（H31）：60 クラブ | 次世代育成課 |
| 121 | 放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用<br>重点 | すべての就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、地域子どもの居場所づくり事業との一体的運営の方法を検討します。<br>指標名：居場所づくり事業との一体化クラブ数／現状値（H26）：0 校／目標値（H31）：3 校 | 次世代育成課 |
| 122 | 子どもシンポジウムの開催 | 子ども会議の活動を広く周知し、子どもが自分の意見を表明したり参加する機会として、子どもシンポジウムを開催し、専門家による講演や子ども会議における研究の発表、来場者との意見交換を行います。<br>指標名：子どもシンポジウム参加者数／現状値（H25）：145 人／目標値（H31）：200 人 | 次世代育成課 |
| 123 | 青少年健全育成推進協議会活動への支援 | 地域における青少年の健全育成の活発化をめざし、青少年健全育成推進協議会の活動を支援します。 | 次世代育成課 |

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>124</td><td>感動体験機会の提供</td><td>児童生徒が、音楽、伝統芸能等の芸術文化活動に接することができる機会を提供します。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>125</td><td>子ども会活動への支援</td><td>子どもたちが子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援します。また、さらに活発な活動を促すため、その方策を検討します。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>126</td><td>ジュニアクラブ活動への支援</td><td>中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなどの地域での活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催します。また、さらに活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討します。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>127</td><td>青少年育成団体の活動支援</td><td>市子ども会連絡協議会やボーイスカウト、ガールスカウト、豊田てらこや等、青少年育成を目的とした団体に対し、運営補助金の交付、青少年育成団体の活動拠点となるための環境整備、団体間の情報共有（連絡会の開催）等の支援を行います。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>128</td><td>とよたものづくりフェスタの充実</td><td>多くの子どもが、工作や実験を通して、ものづくりや科学技術の楽しさ、おもしろさを体感するなど、創造性を育む場とするとともに、指導者のネットワークを構築し、ものづくり文化の醸成を図ります。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>来場者数／年</td><td>8,000 人</td><td>10,000 人</td></tr>
</table></td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td>129</td><td>青少年ボランティア事業の実施</td><td>さまざまなボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参加を考える機会を提供します。青少年のボランティア意識の高まりに対応した事業を実施します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>青少年ボランティア延べ参加人数／年</td><td>182 人</td><td>200 人</td></tr>
</table></td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>130</td><td>「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策提言</td><td>子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、「子ども会議」を定期的に開催します。また、「子ども委員活動」の成果を基に、子ども会議から市長に施策提言をし、子どもの意見参画につなげます。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H22～25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>子ども委員数（子ども委員の1任期中）</td><td>31 人</td><td>35 人</td></tr>
<tr><td>施策提言数（計画期間中累積）</td><td>7 提言</td><td>15 提言</td></tr>
<tr><td>事業実現数（計画期間中累積）</td><td>7 事業</td><td>7 事業</td></tr>
</table></td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>131</td><td>青少年活動表彰制度（ひまわり褒賞）</td><td>青少年活動の中から活動内容を評価して団体への褒賞を行います。</td><td>次世代育成課</td></tr>
</table>

| No. | 事業名 | 内容 | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|
| 132 | 中学生の主張発表大会 | 中学生が、学校・家庭や社会に対して、日頃、思っていることや実践していることを発表し、社会性や自立心を養える場とします。また、中学生スタッフを募集し、高校生・大学生の有志ボランティアとともに事業の企画・運営を担えるよう支援します。 | | | 次世代育成課 |
| | | | 指標名 | 現状値（H26） | 目標値（H31） |
| | | | 中学生の主張発表大会への応募数 | 8,803 人 | 9,000 人 |
| 133 | 青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成 | 青少年の相談や活動支援に対応できる身近な大人を養成する。地域の大人や大学生がその役割を担えるよう養成講座を開催する。主に青少年センターでの活動を養成するユースサポーター講座と、主に地域派遣を目的とするレクリエーション指導者講座を行う。 | | | 次世代育成課 |
| | | | 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | | ユースサポーター養成講座開催数／年 | 4回 | 10 回 |
| | | | レクリエーション指導者講座参加者数／年 | 157 人 | 200 人 |
| 134 | 総合野外センターにおける青少年の育成支援者を養成 | 大学生を青少年活動の指導者として養成し、青少年活動への参加を促進します。 | | | 次世代育成課 |
| | | | 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
| | | | トレーニングキャンプ延べ参加者数／年 | 100 人 | 120 人 |
| | | | キャンプスタッフ登録数 | 20 人 | 40 人 |
| 135 | 思春期教育 1「ふれあい体験」の推進 | 中学生が、命の大切さ、将来の親になるための意識を高めるとともに、地域住民との交流を図ることができるよう、母親、赤ちゃん、地域ボランティア参加の「赤ちゃん抱っこ体験」事業を推進します。 | | | 子ども家庭課 |
| | | | 指標名 | 現状値（H26） | 目標値（H31） |
| | | | 「中学生とあかちゃんのふれあい体験」実施校数 | 5 校 | 8 校 |
| 136 | 思春期教育 2「自分の心と体を知る」 | 心身の発達に関する知識の普及と、命の重さを感じる講座により、心の健康対策として、思春期の子どもやその保護者を対象に思春期教室・出前講座を実施します。 | | | 子ども家庭課 |
| | | | 指標名 | 現状値（H26） | 目標値（H31） |
| | | | 思春期教室 2 実施校数 | 16 校 | 27 校 |
| 137 | 学生発⇒豊田市まちづくり提案 | 学生から豊田市のまちづくりに関する施策・事業の提案を募集し、豊田市がより楽しく、魅力あるまちへ発展するための提案を求めます。 | | | 経営戦略室 |
| | | | 指標名 | 現状値（H26） | 目標値（H31） |
| | | | 参加グループ数 | 18 グループ | 70 グループ |
| | | | 施策への反映数（平成 27～31 年度累計） | ― | 7件 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 138 | ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組<br>新規　重点 | ソーシャルメディアの適切な利用に向けて、市青少年健全育成推進協議会や市PTA 連絡協議会等の市民団体と連携し、青少年向けの講演会や家庭向けの体験教室、市民運動としての啓発活動等を展開していきます。 | 次世代育成課 |
| 139 | 中央図書館が取り組む子ども読書活動 | 中央図書館は、豊富な図書資料と専門的な知識を活用し、学校、地域において、子どもと本をつなぐ読み聞かせ等、子ども読書活動に必要な事業の実施やボランティア等への支援を推進します。 | 図書館 |
| 140 | 歴史・民芸・ものづくりを体験する講座の開催 | 子どもたちが郷土の歴史や民芸にふれ興味を持つきっかけとなるよう、郷土の歴史・民芸に関わる体験講座、実技教室等を開催します。 | 文化財課 |

139

| 指標名 | | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|---|
| 貸出冊数／年 | 児童図書 | 467,824 冊 | 510,000 冊 |
| | ティーンズ図書 | 17,610 冊 | 19,000 冊 |
| 読み聞かせボランティア講座参加者数／年 | | 726 人 | 790 人 |

140

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 講座開催日数/年 | 323 日（100 回） | 330 日 |
| 講座体験人数/年 | 10,611 人 | 10,700 人 |

## （２）青少年の活動の場づくり

青少年センターや総合野外センター等において魅力ある事業を実施し、青少年の多様な活動の場として活用できるよう支援します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 141 | 総合野外センターの運営 | 野外活動の拠点施設として、こども園や小中学校、子ども会等の青少年団体の野外体験学習の受入れや活動指導を通して、子どもの主体性・積極性を高める機会と場を提供します。 | 次世代育成課 |
| 142 | 青少年センターの運営 | 青少年センター事業内容を充実し、小学生から働く若者までの受け入れ体制を整備することにより、青少年の自主活動を支援します。 | 次世代育成課 |

141

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 総合野外センター延べ利用者数／年 | 79,769 人 | 81,000 人 |
| 青少年団体利用数／年 | 84 団体 | 100 団体 |

142

| 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） |
|---|---|---|
| 青少年センター延べ来館者数／年 | 108,991 人 | 130,000 人 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 143 | 少年少女音楽3団体の運営 | ジュニアマーチングバンド、少年少女合唱団、ジュニアオーケストラの少年少女音楽3団体の音楽活動を通じて、青少年の豊かな情操を養い、円満なる人格を養成します。 | 文化振興課 |
| 144 | とよた出会いの場プロジェクト | 青少年センターにおいて、35 歳未満の独身者を対象に、ウォークラリー、バーベキュー、交流ゲーム等のイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。<br>運営組織参加人数／年:10 人(H25)<br>YouMe フェスタ参加人数／年:80 人(H25)<br>YOU友遊参加人数／年:150 人(H25) | 次世代育成課 |
| 145 | インターンシップの推進 | 高校生や専修学校・大学の学生が、専攻や個人の特性を活かした就業体験を行えるよう、企業への働きかけを行います。 | ものづくり産業振興課 |
| 146 | 高校生・大学生の社会参加活動促進事業<br>新規 重点 | 青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進します。<br>指標名 / 現状値 / 目標値(H31)<br>事業数／年 / — / 3事業<br>参加学生数／年 / — / 1,000 人 | 次世代育成課 |
| 147 | 中学生の交流館利用の促進<br>新規 | 交流館の利用ルールの見直しや中学生と地域との連携事業のコーディネートを行い、交流館利用の促進を図り、地域住民との交流の場を提供します。 | 生涯学習課 |

## （３）青少年の悩みの対応と非行防止

補導体制の充実や薬物乱用防止運動の推進により、青少年の非行防止に取り組みます。また、悩みや不安を抱える青少年に対する相談支援を図ります。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 148 | 薬物乱用防止運動の推進 | 薬物乱用防止推進協議会を設置し、街頭での啓発活動を実施するとともに、小中学校、高等学校等で薬物乱用防止講習会を開催します。 | 健康政策課 |
| 149 | 更生保護活動の支援 | 犯罪や非行をした人の更生を助けるとともに、犯罪や非行を予防するため、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。 | 次世代育成課 |
| 150 | 青少年補導体制の充実 | 地域と協力した補導体制を整備して、青少年非行の早期発見のための要注意場所や祭り等の場における巡回指導を充実します。また、関係機関と協力し、青少年補導活動に対する理解を深めるための啓発活動を展開します。 | 青少年相談センター |

## （４）ニート・ひきこもりへの対応

ひきこもりやニートの状態である人やその保護者に対し、青少年相談センターや就労支援室、（仮）若者サポートステーション等において、就労や社会参加等が行えるよう、自立に向けた支援を行います。

＜主な事業＞

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>151</td><td>青少年相談センターにおける青少年の自立支援</td><td>社会生活への適応が難しく、家庭にこもりがちであるなど、困難を抱える若者（20 歳未満）への継続的な相談支援を行います。</td><td>青少年相談センター</td></tr>
<tr><td>152</td><td>就労支援室の運営</td><td>就労を希望する対象者に対して、就労に関する相談、情報提供を実施する総合支援窓口として就労支援室を運営し、青少年の就労を支援します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>就労支援室における相談件数／年</td><td>2,423 件</td><td>2,500 件</td></tr>
</table></td><td>ものづくり産業振興課</td></tr>
<tr><td>153</td><td>（仮）若者サポートステーション・（仮）若者支援地域協議会の設置・運営<br>新規 重点</td><td>（仮）若者サポートステーションを新・青少年センター内に開設し、主に 18 歳以上のひきこもり状態の人とその保護者を対象に、自立に向けた相談、就労等に向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援等、社会参加や就労に向けた支援を行います。また、関連機関からなる（仮）若者支援地域協議会を設置し、それぞれの専門性を生かしながら連携し、自立に対して困難を有する青少年を支援します。</td><td>次世代育成課</td></tr>
</table>

## 取組方針Ⅳ　地域ぐるみによる子育て社会の創造

### １　ワーク・ライフ・バランスの推進

課題

・子育て世代の多くは、仕事、家事・育児、プライベートのバランスがとれていないと感じており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識は低下しています。
・夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。

施策の方向性

親が子育ての時間を十分に確保できるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、企業の取り組みについても支援します。

#### （１）ワーク・ライフ・バランスの理解の促進

ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進に向けて、相談支援や講座の開催、情報提供等を行います。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 154 | 女性及び男性応援講座及び男女共同参画セミナー等の開催 | 男女共同参画社会を実現するため男女共同参画セミナー、女性応援講座、男性応援講座等、様々な講座を開催し、市民の意識を高めます。 | 男女共同参画センター |
| 155 | 男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上 | 日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身につけるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。 | 男女共同参画センター |

## （２）企業の取組の推進

企業のワーク・ライフ・バランスに関する取組が推進されるよう、講師の派遣や推進員による企業訪問、優良事業所の表彰等を実施します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 156 | **企業における職場改善のためのアドバイザー及び講師派遣の実施** | 企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進等について、アドバイザー及び専門の講師を派遣します。 | 男女共同参画センター |
| 157 | **ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問** | ワーク・ライフ・バランス推進員（市民団体）との共働により、ワーク・ライフ・バランスの必要性や一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度、国・県の助成制度等について周知し、事業所ごとの特徴をとらえ、助言を行います。 | 男女共同参画センター |
| 158 | **働きやすい職場環境を目指す優良事業所に対する表彰制度の実施及び改善** | 企業の子育て支援への取組を促進するため、市内企業の「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録を推進します。<br>また、豊田市におけるワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、応募数の増加に向け、さらなる制度の周知、啓発を行います。 | 男女共同参画センター |

## ２　家庭教育力の向上

**課題**

・仕事で忙しい家庭や悩みを抱え孤立しがちな家庭など、様々な課題を抱えた家庭が増加しています。
・子育てに対して自信が持てない親の割合が増加しています。
・多くの市民は、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じています。

**施策の方向性**

親としての教育力を身につけられるよう講座等を開催するとともに、子育ての仲間づくりや情報共有ができる場を提供し、家庭教育力の向上に取り組みます。

### （１）親育ちの支援

子育てに関する各種講座や親育ち交流カフェの開催等により、親としての意識や能力を身につけられるよう支援します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 159 | 家庭教育講座の開催 | 子育て家庭を対象に子どもとの関わりやしつけ等に関する講座をこども園、子育て支援センター等において開催します。 | 保育課 |
| 160 | 家庭教育講座の開催支援 | 子どもの発達にふさわしい家庭環境づくりを進めるため、主に小中学生の保護者を対象に、子どもとの関わりやしつけ等について紹介する講座の開催を支援します。<br>指標名：家庭教育講座実施校数／年　現状値（H25）：21 校　目標値（H31）：30 校<br>指標名：家庭教育講座参加保護者数／年　現状値（H25）：3,206 人　目標値（H31）：5,000 人 | 次世代育成課 |
| 161 | こども園での親の保育参加事業の推進 | こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達への理解を深め、自分の子どもへのかかわり方を見直す機会とします。他の子どもを同時に保育することにより、子育てのヒントをつかんだりするとともに、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。 | 保育課 |
| 162 | ブックスタート事業 | 赤ちゃんと絵本を開くひとときを分かち合い、親子で絵本を楽しむきっかけをつくるため、ブックスタート事業では、健診会場で親子１組ずつに読み聞かせを体験してもらい、絵本を手渡し家庭での継続を図ります。<br>指標名：対象児へのブックスタートの実施率（絵本の配布）　現状値（H25）：99.5%　目標値（H31）：100% | 図書館 |

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>163</td><td>ノーバディズパーフェクト講座</td><td>「ノーバディズパーフェクト」とは、「完璧な親なんていないよ！」というメッセージのもと考えられた、カナダで生まれた子育て中の親支援のプログラムです。子育てに不安や悩みを抱えている親同士が、子どもの健康や安全、しつけ等について話し合う中で、新たな子育ての能力や技術を習得し、親自身が自分の長所や能力に気づき、育児に自信がもてるようになります。講座終了後も参加仲間と支え合いながら子育てができるよう支援します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>講座参加実人数／年</td><td>43 人</td><td>48 人</td></tr>
</table></td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>164</td><td>親育ち交流カフェの開催<br>新規 重点</td><td>保護者、地域住民、学校等の協力を得ながら、保護者が集まって、仲間づくりや交流の場、子育てに関する研修や情報交換、相談する機会を提供します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>親育ち交流カフェ実施地区数</td><td>3 地区</td><td>27 地区</td></tr>
<tr><td>親育ち交流カフェ参加者数／年</td><td>60 人（見込）</td><td>540 人</td></tr>
</table></td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>165</td><td>家庭教育手帳「親ノート」の活用</td><td>小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配布し、家庭教育力の向上を図ります。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>54<br>再<br>掲</td><td>ふれあい子育て教室<br>新規 重点</td><td>1 歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「赤ちゃんから幼児への子育てポイント」を親子で楽しみながら学ぶ機会を提供します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>教室参加組数／年</td><td>―</td><td>1,800 組</td></tr>
</table></td><td>子ども家庭課</td></tr>
</table>

## （２）子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供

子育てについての情報交換、悩みや不安の解決につながる相談等が親同士で行えるよう、仲間づくりや交流の場や機会を提供します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 166 | 「ティーンズママの会」の実施 | 20 歳未満の妊婦や親子が、仲間同士や専門職等との交流を通して、子育ての不安等を相談できる関係を築き、子育ての仲間づくりに向けた支援を行います。<br>ティーンズママの会開催回数／年：14 回（H26） | 子ども家庭課 |

<table>
<tr><td>167</td><td>乳児期の教室の開催</td><td>乳児期の早期における母子関係の確立やグループワークによる親同士の仲間づくりを通じて、育児不安の解消を図り、子育て仲間の交流を推進するための教室を開催します。<br>ベビークラス開催回数／年：12 回(H26)</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>168</td><td>母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成</td><td>妊娠、出産、子育て等に不安や悩みを持つ母親の身近な相談員として、母子保健推進員・おめでとう訪問員を養成します。<table><tr><th>指標名</th><th>現状値(H26)</th><th>目標値(H31)</th></tr><tr><td>事業開始時からの養成講座・実習の延べ受講者数</td><td>420 人</td><td>570 人</td></tr></table></td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>169</td><td>双子の集いの開催</td><td>同じ育児経験を持つ多胎児の親同士が、子育てに関する情報交換や子育ての悩みや不安を相互で解決でき、また自主グループとしての主体的な活動ができるように支援します。<br>ダブルエッグ(多胎のお子さんを持つ親の会)開催回数／年:12 回(H26)<br>ツインズ(主に双子を育てた先輩ママが運営する親の会)開催回数／年:10 回(H26)</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>170</td><td>子育てサロンの推進</td><td>子育て家庭が家庭教育や子育てについて気軽に話し合い、相談できる場を交流館に開設し、地域と家庭教育・子育ての結びつきを深めます。<table><tr><th>指標名</th><th>現状値(H25)</th><th>目標値(H31)</th></tr><tr><td>子育てサロン開設箇所</td><td>17 か所</td><td>20 か所</td></tr></table></td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>171</td><td>とよた子どもフェスティバルの開催</td><td>子育て総合支援センターやつどいの広場において、地域全体で子育ち・子育てを応援する気運を高めるため、地域の各種団体や子育てサークル等の協力により、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを年1回開催します。<br>参加者数／年：2,297 人(H25)</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>172</td><td>地域子育て支援拠点事業の推進<br>事業計画</td><td>子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供等を実施します。<br>地域子育て支援拠点事業実施施設:16 施設(H26)</td><td>保育課</td></tr>
</table>

## ３　地域力を活かした子どもの育成

**課題**

・地域における支えあいなどの意識が希薄化しています。
・子どもが地域活動を通じて、地域の人とのふれあいや多くの体験を通して、様々な文化や知識、考え方などに触れ、興味・関心を広げる機会が減少しています。

**施策の方向性**

地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、多様な主体が地域の子育て、教育への支援を行い、豊かな人間性を育みます。

### （１）地域力を活かした子育て支援活動の推進

地域におけるさまざまな主体が子育てにかかわり、放課後の居場所の確保やファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援活動を推進します。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|
| 173 | 地域における放課後の子どもの居場所づくり | すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、「地域子どもの居場所づくり事業」の実施地区の拡大に加え、新たに学校支援地域本部や NPO 団体等による展開等、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。 | | | 次世代育成課 |
| | | 指標名 | 現状値（H25） | 目標値（H31） | |
| | | 居場所として位置づけた既存の施設・事業等を含め、居場所が設置・確保された小学校区数 | 36 小学校区 | 52 小学校区 | |
| | | 地域子どもの居場所づくり事業を実施している地区の数 | 20 地区 | 34 地区 | |
| 174 | 地域団体による放課後児童クラブの運営　新規 | 地域団体により放課後児童クラブを運営し、地域主体の子育て支援活動の推進を図ります。 | | | 次世代育成課 |
| | | 指標名 | 現状値（H26） | 目標値（H31） | |
| | | 地域団体による放課後児童クラブの運営 | ― | 6 クラブ | |
| 175 | 地域在住の外国人や海外生活経験者との交流行事の推進 | 地域在住の海外生活経験者を中心に、英語の堪能なボランティアを募集します。小学校外国語活動の授業や国際理解に関する学校行事等に、応募のあったボランティアを派遣します。 | | | 学校教育課 |
| | | 指標名 | 現状値（H26） | 目標値（H31） | |
| | | 小学校外国語活動ボランティア実施校数／年 | 15 校 | 20 校 | |
| | | ボランティアの数／年 | 25 名 | 30 名 | |

<table>
<tr><td rowspan="2">176</td><td rowspan="2">ファミリー・サポート・センター事業の推進 事業計画</td><td colspan="2">仕事と子育ての両立を支援するため、保育等の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ファミリー・サポート・センター活動件数（平成 27～31 年度累計）</td><td>9,248 件</td><td>10,000 件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">177</td><td rowspan="2">企業・大学等と連携した出前講座</td><td colspan="2">児童生徒が科学技術等に興味を持つことができるよう、企業の技術者や科学研究者、大学等からの出前講座の受け入れを支援します。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>出前講座実施校／年</td><td>41 校</td><td>50 校</td></tr>
<tr><td>178</td><td>学校アドバイザー制度の活用</td><td colspan="2">地域住民の中から学校評議員（学校アドバイザー）を選び、学校経営への支援を受けます。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">179</td><td rowspan="3">学校支援ボランティア制度の活用</td><td colspan="2">大学生や地域住民にボランティアとして学校を支援してもらう制度を活用し、学校行事や校外学習等の手伝いだけでなく、授業の講師、部活動指導、研究活動等の業務も依頼していきます。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>指標名</td><td>現状値（H25）</td><td>目標値（H31）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>学生ボランティア登録人数（毎年 3 月 31 日時点）</td><td>127 人</td><td>150 人</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>学校支援ボランティア配置人数／年</td><td>46 人</td><td>50 人</td></tr>
<tr><td>180</td><td>地域教育懇談会の開催</td><td colspan="2">家庭教育、子育て、学校教育等の教育に関する諸問題について、情報交換を行うとともに、必要な協力体制づくりを進めるため、地区コミュニティ会議等を単位に地域教育懇談会を開催し、家庭・学校・地域の連携を図ります。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>181</td><td>主任児童委員の活動支援</td><td colspan="2">地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図ります。また、幼児健康診査未受診世帯の調査訪問をします。</td><td>子ども家庭課<br>地域保健課</td></tr>
</table>

## （２）世代間交流による子どもの育成

地域における異世代の人たちとの交流を推進し、地域の人たちふれあい、多様な価値観を身につけられるようにしていきます。

＜主な事業＞

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 182 | **「チャレンジ＆ドリーム校」事業の推進** | 異なる世代の人たちと交流したり、一流講師にふれあいながら、環境学習や国際交流等の豊かな体験活動を企画・実施し、子どもたちが感性を磨いたり伝統文化や働くことの大切さ等を実感できるよう、小中学校全校で「チャレンジ&ドリーム校」事業を推進します。 | 学校教育課 |
| 183 | **こども園における地域活動事業の実施** | こども園の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、地域の子育て家庭に対する育児講座の開催、世代間のふれあい活動、異年齢児交流の実施等、地域のニーズに応じた幅広い活動に取り組みます。 | 保育課 |

（２）重点事業

## ① 24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置

**事業概要**

育児についての悩みは誰もが抱えているものです。育児不安を抱える保護者に対して、いつでも相談できる２４時間体制のサポートを行うコールセンターを設置します。

「子育てに自信がなくて疲れてしまう」「子どもが泣きやまない」など、子育てに関する悩み、子どもに関する相談等に、相談員が応じます。相談内容によって、継続的な支援が必要なケースや、児童虐待等の気になるケースの相談は、児童相談所等関係機関へ継続的な対応を依頼していきます。

子育ての不安を軽減できるものであり、子育てに対する自信を取り戻すことが期待できます。

**実施スケジュール**

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|
| 検討、調整、準備 | 本格実施 | | | |

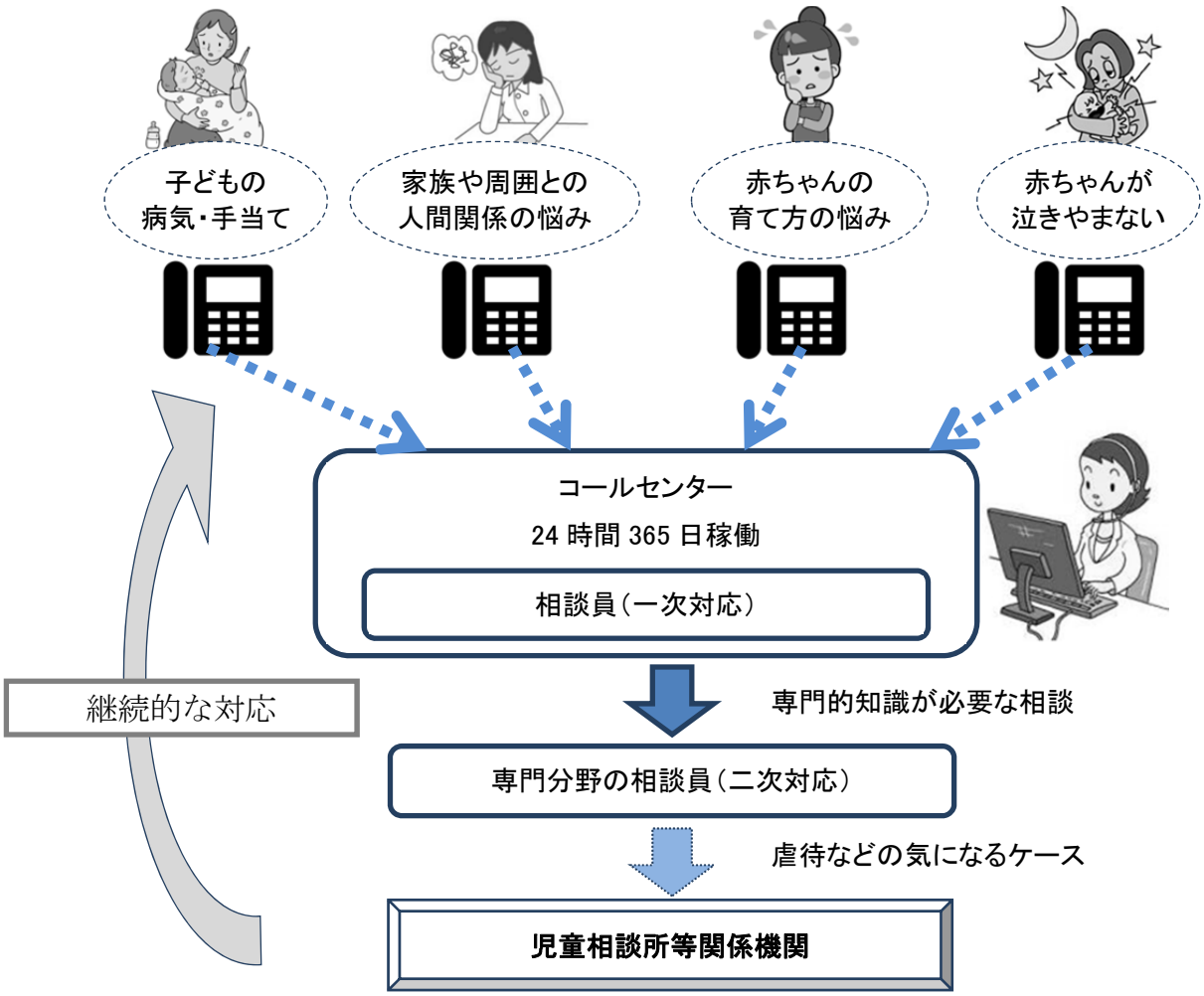

## ② ふれあい子育て教室の開催

**事業概要**

乳幼児期は、心とからだの発達が著しい時期で、大事な五感(見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう)を育むことがとても大切です。

たとえば、小さな積み木を手のひらにのせた時の感触、形や重さ、時にはなめて味を確かめたり、積み木と積み木をぶつけて音を楽しんだり。そして高く積んで「できた～」「やった～」と笑顔になります。こうしてしっかり五感を使って楽しい・うれしい等の心地よい感覚を、からだと心でたくさん感じることが、子どもの発達にはとても大切です。しかし、近年は核家族化の進行により、育児方法の伝承が危うくなったり、社会のデジタル化により遊びが変化したり、子育て方法が多様化し、子育てが難しい時代になっています。

そこで、1歳を迎えた誕生月の子どもとその保護者を対象とし、「あかちゃんから幼児への子育てポイント」を親子で楽しみながら学ぶ教室（講話・親子遊び・グループワーク）を実施します。親としての関わり方や、遊び方等を知り、スマートフォン等の媒体を使った遊びではなく、ふれあいや、言葉をかけることの大切さを感じ、家庭で無理なく実践できる方法を学べるようにします。

**実施スケジュール**

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|
| 検討、調整、準備 | 講座実施 | | | |

### ③ 0～2歳児の受け入れ枠拡大と幼児教育・保育環境の向上

**事業概要**

保育ニーズの高い０～２歳児の受入枠を拡大し、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により、働きながら子育てしやすい環境を整備し、待機児童の解消につなげます。

寺部こども園や私立こども園の改築により、受入拡大と幼児教育・保育環境の向上を図ります。

計画最終年度である平成 31 年度に向けて、教育・保育提供区域ごとに目標事業量を設定し、その確保に努めます。

**実施スケジュール**

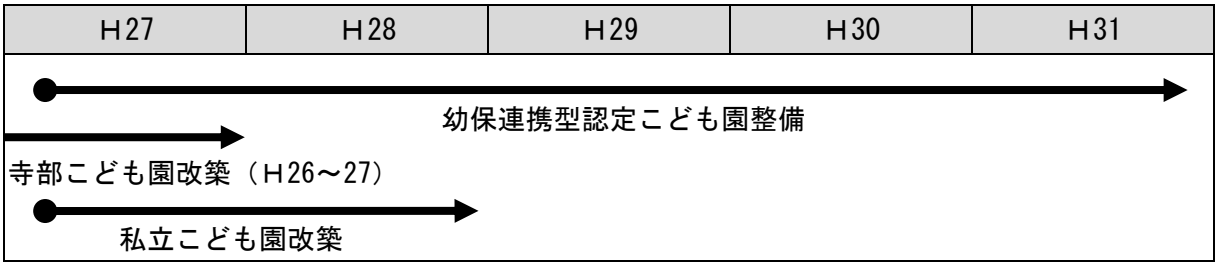


【取組内容】

| | 区域 | 内容 | 施設数 |
|---|---|---|---|
| 平成28年 | 挙母 | こども園の増改築 | 1 |
| | | こども園分園の整備 | 1 |
| | | 小規模保育事業 | 1 |
| | | 事業所内保育事業 | 1 |
| | 高橋 | こども園の増改築 | 1 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | 1 |
| | 猿投 | 幼保連携型認定こども園 | 2 |
| 平成29年 | 挙母 | こども園の増改築 | 1 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | 2 |
| | | 小規模保育事業 | 2 |
| | 高橋 | こども園の増改築 | 1 |
| | 上郷 | 幼保連携型認定こども園 | 1 |
| | 高岡 | 幼稚園認可こども園の保育所認可への切替 | 1 |
| | 松平 | こども園の定員見直し | 1 |

## ④ いじめ防止体制の整備

**事業概要**

豊田市いじめ防止基本方針※に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、学校、教育委員会、家庭、関係機関等の幅広い連携を図るとともに、目的に応じたそれぞれの推進組織を設置し、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた各種の取組を実施します。

※豊田市いじめ防止基本方針：平成２６年度中に策定予定

**【主な取組】**

・子どもへの体験活動や道徳教育の推進
・家庭や教職員向けの研修開催、啓発資料の作成・配布
・毎月のいじめ状況調査や校内検討会議の開催、相談機能の充実
・スクールソーシャルワーカーや弁護士等専門家による支援等

**【推進組織】**

①いじめ問題対策連絡協議会（関係機関及び団体により構成し、いじめ問題に関する意見交換、協議、連絡調整）
②いじめ問題専門委員会（いじめ防止のための調査研究）
③いじめ不登校対策推進委員会（教員による研究組織）
④いじめ問題調査委員会（重大ないじめ事案が報告された場合の調査を実施）
⑤いじめ再調査委員会（重大事態への対処、発生防止のための調査を実施）

**実施スケジュール**

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|
| ●→ | | | | |
| 組織等の設置 | いじめ問題対策連絡協議会等を定期的に開催 | | | |
| ●→ | | | | |
| | 各学校でいじめの状況の調査を実施、いじめに関する研修、啓発活動 | | | |

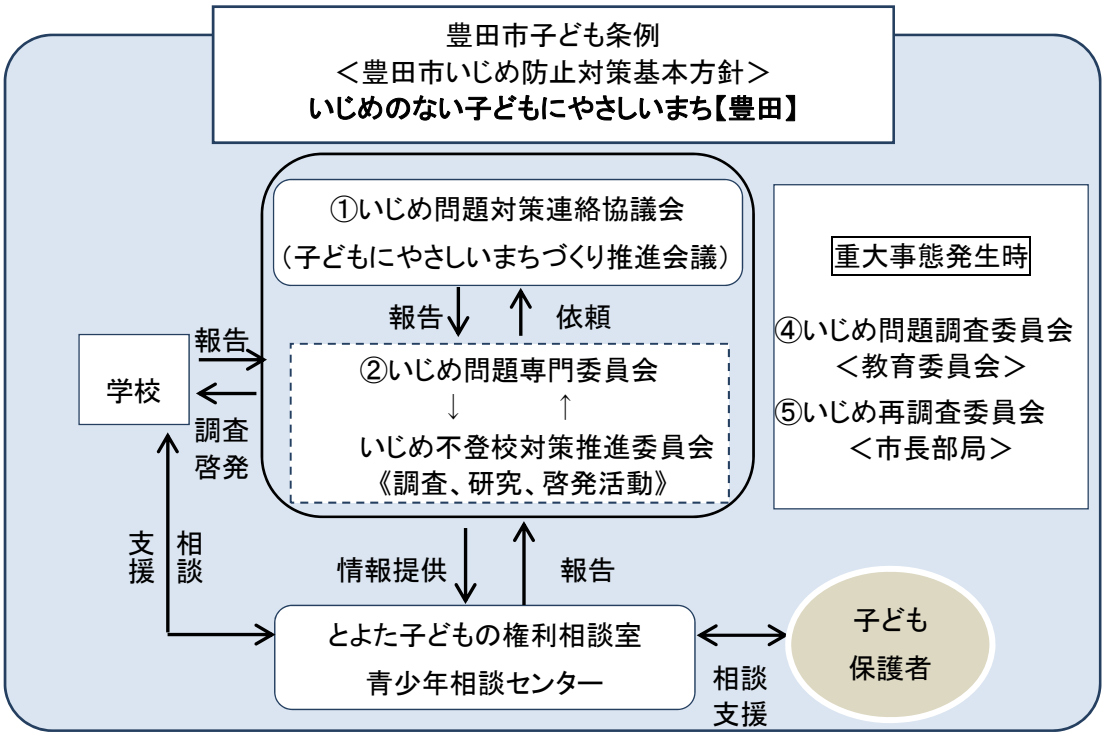

## ⑤ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組

**事業概要**

スマートフォン等の普及により、多くの青少年がソーシャルメディアを頻繁に利用しており、それに関わる友人同士のトラブルや健康被害が増加しています。

その解決に向けて、主に小中学生とその親を対象に、ソーシャルメディアの適切な利用を促す市民運動を展開するとともに、研修会や講座を開催し、啓発を図ります。

・青少年健全育成推進協議会が中心となった啓発活動
・各青少年育成団体（ＰＴＡ・民児協等）による研修会
・（仮）大学生等による講座開催（対象は小中学生）

※ソーシャルメディア：ＳＮＳ（フェイスブック、ライン等）、ブログ等、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービス。

**実施スケジュール**

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|
| 市民運動実施、検証 → | 市民運動実施 → | | | |
| 研修・講座実施、検証 → | 研修、講座実施 → | | | |

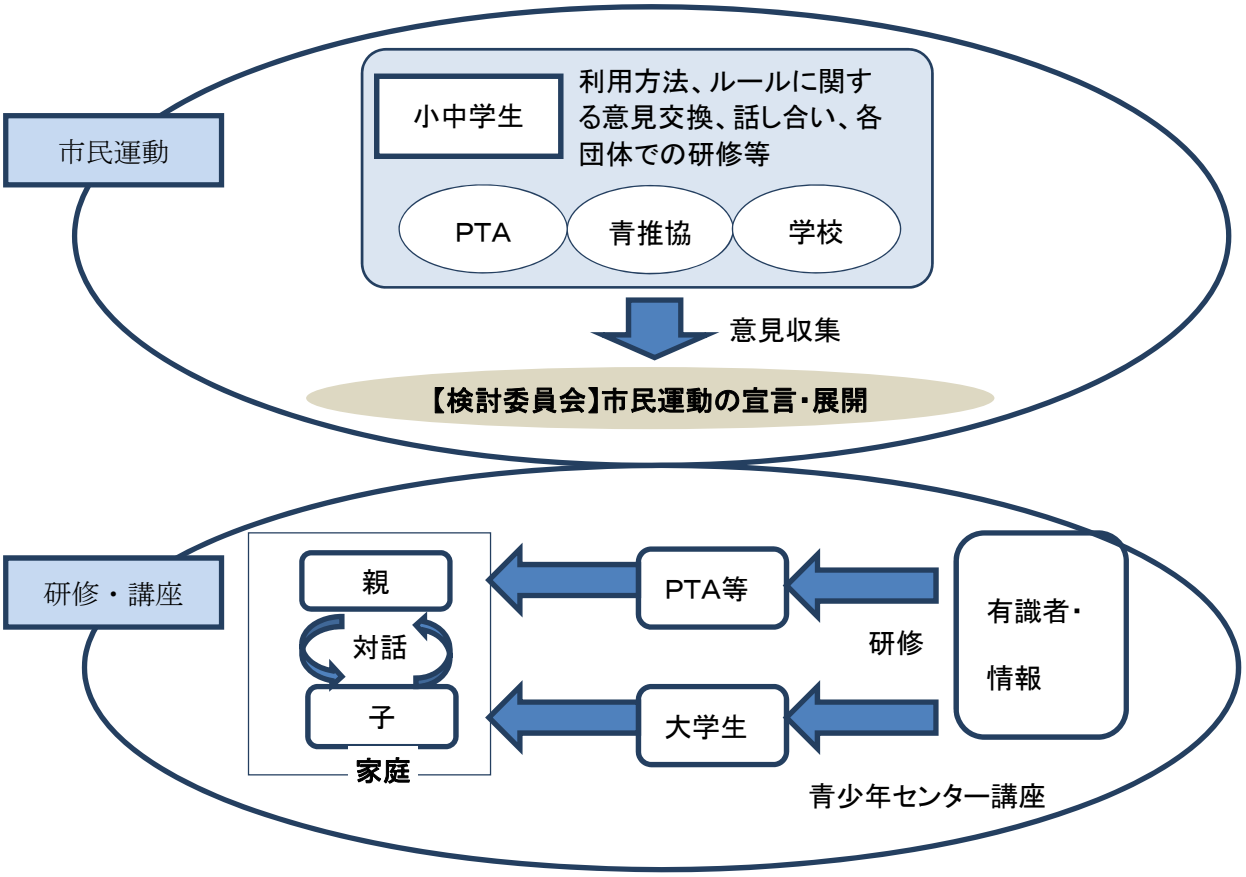

## ⑥ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用

**事業概要**

放課後にすべての子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、総合的な放課後対策を講じるため、親が就労しているなど留守家庭児童が利用する放課後児童クラブと、親の就労等に関係なく、すべての児童が活動する居場所づくり事業を一体的な運用を検討します。地域の人々と触れ合い、異なる学年の友達と交流しながら、様々な活動や学習支援等の多様なプログラムを体験することにより、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育みます。

**実施スケジュール**

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|
| 居場所づくり事業との一体的運用の検討 | | 一体的運用検討結果を踏まえて実施 | | |

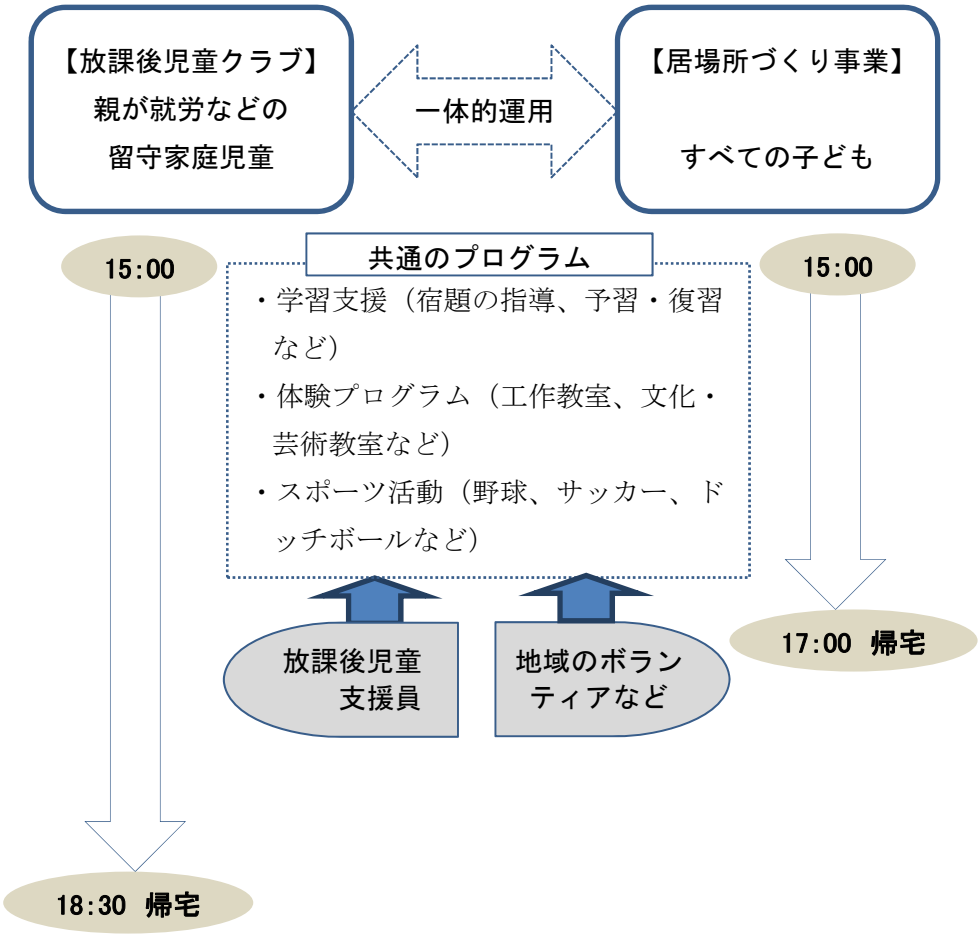

## ⑦ 高校生･大学生の社会参加活動促進事業

**事業概要**

青少年センターを学校の枠を越えた高校生・大学生の交流・活動拠点として位置づけ、社会活動への参画を促します。

**【居場所・たまり場事業】**

広報紙や大学連携協定を活用した情報発信等により、青少年センターを学生同士の交流や活動の場として積極的にＰＲし、高校生・大学生を呼び込みます。

**【イベントへの参加、企画、運営】**

中学生・高校生ボランティア講座を実施し、主体的な活動を促進するとともに、イベント等の実行委員会への参加を促し、企画・運営への参画を進めます。

**【高校生・大学生のボランティア登録・派遣】**

高校生や大学生の得意な活動をデータベース化して、団体のボランティア登録を行います。地域でのニーズに対応した応援活動ができるよう、スキルアップ講座の開催とボランティア派遣を行います。

**【社会参加活動促進情報の発信】**

ボランティア、インターンシップ、就職等の情報を集積し、公開します

**実施スケジュール**

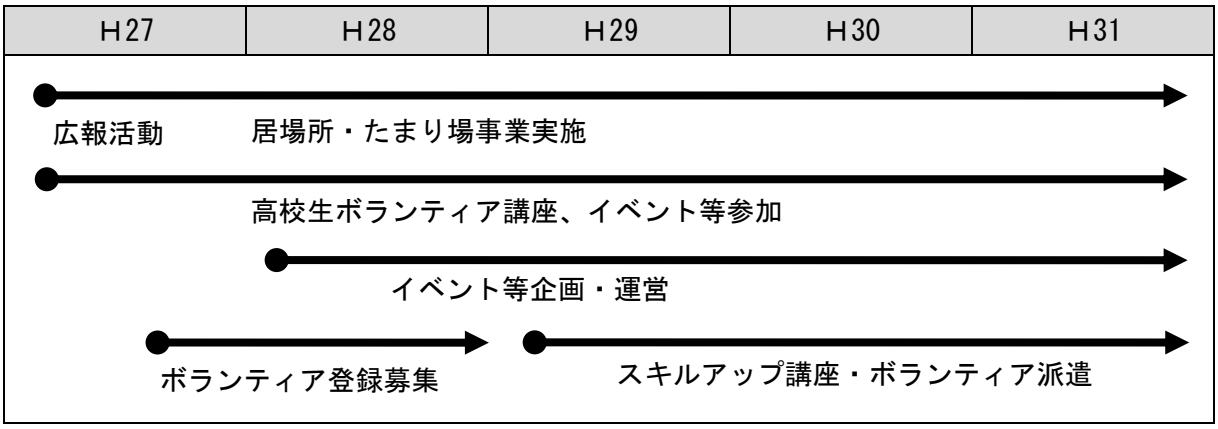


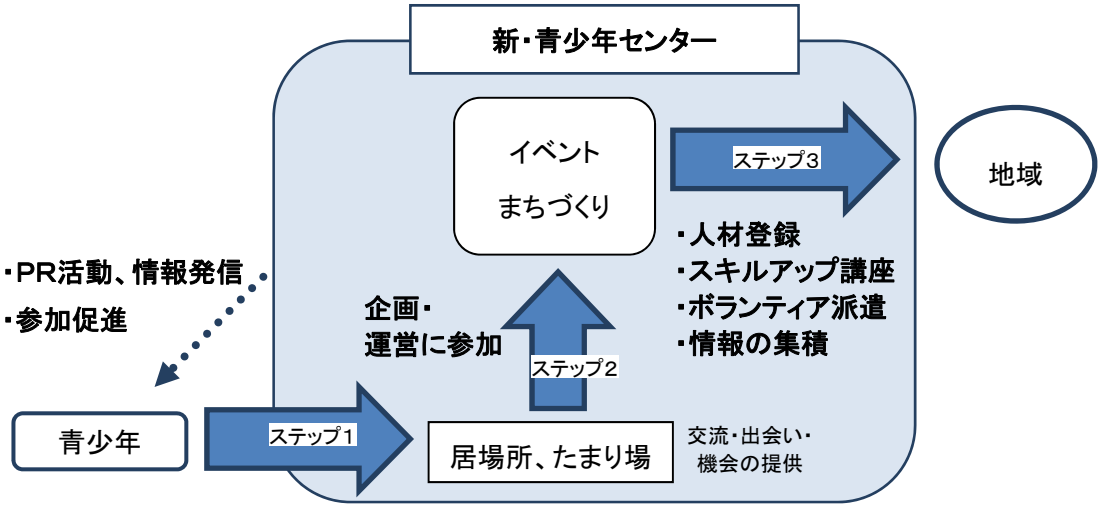

## ⑧　（仮）若者サポートステーション・（仮）若者支援地域協議会の設置・運営

**事業概要**

（仮）若者サポートステーションを新・青少年センター内に開設し、主に 18 歳以上のひきこもり状態の人とその保護者を対象に、自立に向けた相談、就労等に向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援等、社会参加や就労に向けた支援を行います。（仮）若者サポートステーションは、ＮＰＯ法人による運営とし、臨床心理士等の資格者を配置します。

また、（仮）若者サポートステーションや青少年相談センター等の関連機関からなる（仮）若者支援地域協議会を設置し、自立支援のネットワークを構築することにより、それぞれの専門性を生かしながら連携し、自立に対して困難を有する青少年を継続的に支援します。

**実施スケジュール**

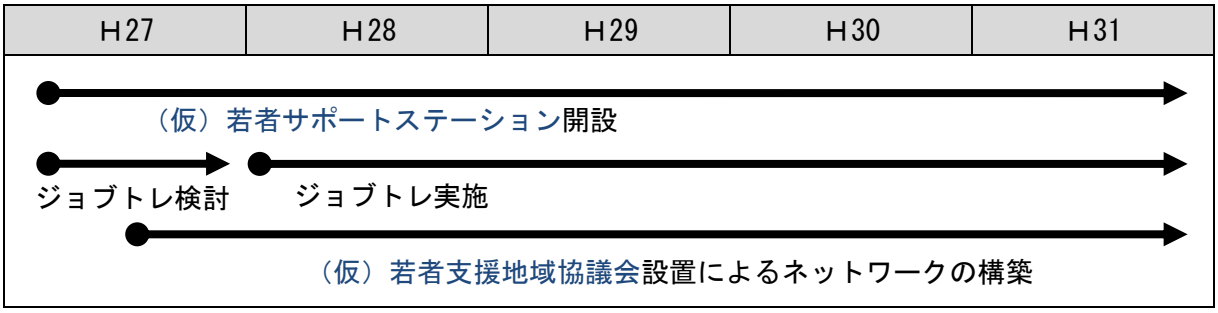


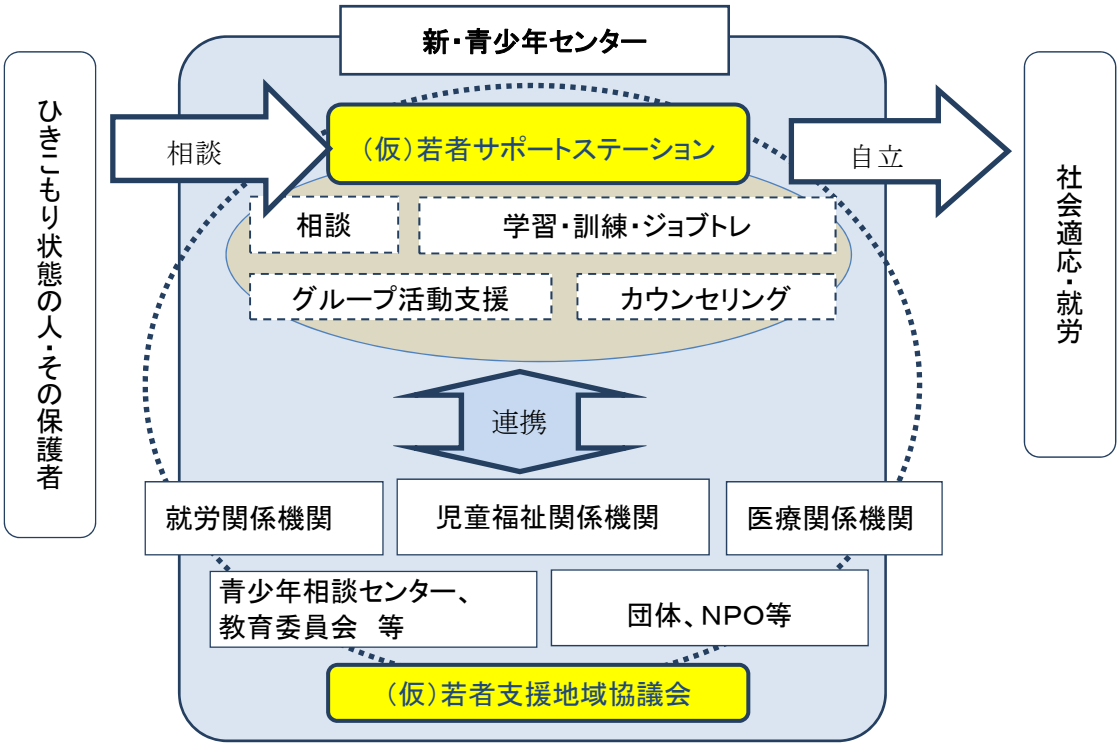

## ⑨ 親育ち交流カフェの開催

**事業概要**

保護者同士が交流したり、子育ての先輩保護者から子育てに関する話を聞いたりして、地域力を活用して学び合う関係を築きながら子育てに関する情報交換や相談をする機会として、「親育ち交流カフェ」を開催します。

「親育ち交流カフェ」は、ＰＴＡ、青少年健全育成推進協議会、学校、ＮＰＯ等がファシリテータ（進行役）となり、気軽に参加できるワークショップのスタイルで、交流館、学校、地域の施設等で開催します。

主に小中学生の子どもをもつ保護者を対象とし、意識の高い保護者だけではなく、多くの保護者が気軽に参加できるよう配慮し、家庭教育手帳「親ノート」を活用するなど、楽しく、わかりやすく学び合えるよう工夫します。

**実施スケジュール**

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|
| 実施、検証 → | 順次実施箇所、開催数拡大 → | | | |

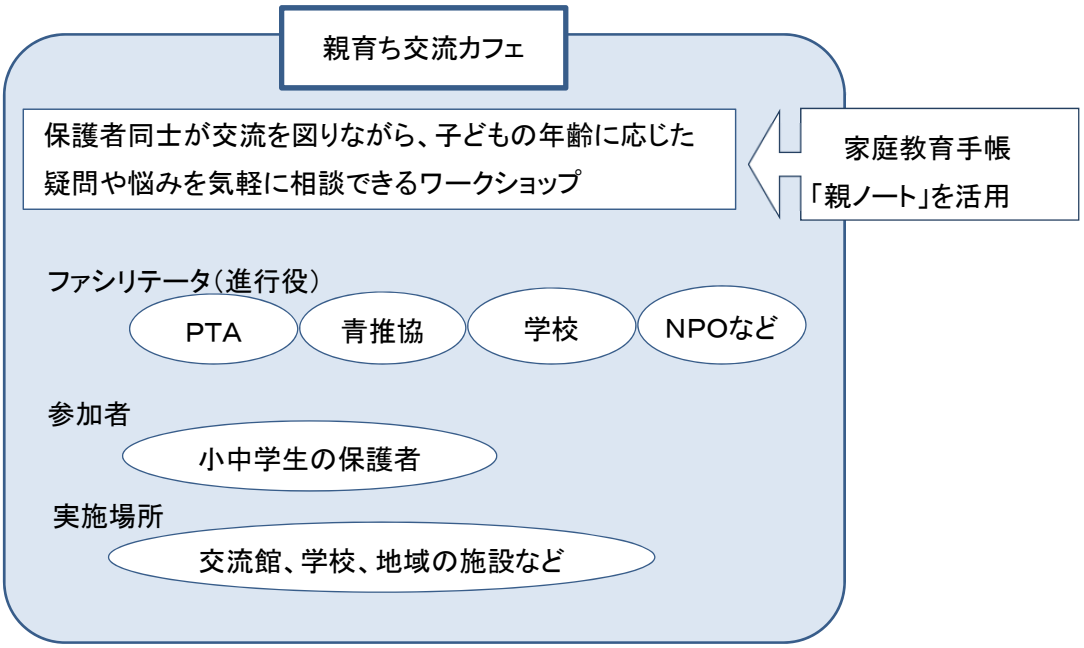

親ノート

# 第５章　子ども・子育て支援事業計画

## （１）子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度では、行政から保護者等に対して、以下の子ども・子育てにかかるサービス・事業を提供することとしています。

◆子育て支援の給付と事業の全体像

**子ども・子育て支援給付**

**施設型給付**

- ●認定こども園
- ●幼稚園
- ●保育所

**地域型保育給付**

- ●小規模保育
  （定員は６人以上 19 人以下）
- ●家庭的保育
  （保育者の居宅等において保育を行います。定員は５人以下）
- ●居宅訪問型保育
  （子どもの居宅において保育を行います。）
- ●事業所内保育
  （事業所内の施設等において保育を行います。）

**児童手当**

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、０歳から中学校修了前の児童を養育している保護者等に手当を支給します。

**地域子ども・子育て支援事業**

- ●放課後児童クラブ
  （放課後児童健全育成事業）
- ●延長保育（時間外保育事業）
- ●子育て短期支援事業
- ●地域子育て支援拠点事業
- ●一時保育（一時預かり事業）
- ●病児・病後児保育事業
- ●ファミリー・サポート・センター事業
- ●妊婦健診事業
- ●おめでとう訪問
  （乳児家庭全戸訪問事業）
- ●養育支援訪問事業
- ●利用者支援事業

施設型給付：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
地域型保育給付：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用に対する給付

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の３区分です。

◆認定区分と提供施設

| | １号認定 | ２号認定 | ３号認定 |
|---|---|---|---|
| 対象年齢 | 満３歳以上の小学校就学前の子ども | | 満３歳未満の小学校就学前の子ども |
| 対象条件 | ２号認定の子ども以外 | 保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの | |
| 利用定員を設定可能な施設 | 幼稚園・認定こども園 | 保育所・認定こども園 | 地域型保育事業 |

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、平成 27 年度からの 5 年間における「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期等を盛り込むこととされています。

本市では、平成 25 年度に実施した「豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ、量の見込みを設定しました。

◆量の見込みの算出の流れ

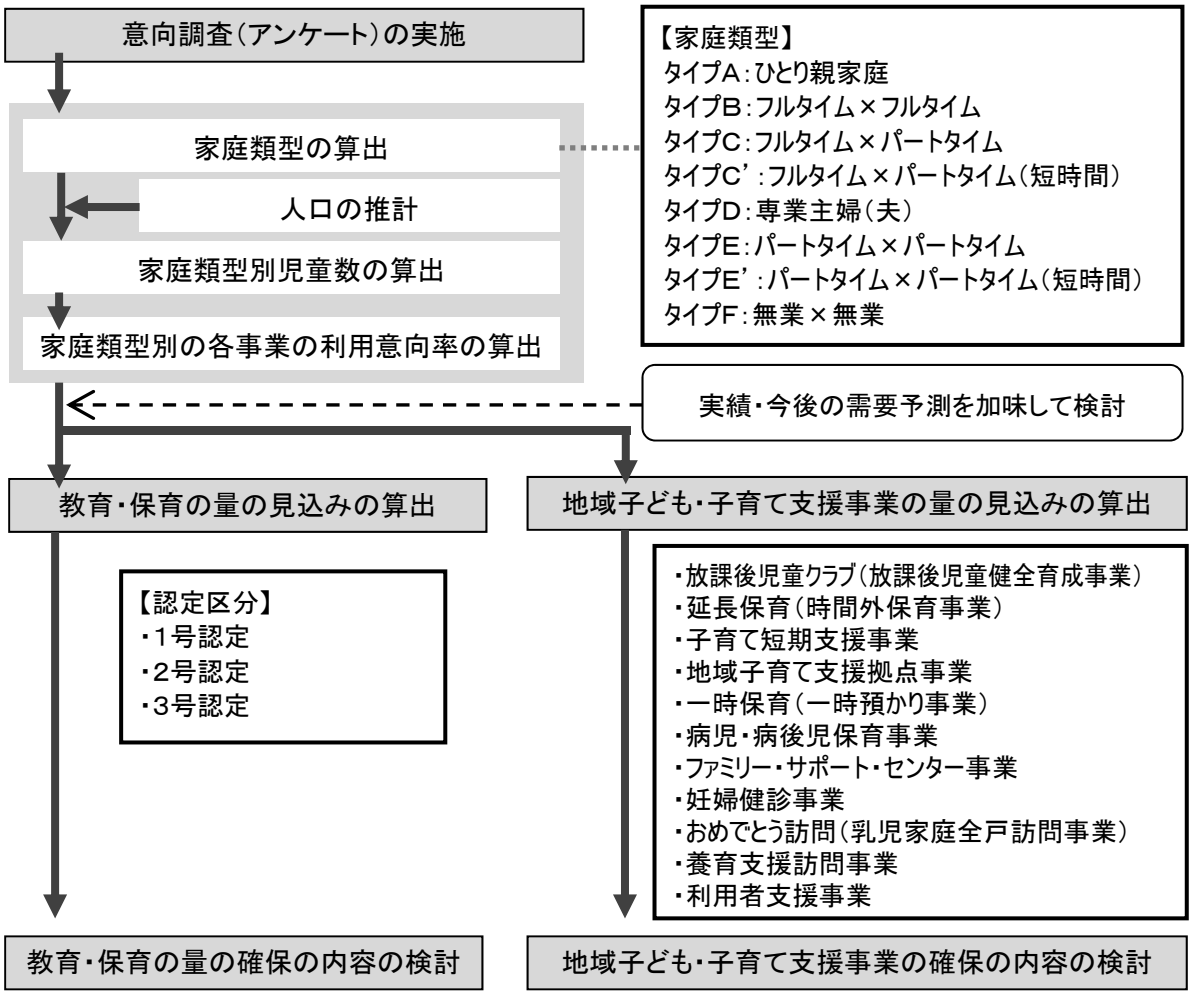

◆年齢区分別児童人口推計

量の見込みおよび確保の内容の算定の基礎となる平成27年度～31年度までの人口推計は、平成21～25年（各年10月1日）の住民基本台帳及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

| 年齢 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０歳 | 3,726 | 3,621 | 3,506 | 3,402 | 3,314 |
| １歳 | 3,887 | 3,772 | 3,665 | 3,549 | 3,443 |
| ２歳 | 4,026 | 3,839 | 3,725 | 3,620 | 3,505 |
| ３歳 | 4,050 | 3,964 | 3,780 | 3,668 | 3,564 |
| ４歳 | 4,050 | 4,009 | 3,924 | 3,741 | 3,631 |
| ５歳 | 4,019 | 4,018 | 3,977 | 3,893 | 3,712 |
| ６歳 | 4,148 | 3,981 | 3,979 | 3,939 | 3,856 |
| ７歳 | 4,162 | 4,111 | 3,945 | 3,944 | 3,904 |
| ８歳 | 4,113 | 4,149 | 4,098 | 3,933 | 3,931 |
| ９歳 | 4,037 | 4,104 | 4,140 | 4,089 | 3,924 |
| 10歳 | 4,132 | 4,021 | 4,087 | 4,123 | 4,072 |
| 11歳 | 4,219 | 4,125 | 4,014 | 4,080 | 4,116 |

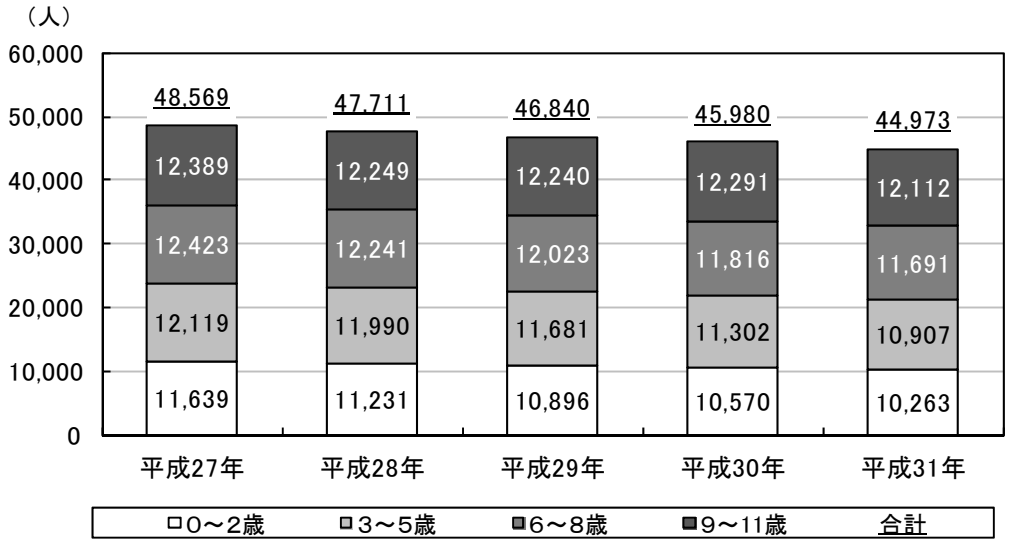

## （２）教育・保育提供区域について

国では、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

こども園及び私立幼稚園児童の分布状況を分析したところ、中学校区単位では、こども園（０～２歳児）、私立幼稚園の分布状況にばらつきが見られ、居住区域内の園に通っている割合も低いため、区域設定には不適切であり、支所単位では、こども園、私立幼稚園とも、居住区域と利用園のバランスが比較的整っており、居住区域内の園に通っている割合も高いため、中学校区単位と比較し、適切であると判断しました。

本計画においては、今後も増大が見込まれる０～２歳児の保育需要に対応していくことが必要となりますが、区域の細分化された中学校区単位での設定は、非効率な施設整備が必要となるおそれがあります。また、合併地区については、児童数が少ないことから、より広範囲で区域を設定するという考え方もできるものの、各区域の面積が広域であることや、合併の経緯を踏まえた社会的条件等を考慮し、本市の教育・保育提供区域は支所単位である 12 区域とします。

### 教育・保育提供区域（図）

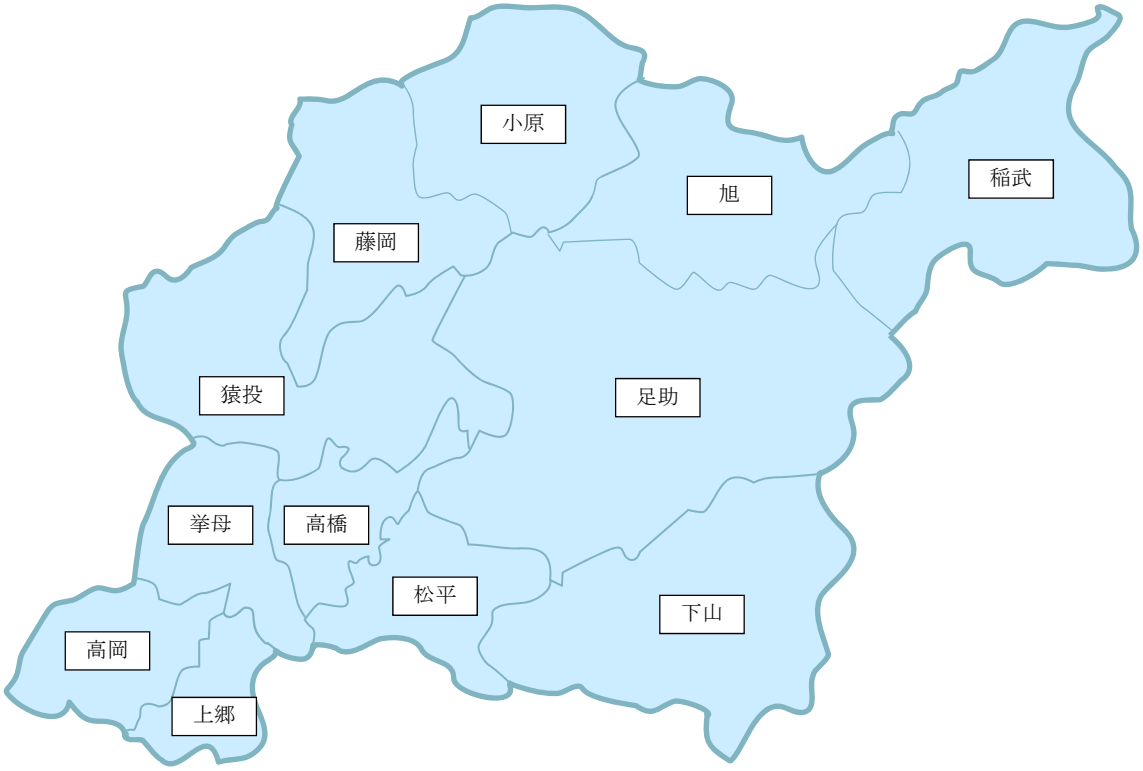

教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業を除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

**◆各事業の区域設定**

| | | 事業名 | 提供区域 |
|---|---|---|---|
| 教育・保育 | ① | ３～５歳児（１・２号認定子ども） | 12 区域 |
| | ② | ０～２歳児（３号認定子ども） | 12 区域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ① | 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | 12 区域 |
| | ② | 延長保育（時間外保育事業） | 市全域 |
| | ③ | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 市全域 |
| | ④ | 地域子育て支援拠点事業 | 市全域 |
| | ⑤ | 一時保育（一時預かり事業） | 市全域 |
| | ⑥ | 病児・病後児保育事業 | 市全域 |
| | ⑦ | ファミリー・サポート・センター事業（就学児） | 市全域 |
| | ⑧ | 妊婦健診事業 | 市全域 |
| | ⑨ | おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業） | 市全域 |
| | ⑩ | 養育支援訪問事業 | 市全域 |
| | ⑪ | 利用者支援事業 | 市全域 |

## （３）教育・保育の量の見込みと確保の内容

### ①3～5歳児（1･2号認定子ども）

【確保の方針】

・３～５歳児は、少子化の進行に伴い園児数が減少するため、現行の施設で充足します。
・ただし、３歳児については幼児教育のみの利用増加が見込まれ、こども園での受入が必要となりますが、本市ではこれまで３歳児の幼児教育は、私立幼稚園において担ってきた経緯があります。
・今後、３歳児の幼児教育のニーズを受け入れるため、公立こども園の民間移管を検討します。

単位（人）

| | | | 平成 26 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全市 | 量の見込み | 1号 | 6,507 | 5,999 | 5,948 | 5,797 | 5,611 | 5,422 |
| | | 2号 | 4,867 | 5,512 | 5,466 | 5,327 | 5,155 | 4,982 |
| | | A 合計 | 11,374 | 11,511 | 11,414 | 11,124 | 10,766 | 10,404 |
| | 確保の内容 | こども園(幼) | 1,331 | 1,300 | 1,315 | 1,285 | 1,240 | 1,179 |
| | | こども園(保) | 7,961 | 7,801 | 7,787 | 7,649 | 7,418 | 7,203 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 4,258 | 4,163 | 4,145 | 4,053 | 3,936 | 3,805 |
| | | B 合計 | 13,550 | 13,264 | 13,247 | 12,987 | 12,595 | 12,187 |
| | 充足数(B－A)※ | | 2,176 | 1,753 | 1,833 | 1,863 | 1,829 | 1,783 |

※充足数が正数の場合は、確保の内容（確保策）が量の見込み（ニーズ）に対して充足していることを表します。負数の場合は、充足していないことを表します。

## 3～5歳児（1・2号認定子ども） 区域別量の見込みと確保の内容

単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 挙母 | 量の見込み | 1号 | 2,155 | 2,162 | 2,098 | 2,066 | 1,977 |
| | | 2号 | 1,980 | 1,987 | 1,928 | 1,898 | 1,817 |
| | | A 合計 | 4,135 | 4,149 | 4,026 | 3,963 | 3,794 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 601 | 604 | 588 | 579 | 555 |
| | | こども園（保） | 2,272 | 2,282 | 2,220 | 2,188 | 2,095 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 1,727 | 1,735 | 1,688 | 1,663 | 1,593 |
| | | B 合計 | 4,601 | 4,621 | 4,496 | 4,430 | 4,243 |
| | 充足数（B－A） | | 466 | 472 | 470 | 467 | 449 |
| 高橋 | 量の見込み | 1号 | 803 | 779 | 775 | 725 | 688 |
| | | 2号 | 738 | 716 | 712 | 666 | 632 |
| | | A 合計 | 1,541 | 1,494 | 1,488 | 1,390 | 1,320 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 241 | 236 | 237 | 222 | 211 |
| | | こども園（保） | 819 | 801 | 803 | 752 | 714 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 862 | 843 | 845 | 791 | 752 |
| | | B 合計 | 1,922 | 1,881 | 1,885 | 1,764 | 1,677 |
| | 充足数（B－A） | | 381 | 387 | 397 | 374 | 357 |
| 上郷 | 量の見込み | 1号 | 498 | 476 | 454 | 441 | 430 |
| | | 2号 | 458 | 437 | 417 | 405 | 395 |
| | | A 合計 | 956 | 913 | 871 | 846 | 825 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 145 | 138 | 132 | 128 | 125 |
| | | こども園（保） | 926 | 884 | 844 | 820 | 799 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 268 | 256 | 244 | 237 | 231 |
| | | B 合計 | 1,338 | 1,277 | 1,220 | 1,185 | 1,155 |
| | 充足数（B－A） | | 382 | 364 | 349 | 339 | 330 |

単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高岡 | 量の見込み | 1号 | 1,043 | 1,024 | 1,009 | 968 | 923 |
| | | 2号 | 959 | 941 | 927 | 889 | 848 |
| | | A 合計 | 2,002 | 1,966 | 1,935 | 1,858 | 1,771 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 182 | 179 | 177 | 170 | 162 |
| | | こども園（保） | 1,488 | 1,463 | 1,442 | 1,384 | 1,321 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 359 | 353 | 348 | 334 | 318 |
| | | B 合計 | 2,030 | 1,995 | 1,967 | 1,888 | 1,801 |
| | 充足数（B－A） | | 28 | 29 | 32 | 30 | 30 |
| 猿投 | 量の見込み | 1号 | 901 | 902 | 872 | 838 | 833 |
| | | 2号 | 828 | 829 | 801 | 770 | 765 |
| | | A 合計 | 1,729 | 1,732 | 1,672 | 1,609 | 1,598 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | こども園（保） | 1,109 | 1,115 | 1,082 | 1,044 | 1,037 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 643 | 646 | 627 | 605 | 601 |
| | | B 合計 | 1,752 | 1,762 | 1,708 | 1,649 | 1,638 |
| | 充足数（B－A） | | 23 | 30 | 36 | 40 | 40 |
| 松平 | 量の見込み | 1号 | 138 | 137 | 132 | 128 | 131 |
| | | 2号 | 127 | 125 | 121 | 118 | 120 |
| | | A 合計 | 265 | 262 | 254 | 246 | 251 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | こども園（保） | 212 | 211 | 205 | 200 | 205 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 76 | 76 | 74 | 72 | 74 |
| | | B 合計 | 288 | 287 | 279 | 272 | 279 |
| | 充足数（B－A） | | 23 | 25 | 25 | 26 | 28 |

単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤岡 | 量の見込み | 1号 | 251 | 255 | 243 | 250 | 252 |
| | | 2号 | 231 | 235 | 224 | 230 | 232 |
| | | A 合計 | 482 | 490 | 467 | 480 | 484 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | こども園（保） | 439 | 452 | 436 | 448 | 452 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 229 | 236 | 228 | 234 | 236 |
| | | B 合計 | 668 | 689 | 663 | 683 | 688 |
| | 充足数（B－A） | | 186 | 199 | 196 | 203 | 204 |
| 小原 | 量の見込み | 1号 | 36 | 29 | 30 | 27 | 28 |
| | | 2号 | 33 | 27 | 28 | 25 | 26 |
| | | A 合計 | 69 | 56 | 58 | 52 | 54 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | こども園（保） | 99 | 87 | 96 | 91 | 96 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | 99 | 87 | 96 | 91 | 96 |
| | 充足数（B－A） | | 30 | 31 | 38 | 39 | 42 |
| 足助 | 量の見込み | 1号 | 81 | 89 | 90 | 82 | 77 |
| | | 2号 | 75 | 82 | 83 | 75 | 71 |
| | | A 合計 | 156 | 172 | 173 | 158 | 148 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 90 | 101 | 104 | 95 | 90 |
| | | こども園（保） | 211 | 237 | 242 | 222 | 209 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | 301 | 338 | 346 | 317 | 299 |
| | 充足数（B－A） | | 145 | 166 | 173 | 159 | 151 |

単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下山 | 量の見込み | 1号 | 49 | 47 | 51 | 46 | 50 |
| | | 2号 | 45 | 43 | 47 | 42 | 46 |
| | | A 合計 | 93 | 91 | 98 | 87 | 97 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | こども園（保） | 130 | 139 | 169 | 164 | 183 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | 130 | 139 | 169 | 164 | 183 |
| | 充足数（B－A） | | 37 | 48 | 71 | 77 | 86 |
| 旭 | 量の見込み | 1号 | 24 | 29 | 24 | 22 | 16 |
| | | 2号 | 22 | 27 | 22 | 20 | 15 |
| | | A 合計 | 45 | 57 | 46 | 43 | 31 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 40 | 56 | 49 | 47 | 37 |
| | | こども園（保） | 49 | 69 | 60 | 57 | 46 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | 88 | 125 | 108 | 104 | 83 |
| | 充足数（B－A） | | 43 | 68 | 62 | 61 | 52 |
| 稲武 | 量の見込み | 1号 | 20 | 18 | 19 | 17 | 16 |
| | | 2号 | 18 | 16 | 17 | 16 | 15 |
| | | A 合計 | 38 | 34 | 36 | 33 | 31 |
| | 確保の内容 | こども園（幼） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | こども園（保） | 47 | 47 | 51 | 47 | 45 |
| | | 私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | 47 | 47 | 51 | 47 | 45 |
| | 充足数（B－A） | | 9 | 13 | 15 | 14 | 14 |

◎３歳児の幼児教育のみのニーズと受入枠

単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 挙母 | A 量の見込み | 617 | 653 | 610 | 588 | 573 |
| | B 確保の内容 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| | 充足数（B－A） | ▲17 | ▲53 | ▲10 | 12 | 27 |
| 高橋 | A 量の見込み | 248 | 229 | 210 | 203 | 196 |
| | B 確保の内容 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | 充足数（B－A） | 62 | 71 | 90 | 97 | 104 |
| 上郷 | A 量の見込み | 145 | 140 | 136 | 133 | 129 |
| | B 確保の内容 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 充足数（B－A） | ▲65 | ▲60 | ▲56 | ▲53 | ▲49 |
| 高岡 | A 量の見込み | 311 | 308 | 286 | 275 | 268 |
| | B 確保の内容 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| | 充足数（B－A） | ▲171 | ▲168 | ▲146 | ▲135 | ▲128 |
| 猿投 | A 量の見込み | 266 | 233 | 241 | 238 | 229 |
| | B 確保の内容 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| | 充足数（B－A） | ▲26 | 7 | ▲1 | 2 | 13 |
| 松平 | A 量の見込み | 42 | 36 | 39 | 38 | 38 |
| | B 確保の内容 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 充足数（B－A） | 18 | 24 | 21 | 22 | 22 |
| 藤岡 | A 量の見込み | 67 | 71 | 72 | 73 | 73 |
| | B 確保の内容 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 充足数（B－A） | 13 | 9 | 8 | 7 | 7 |

## ②0～2歳児（3号認定子ども）

【確保の方針】

・今後、０～２歳児のニーズ増加が見込まれるため、既存こども園の増改築や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により受入枠の拡大を図ります。
・なお、不足分については、引き続き豊田市認証保育所により受入枠を確保するとともに、豊田市認証保育所の地域型保育事業への移行を推進することで、質の向上を図ります

単位（人）

| | | | | 平成 26 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全市 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 137 | 164 | 181 | 197 | 211 | 223 |
| | | | 1･2歳 | 1,635 | 1,952 | 2,118 | 2,297 | 2,464 | 2,569 |
| | | A 合計 | | 1,772 | 2,116 | 2,299 | 2,494 | 2,675 | 2,792 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 2,012 | 2,217 | 2,301 | 2,220 | 2,220 | 2,220 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 80 | 75 | 191 | 401 | 401 | 401 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 220 | 220 | 190 | 130 | 130 | 130 |
| | | | 事業所 | 158 | 158 | 158 | 158 | 158 | 158 |
| | | 小規模保育 | | － | 0 | 19 | 57 | 57 | 57 |
| | | 家庭的保育 | | － | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | － | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | － | 0 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | | B 合計 | | 2,470 | 2,670 | 2,879 | 2,986 | 2,986 | 2,986 |
| | 充足数（B－A） | | | 320 | 554 | 580 | 492 | 311 | 194 |

## 0～2歳児（3号認定子ども）　区域別量の見込みと確保の内容

単位（人）

| | | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 挙母 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 65 | 72 | 78 | 83 | 88 |
| | | | 1・2歳 | 772 | 825 | 893 | 960 | 996 |
| | | A　合計 | | 837 | 897 | 971 | 1,044 | 1,084 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 796 | 858 | 738 | 738 | 738 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 30 | 30 | 220 | 220 | 220 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 150 | 120 | 60 | 60 | 60 |
| | | | 事業所 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 19 | 57 | 57 | 57 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | | B　合計 | | 1,034 | 1,105 | 1,153 | 1,153 | 1,153 |
| | 充足数（B－A） | | | 197 | 208 | 182 | 109 | 69 |
| 高橋 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 20 | 22 | 23 | 25 | 27 |
| | | | 1・2歳 | 243 | 259 | 279 | 296 | 311 |
| | | A　合計 | | 263 | 280 | 302 | 321 | 337 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 262 | 284 | 298 | 298 | 298 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| | | | 事業所 | 17 | 17 | 17 | 17 | 7 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B　合計 | | 310 | 397 | 411 | 411 | 411 |
| | 充足数（B－A） | | | 47 | 117 | 109 | 90 | 74 |

単位（人）

| | | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上郷 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 16 | 17 | 19 | 21 | 22 |
| | | | 1・2歳 | 168 | 185 | 202 | 219 | 236 |
| | | A 合計 | | 183 | 203 | 221 | 239 | 258 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 258 | 258 | 258 | 258 | 258 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | | 事業所 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 284 | 284 | 304 | 304 | 304 |
| | 充足数（B－A） | | | 101 | 81 | 83 | 65 | 46 |
| 高岡 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 31 | 34 | 37 | 40 | 42 |
| | | | 1・2歳 | 352 | 376 | 406 | 434 | 464 |
| | | A 合計 | | 382 | 410 | 442 | 474 | 506 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 401 | 401 | 421 | 421 | 421 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | | | 事業所 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 447 | 447 | 467 | 467 | 467 |
| | 充足数（B－A） | | | 65 | 37 | 25 | ▲7 | ▲39 |

単位（人）

| | | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 猿投 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 19 | 21 | 23 | 24 | 24 |
| | | | 1・2歳 | 247 | 279 | 303 | 320 | 309 |
| | | A 合計 | | 267 | 300 | 325 | 344 | 333 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | | | 事業所 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 297 | 348 | 348 | 348 | 348 |
| | 充足数（B－A） | | | 30 | 48 | 23 | 4 | 15 |
| 松平 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| | | | 1・2歳 | 38 | 44 | 49 | 54 | 59 |
| | | A 合計 | | 41 | 48 | 53 | 59 | 64 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 40 | 40 | 45 | 45 | 45 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 48 | 48 | 53 | 53 | 53 |
| | 充足数（B－A） | | | 7 | 0 | 0 | ▲6 | ▲11 |

単位（人）

| | | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤岡 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | | | 1・2歳 | 76 | 87 | 97 | 106 | 116 |
| | | A 合計 | | 82 | 94 | 105 | 115 | 125 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| | 充足数（B－A） | | | 52 | 40 | 29 | 19 | 9 |
| 小原 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 1・2歳 | 8 | 11 | 11 | 12 | 13 |
| | | A 合計 | | 9 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 充足数（B－A） | | | 3 | 1 | 0 | ▲1 | ▲2 |

単位（人）

| | | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 足助 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | | | 1・2歳 | 25 | 26 | 28 | 30 | 31 |
| | | A 合計 | | 27 | 28 | 31 | 32 | 33 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| | 充足数（B－A） | | | 14 | 13 | 10 | 9 | 8 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下山 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 1・2歳 | 13 | 17 | 20 | 22 | 24 |
| | | A 合計 | | 15 | 19 | 22 | 24 | 26 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 充足数（B－A） | | | 9 | 5 | 2 | 0 | ▲2 |

単位（人）

| | | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 旭 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 1・2歳 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| | | A 合計 | | 6 | 5 | 5 | 6 | 5 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 充足数（B－A） | | | 12 | 13 | 13 | 12 | 13 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 稲武 | 量の見込み | 3号 | 0歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 1・2歳 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| | | A 合計 | | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 |
| | 確保の内容 | こども園（保） | | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | | 幼保連携型認定こども園 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 豊田市認証保育所 | 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小規模保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 家庭的保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 居宅訪問型保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 事業所内保育 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | B 合計 | | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 充足数（B－A） | | | 14 | 14 | 13 | 13 | 12 |

## （４）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### ①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休業中に、専用の活動室や小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

・確保の内容の数値は、現在開設している 61 の放課後児童クラブの定員数（うち１クラブは民設民営）の合計で、概ね量の見込みに対応できます。
・量の見込みが確保の内容を上回っている一部の地区や、夏休み等長期休業中は、必要に応じて学校施設等を活動室として確保し対応します。
・未設置区域においては、開設条件を満たした場合には、必要に応じて開設します。

単位：人、（）はクラブ数

| 全　市 | | 平成 26 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 低学年 | 2,256 | 2,309 | 2,277 | 2,239 | 2,211 | 2,193 |
| | 高学年 | 386 | 997 | 983 | 986 | 988 | 975 |
| | A　合計 | 2,642 | 3,306 | 3,260 | 3,225 | 3,199 | 3,168 |
| B　確保の内容 | | 4,096<br>(61) | 4,096<br>(61) | 4,096<br>(61) | 4,096<br>(61) | 4,096<br>(61) | 4,096<br>(61) |
| 充足数（B－A） | | 1,454 | 790 | 836 | 871 | 897 | 928 |

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）　区域別量の見込みと確保の内容

単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 挙母 | 量の見込み | 低学年 | 683 | 673 | 665 | 642 | 644 |
| | | 高学年 | 296 | 290 | 289 | 292 | 288 |
| | | A　合計 | 979 | 963 | 954 | 934 | 932 |
| | B　確保の内容 | | 984 | 984 | 984 | 984 | 984 |
| | 充足数（B－A） | | 5 | 21 | 30 | 50 | 52 |
| 高橋 | 量の見込み | 低学年 | 307 | 308 | 292 | 299 | 291 |
| | | 高学年 | 135 | 137 | 137 | 132 | 133 |
| | | A　合計 | 442 | 445 | 429 | 431 | 424 |
| | B　確保の内容 | | 666 | 666 | 666 | 666 | 666 |
| | 充足数（B－A） | | 224 | 221 | 237 | 235 | 242 |
| 上郷 | 量の見込み | 低学年 | 185 | 182 | 180 | 169 | 161 |
| | | 高学年 | 84 | 79 | 74 | 76 | 75 |
| | | A　合計 | 269 | 261 | 254 | 245 | 236 |
| | B　確保の内容 | | 462 | 462 | 462 | 462 | 462 |
| | 充足数（B－A） | | 193 | 201 | 208 | 217 | 226 |
| 高岡 | 量の見込み | 低学年 | 417 | 411 | 391 | 376 | 369 |
| | | 高学年 | 187 | 182 | 181 | 179 | 176 |
| | | A　合計 | 604 | 593 | 572 | 555 | 545 |
| | B　確保の内容 | | 626 | 626 | 626 | 626 | 626 |
| | 充足数（B－A） | | 22 | 33 | 54 | 71 | 81 |
| 猿投 | 量の見込み | 低学年 | 485 | 479 | 488 | 493 | 494 |
| | | 高学年 | 185 | 192 | 199 | 209 | 206 |
| | | A　合計 | 670 | 671 | 687 | 702 | 700 |
| | B　確保の内容 | | 793 | 793 | 793 | 793 | 793 |
| | 充足数（B－A） | | 123 | 122 | 106 | 91 | 95 |
| 松平 | 量の見込み | 低学年 | 53 | 49 | 50 | 54 | 53 |
| | | 高学年 | 25 | 24 | 26 | 23 | 21 |
| | | A　合計 | 78 | 73 | 76 | 77 | 74 |
| | B　確保の内容 | | 129 | 129 | 129 | 129 | 129 |
| | 充足数（B－A） | | 51 | 56 | 53 | 52 | 55 |

単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤岡 | 量の見込み | 低学年 | 101 | 100 | 98 | 95 | 97 |
| | | 高学年 | 50 | 47 | 46 | 44 | 43 |
| | | A 合計 | 151 | 147 | 144 | 139 | 140 |
| | B 確保の内容 | | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 |
| | 充足数（B－A） | | 44 | 48 | 51 | 56 | 55 |
| 小原 | 量の見込み | 低学年 | 11 | 13 | 14 | 14 | 11 |
| | | 高学年 | 6 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| | | A 合計 | 17 | 18 | 19 | 19 | 17 |
| | B 確保の内容 | | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 充足数（B－A） | | 23 | 22 | 21 | 21 | 23 |
| 足助 | 量の見込み | 低学年 | 35 | 33 | 31 | 32 | 35 |
| | | 高学年 | 12 | 13 | 14 | 15 | 14 |
| | | A 合計 | 47 | 46 | 45 | 47 | 49 |
| | B 確保の内容 | | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 |
| | 充足数（B－A） | | 78 | 79 | 80 | 78 | 76 |
| 下山 | 量の見込み | 低学年 | 18 | 15 | 15 | 19 | 19 |
| | | 高学年 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| | | A 合計 | 27 | 23 | 23 | 26 | 26 |
| | B 確保の内容 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 充足数（B－A） | | 3 | 7 | 7 | 4 | 4 |
| 旭 | 量の見込み | 低学年 | 8 | 7 | 8 | 10 | 12 |
| | | 高学年 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| | | A 合計 | 12 | 10 | 12 | 13 | 15 |
| | B 確保の内容 | | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| | 充足数（B－A） | | 34 | 36 | 34 | 33 | 31 |
| 稲武 | 量の見込み | 低学年 | 6 | 7 | 7 | 8 | 7 |
| | | 高学年 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | A 合計 | 10 | 10 | 10 | 11 | 10 |
| | B 確保の内容 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 充足数（B－A） | | ▲10 | ▲10 | ▲10 | ▲11 | ▲10 |

※稲武地区においては、稲武ふれあい子ども館が放課後の子どもの居場所となっており、放課後児童クラブは設置していない。

## ②延長保育（時間外保育事業）

【事業内容】

こども園、認定こども園の基本保育時間（８：30～15：00）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業です。

・７時30分から８時30分までの早朝保育実施園：53園
・18時までの延長保育実施園：19園
・19時までの延長保育実施園：34園

【確保の方針】

・19 時まで延長保育実施園の定員数で受入れが可能です。
・私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等により、19 時までの延長保育実施園を拡大します。
・延長保育時間の拡大（19 時以降の延長保育）について、小規模保育事業、事業所内保育事業により対応します。

単位：人、（）は実施か所数

| | 平成 26 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 953 | 1,905 | 1,865 | 1,815 | 1,759 | 1,704 |
| B 確保の内容 | 6,426<br>(34) | 6,609<br>(37) | 6,928<br>(41) | 7,315<br>(44) | 7,315<br>(44) | 7,315<br>(44) |
| 充足数（B－A） | 5,473 | 4,704 | 5,063 | 5,500 | 5,556 | 5,611 |

## ③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、必要な児童の養育・保護を行う事業です。

【確保の方針】

・児童養護施設等に委託し、想定した見込みに対応した定員を確保します。

単位：人日、（）は実施か所数

| | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| B 確保の内容 | 60<br>(5) | 60<br>(5) | 60<br>(5) | 60<br>(5) | 60<br>(5) | 60<br>(5) |
| 充足数（B－A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

・とよた子育て総合支援センター　　・志賀子どもつどいの広場
・柳川瀬子どもつどいの広場　　・地域子育て支援センター（13か所）

【確保の方針】

・既存の 16 か所の施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。

単位：人回、（）は実施か所数

| | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 340,950 | 330,000 | 330,000 | 330,000 | 330,000 | 330,000 |
| B 確保の内容 | 340,950<br>（16） | 330,000<br>（16） | 330,000<br>（16） | 330,000<br>（16） | 330,000<br>（16） | 330,000<br>（16） |
| 充足数（B－A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ⑤一時保育（一時預かり事業）

【事業内容】

保護者の傷病、入院、育児疲れ等の理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園において児童を一時的に保育する事業です。

【確保の方針】

・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターにおいて、量の見込みに対応します。
「一時預かり事業」：過去４年間の実績の平均値を確保の内容とします。
「ファミリー・サポート・センター」：想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

単位：人日、（）は実施か所数

| | | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | | 6,533 | 6,040 | 5,865 | 5,671 | 5,463 | 5,261 |
| 確保の内容 | 一時預かり事業 | 940<br>（83） | 1,062<br>（86） | 1,062<br>（90） | 1,062<br>（93） | 1,062<br>（93） | 1,062<br>（93） |
| | ファミリー・サポート・センター（就学前児童） | 5,593 | 4,978 | 4,803 | 4,609 | 4,401 | 4,199 |
| | B 合計 | 6,533 | 6,040 | 5,865 | 5,671 | 5,463 | 5,261 |
| 充足数（B－A） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気やけがにより安静を必要とするため、集団保育・学校生活に入れない児童を、病院・こども園等に付設された専用スペース等において、保護者の仕事等の都合により自宅で療養できない場合に、一時的に保育する事業です。

【確保の方針】

・確保の内容の算定は、(病児・病後児保育事業実施施設の定員)×(週当たり開所日数)×(52週)。

・利用が集中する時期に対応するため、病児保育施設を新規に開設します。新規に開設するのは、地域バランスを考慮し南部地域とします。(併せて、病後児保育施設の在り方について、見直しを行います。)

単位：人日、()は実施か所数

| | | 平成25年度(実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | | 1,167 | 2,910 | 2,844 | 2,765 | 2,679 | 2,593 |
| 確保の内容 | 病児保育事業 | 3,536 (2) | 3,536 (2) | 3,536 (2) | 4,784 (3) | 4,784 (3) | 4,784 (3) |
| | 病後児保育事業 | 1,248 (1) | 1,248 (1) | 1,248 (1) | 1,248 (1) | 1,248 (1) | 1,248 (1) |
| | B 合計 | 4,784 | 4,784 | 4,784 | 6,032 | 6,032 | 6,032 |
| 充足数(B－A) | | 3,617 | 1,874 | 1,940 | 3,267 | 3,353 | 3,439 |

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

・想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

単位(人日)

| | 平成25年度(実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 3,655 | 4,087 | 4,035 | 4,035 | 4,052 | 4,000 |
| B 確保の内容 | 3,655 | 4,087 | 4,035 | 4,035 | 4,052 | 4,000 |
| 充足数(B－A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ⑧妊婦健診事業

【事業内容】

安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。

【確保の方針】

・県内医療機関等へ委託し、想定した見込みに対応します。
＜実施時期＞通年
＜実施体制＞県内医療機関等へ委託
＜回数＞妊娠 23 週まで（４回：月１回程度）、24～35 週（６回：２週間に１回程度）、
36 週～出産まで（４回：毎週）　計 14 回

単位（人回）

| | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 52,260 | 47,073 | 45,578 | 44,226 | 43,082 | 42,289 |
| B 確保の内容 | 52,260 | 47,073 | 45,578 | 44,226 | 43,082 | 42,289 |
| 充足数（B－A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ⑨おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業内容】

育児不安が強くなる概ね生後１～３か月児の乳児を持つ子育て家庭に対して、母子保健推進員による家庭訪問を実施します。

【確保の方針】

・豊田市母子保健推進員の会に委託し、想定した見込みに対応します。

単位（人）

| | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 3,933 | 3,726 | 3,621 | 3,506 | 3,402 | 3,314 |
| B 確保の内容 | 3,933 | 3,726 | 3,621 | 3,506 | 3,402 | 3,314 |
| 充足数（B－A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ⑩養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、ヘルパー等による育児・家事援助や保健師・助産師等による専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援等を行う事業です。

【確保の方針】

＜ヘルパー派遣＞社会福祉協議会に委託し、想定した見込みに対応します。
＜助産師訪問＞委託助産師（８名）確保・配置し、想定した見込みに対応します。

単位（世帯）

| | | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | ヘルパー派遣 | 132 | 338 | 338 | 338 | 338 | 338 |
| | 助産師訪問 | 1,134 | 1,120 | 1,090 | 1,060 | 1,020 | 1,000 |
| | A 合計 | 1,266 | 1,458 | 1,428 | 1,398 | 1,358 | 1,338 |
| 確保の内容 | ヘルパー派遣 | 132 | 338 | 338 | 338 | 338 | 338 |
| | 助産師訪問 | 1,134 | 1,120 | 1,090 | 1,060 | 1,020 | 1,000 |
| | B 合計 | 1,266 | 1,458 | 1,428 | 1,398 | 1,358 | 1,338 |
| 充足数（B－A） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ⑪利用者支援事業

【事業内容】

子育て支援センター等の身近な場所において、市の教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じた相談・助言等を行う事業です。

【確保の方針】

・とよた子育て総合支援センター、子どもつどいの広場、地域子育て支援センターにおいて、機能を確保します。

単位（か所）

| | 平成 26 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 量の見込み | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| B 確保の内容 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 充足数（B－A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## （５）教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について

### ①認定こども園の普及にかかる基本的な考え方及び推進方策

本市では、就学前児童やその保護者に対して均等な教育・保育を一体的に提供するため、公立幼稚園と公私立保育園を「こども園」として、独自の幼保一体化施策を進めています。これにより、１号認定子どもの受け入れなど、ほとんどのこども園において認定こども園の機能を有しています。今後、こども園について、課題を整理したうえで、幼保連携型認定こども園への移行を検討します。

また、既存の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であるとされています。本市においても、地域や事業者の実情を勘案しながら、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を円滑に行えるよう支援を行います。

### ②幼稚園教諭と保育士の合同研修に関する支援

本市では、公私立こども園、私立幼稚園において、合同の研修を継続的に実施しています。今後もお互いの専門性や教育・保育の内容の理解を共に深めるため、合同研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

### ③質の高い教育・保育の提供

本市では、国が示す「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に基づき、平成３年に「豊田市幼稚園・保育園教育課程」を策定し、４・５歳児のカリキュラムを統一しました。平成１６年の改定では、０～５歳児までの教育・保育期間全体にわたる計画として、「豊田市保育課程・指導計画」を策定しました。こども園においては、本計画に従い均一で質の高い幼児教育・保育を提供しています。

私立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を実施しており、その上で、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。

こども園と私立幼稚園が、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指します。

### ④地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方及び推進方策

本市は、全国に先駆けての母子保健推進員のボランティアによるおめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施、とよた子育て総合支援センターをはじめ１６か所の子育て支援施設（子育て支援拠点事業）の設置など、地域子育て支援施策の充実を図ってきました。

引き続き、子育て家庭のニーズに応じ支援策の充実を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備を進め、まち全体で子どもを育む社会の実現に向けた取組を進めていきます。

### ⑤教育・保育施設と小学校との連携

こども園・私立幼稚園と小学校との円滑な連携を図るため、情報の共有化や園児と小学生との交流や職員間の交流を進め、本市の幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続につなげます。

# 第６章　計画の推進体制

## （１）計画の推進体制

本計画の推進にあたり、以下の会議による事業・施策の実施状況に関する進捗管理、評価等を行います。

### ＜豊田市子どもにやさしいまちづくり会議＞

本市では、子ども条例第27条に基づき、平成20年７月から「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置しています。推進会議では、①子ども総合計画に関すること、②子どもに関する施策の実施状況に関すること、③その他子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っています。

推進会議の委員は、子どもにやさしいまちづくりを進めるために、広範な分野にわたる総合的な取組が必要とされることに照らして考え、児童福祉等関連分野の有識者、保育・児童福祉関係者、教育関係者、保健・医療関係者、労働関係者、青少年関係者、市民公募委員等、多様な構成となっています。

本計画の推進においては、この推進会議が、計画推進体制の要として、事業・施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行っていきます。

### ＜豊田市子ども会議＞

本市では、子ども条例第19条に基づき、子どもの意見や考えを聴き、市政及び地域まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議（以下「子ども会議」という。）」を設置しています。子ども会議は、幅広い年齢の子どもの意見を聴くために、小学生から高校生までを対象とした子ども委員で構成されています。

本計画の推進においては、計画事業への子どもの意見の提言・提案等の役割を担っていきます。

### ＜子ども･子育て支援庁内推進会議＞

本計画の推進においては、庁内の横断的な取組を図るため、「子ども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、主に重点事業の実施に向けた検討を中心に、子ども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見取りまとめ・意思決定を行います。

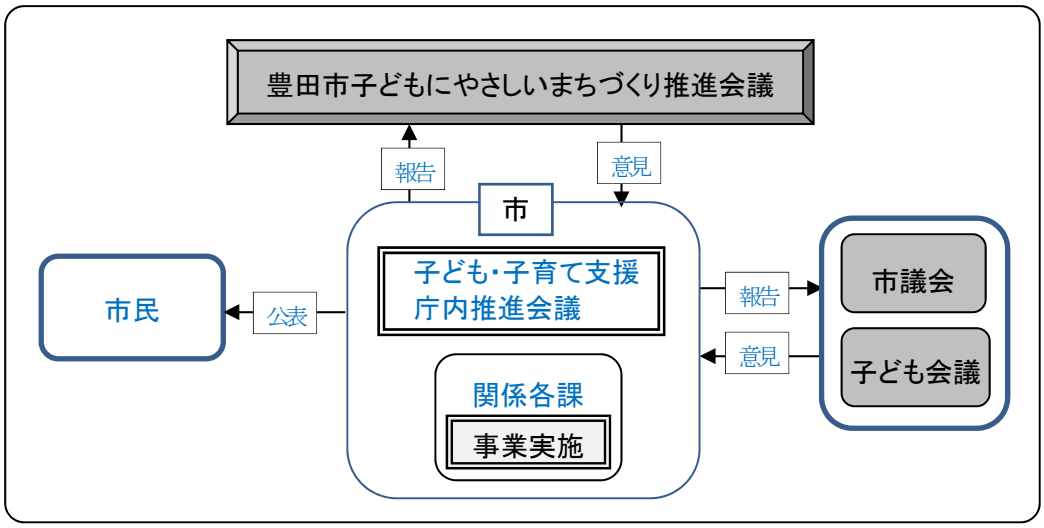


## （２）計画の評価

本計画の推進に向けては、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）という過程（いわゆる「ＰＤＣＡサイクル」）に基づき、事業の実施状況を毎年調査・公表していきます。

個別事業の進捗を測る指標（アウトプット）に加え、利用者の視点に立った成果指標（アウトカム）を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげられるよう、本市においても適切な進捗管理を行います。

計画期間の中間年の平成２９年度に、必要に応じて計画数値の中間見直しを実施します。

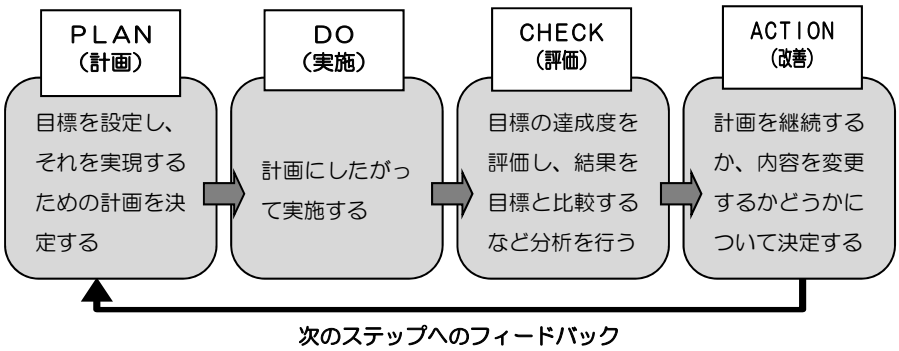


計画の評価は、「基本施策」の各個別事業及び「重点事業」の実施状況の評価については、毎年度実施します。また、計画の総合評価として、計画全体の成果指標の評価について、次期計画の施策準備段階である平成３０年度に実施予定の「意向調査」等を活用して評価を行います。

なお、評価結果については、推進会議へ報告、点検及び評価を加えた後、市民へ公表します。